

全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局（社会）

目 次

(重点事項)	頁
第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について (地域福祉課)	
1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について	5
2 重層的支援体制整備事業の創設について	6
3 令和3年度予算案について	10
4 その他	12
第2 生活困窮者自立支援制度の推進について (生活困窮者自立支援室)	
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応	20
2 生活困窮者自立支援制度の推進	27
3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について	37
第3 生活保護制度について (保護課、自立推進・指導監査室)	
1 生活保護を取り巻く現状について	47
2 保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進	49
3 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について	51
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	55
5 被保護者等の居宅生活移行への支援について	59
6 就労支援の充実について	59
7 子どもの大学等進学支援等について	61
8 令和3年度の生活保護基準について	62
9 その他制度の適正な運用について	63
10 生活保護法施行事務監査等について	72
第4 自殺対策の推進について (自殺対策推進室)	

1	自殺対策の状況等について	100
2	今後の自殺対策について	102
第5	ひきこもり支援について（地域福祉課）	
1	これまでのひきこもり支援について	104
2	就職氷河期世代支援について	104
3	令和2年度におけるひきこもり支援に関する動き	105
4	令和3年度 of 取組について	106
5	ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて	107
第6	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	
1	現状及び課題について	114
2	令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算案について	115
3	来年度の取組方針について	116
第7	福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1	福祉・介護人材確保対策について	118
2	外国人介護人材の受入れについて	137
第8	社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉連携推進法人制度の創設について	162
2	社会福祉法人制度の運営について	164
3	社会福祉法人関連の令和3年度予算案（「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」）について	169
第9	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	170
2	独立行政法人福祉医療機構について	179
第10	矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）	184

第 11	地域福祉の推進について（地域福祉課）	
1	地域福祉（支援）計画について	189
2	民生委員について	190
3	社会福祉協議会について	194
4	災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業	195
5	被災者に対する見守り等の支援の推進について	196
6	寄り添い型相談支援事業について	196
第 12	地方改善事業等について（地域福祉課）	
1	地方改善事業の実施について	198
2	アイヌ施策の推進について	199
3	関係部局・機関との連携方策について	200
4	人権課題に関する啓発等の推進について	200
5	他法における状況について	201
第 13	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	
1	生協行政の基本的考え方について	203
2	適正な運営管理及び事業の健全な運営について	203
3	事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組につ いて	204
4	税制改正について	205
5	消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	206
6	災害時の員外利用に係る取扱について	206
7	政治的中立の確保について	207
 (予算概要)		
	令和 3 年度予算案の概要（令和 3 年度第三次補正予算案を含む）	209

(重点事項)

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等 について（地域福祉課）

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら進めてきたところである（※モデル事業は平成28年度から実施しており、令和2年度では279自治体が事業に取り組んでいる）。

また、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元年5月に、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめが公表された。

地域共生社会推進検討会の最終とりまとめやモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2（2020）年6月5日（令和2年法律第52号）に成立した。

本改正法による改正後の社会福祉法（以下「改正社会福祉法」という。）において新たに創設された重層的支援体制整備事業の施行（令和3（2021）年4月）に向けて、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対する支援、令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村に対する支援を各々進めていく。

2 重層的支援体制整備事業の創設について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付することとしている。

なお、重層的支援体制整備事業を実施する市町村（令和3年度においては、令和2年10月に実施した国の意向調査で重層的支援体制整備事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層的支援体制整備事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

本事業は、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業であるが、地域共生社会の実践に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでいただきたい。したがって、市町村においては、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層的支援体制整備事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能にかかる補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和3年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は表2のとおりであり、新たな機能分の補助基準額（案）は表3のとおり検討している。なお、新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討している。

また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法

施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 205 号）及び社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和 2 年厚生労働省告示第 396 号）については、令和 2 年 12 月 24 日付け公布され、令和 3 年 4 月から施行することとされた。これに伴い、同日付けにて通知（「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、重層的支援体制整備事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等について周知した。

なお、重層的支援体制整備事業の具体的な事業内容、交付方法等については、別途通知にてお示しする予定であるのでご了知いただきたい。

表 1（重層的支援体制整備事業で実施する事業）

	事業名
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
新たな機能	参加支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号
	多機関協働事業
	*改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号

表2 (令和3年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	地域における生活困窮者 支援等のための共助の基 盤づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな 機能	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を原則実施

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を原則実施

表3（令和3年度における新たな機能分の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

（3）新たな機能（多機関協働事業等）の内容について

重層的支援体制整備事業では、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの新たな機能についての具体的な内容については、これまでも改正社会福祉法にかかる全国担当者会議や各ブロック研修会等を通じて周知をしてきたところであり、「重層的支援体制整備事業」や「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分ご理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和3年度予算案について

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、令和3年度予算案において計116億円を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（「重層的支援体制整備事業」については2を参照）

なお、以下の各事業の具体的な事業内容等については、別途通知にてお示しする予定であるのでご了知いただきたい。

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

改正社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度は新たに「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として新設する。本事業は、市町村が実施主体となり、令和4年度以降に重層的支援体制整備事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組等を対象に補助する予定である。

令和3年度予算案における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額（案）は表4のとおり検討している。また、本事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間と通算して3年間の補助期間（既にモデル事業の国庫補助を3年間受けている市町村は、別途1年間に限り補助）とする予定である。

市町村におかれては、重層的支援体制整備事業への移行に向けて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表4（令和3年度における移行準備事業の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）	
	令和4年度に 重層的支援体制整備事業 に移行予定の市町村	左記以外の 市町村
10,000人未満	25,300,000	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000	37,300,000
500,000人以上	61,800,000	41,200,000

※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

※令和3年度については、モデル事業からの事業継続を考慮し、令和4年度に移行予定の市町村を対象に、経過措置として重層的支援体制整備事業と同じ補助基準額を適用することとする。

（2）重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

本事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※都道府県による市町村の後方支援はモデル事業の中でも都道府県事業として進めてきており、令和2年度では27都県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助する予定である。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

今回、改正社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）を規定したところである。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能と、市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者の包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される

これらの都道府県に求められる役割に鑑み、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表5（改正社会福祉法（抜粋） ※令和3年4月施行）

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

（3）重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層的支援体制整備事業に関わる支援者は、今回（令和2年6月）の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層的支援体制整備事業の推進に際して、人材養成は極めて重要である。

人材養成の取組について、今年度は、重層的支援体制整備事業への円滑な移行推進・自治体間の交流促進を目的として、改正社会福祉法に関する全国担当者会議、全国8ブロックにおける研修会を開催してきたところであり、さらに本年2月までに、モデル事業に従事する支援員を対象にした研修会、地域共生社会の理念を広く浸透させていくためのシンポジウムの開催を予定している。今後開催予定の研修・シンポジウムの内容については、別途お示しするので、積極的に参加いただきたい。

また、令和3年度は、重層的支援体制構築推進人材養成事業を創設し、国が実施主体となり、都道府県・市町村職員や重層的支援体制整備事業に従事する者等を対象とした人材養成を行う予定である。都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

4 その他

（1）重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援は、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施することと、地域を面で捉え

た地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、改正社会福祉法第6条第2項（表6）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けている。

今後、多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知を发出することを予定（例えば、労働分野やまちづくり分野において、支援会議等への参加や参加支援における社会資源の共有に関して連携を推進すること等の通知を发出することを想定）しているので、ご了解いただきたい。

あわせて重層的支援体制整備事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定めるところであるが、具体的な作成ガイドライン（仮称）についても追って发出する予定であるので、ご了解いただきたい。

表6（改正社会福祉法（抜粋） ※令和3年4月施行） 再掲

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）	
第六条（略）	
2	国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3	（略）

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応していない狭間のニーズに対応できる地域資源を確保することが必要であるが、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

これまで、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、多様な社会参加に向

けた地域資源の活用方法として、既存の福祉サービス事業所等において、定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下、「参加支援対象者」という。）を受け入れることも考えられる。

各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で参加支援対象者が利用する場合の考え方を整理し、別途お示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

(2) 各事業の実績報告について

重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、本事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、重層的支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村におかれては、これらの事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いする予定であるので、ご協力いただきたい。

また、令和2年度にモデル事業を実施している市町村におかれては、令和3年度当初に、事業実績報告を提出していただく。

(3) 国によるサポートについて

重層的支援体制整備事業の実施に向けた個別の相談を随時受け付けており、状況に応じてオンライン・対面など様々な手法による対応も可能であるので、各都道府県・市町村におかれては事業の実施に向けて積極的にご相談いただきたい。

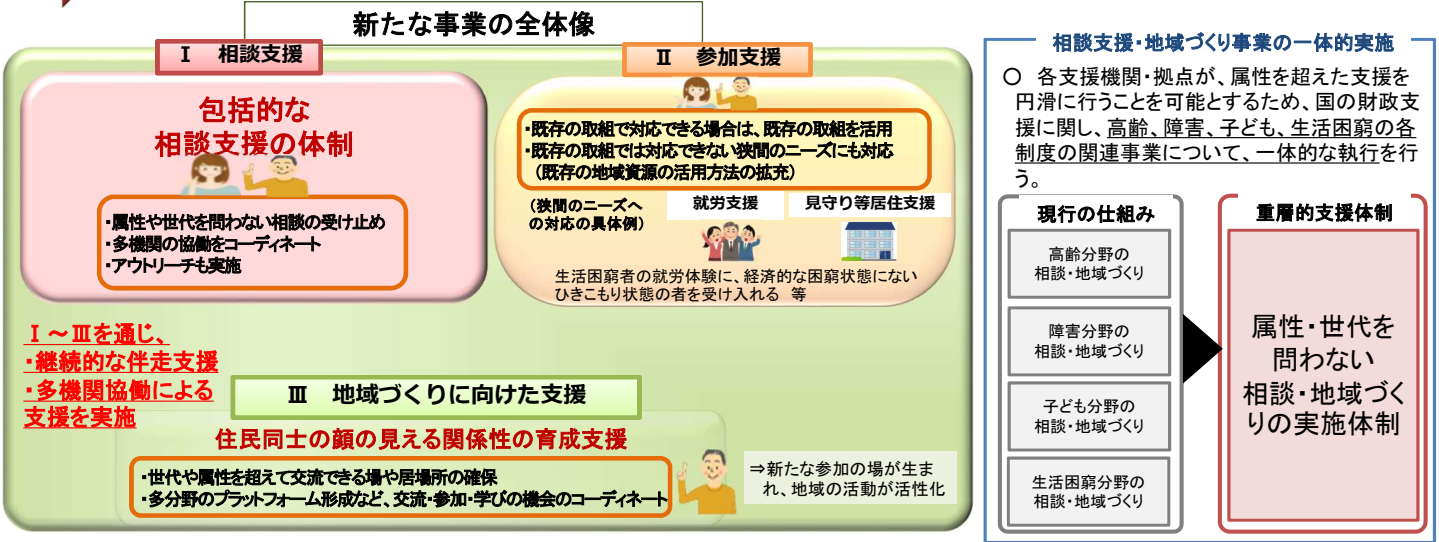
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案
116億円

【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営(介護分野) ・基幹相談支援センター等機能強化事業等(障害分野) ・利用者支援事業(子ども・子育て分野) ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業(生活困窮分野)	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業(介護分野) ・地域活動支援センター機能強化事業(障害分野) ・地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て分野) ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(生活困窮分野)	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4(※) 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

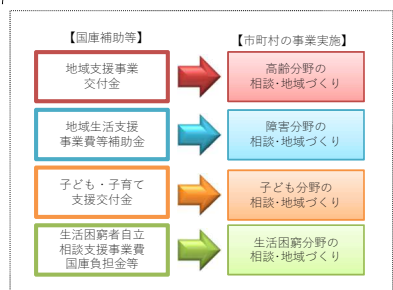
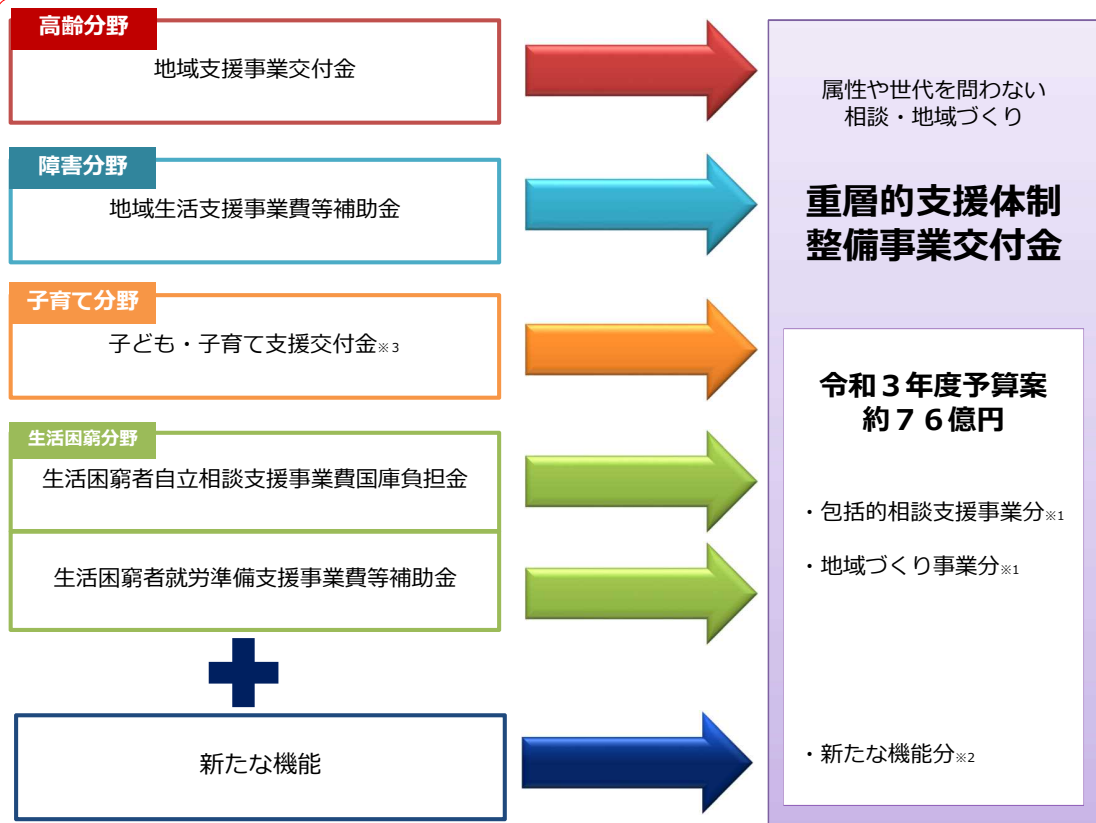
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費 15	国	(委託費)

(令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

包括的相談支援事業（改正社会福祉法第106条の4第2項1号）

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援

- ・介護（地域包括支援センターの運営）
- ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
- ・子ども（利用者支援事業）
- ・困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	基幹相談支援センター等機能強化事業等 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	国 3/4、実施主体（都道府県、市、福祉事務所未設置町村） 1/4
	福祉事務所未設置町村による相談事業 （生活困窮者自立支援法第11条第1項）	国 3/4、福祉事務所を設置していない町村 1/4

地域づくり事業(改正社会福祉法第106条の4第2項3号)

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども及び困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

(※)各法に基づく地域づくり

- ・介護(地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業)
- ・障害(地域活動支援センター機能強化事業)
- ・子ども(地域子育て支援拠点事業)
- ・困窮(生活困窮者の共助の基盤づくり事業)

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの)	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	国 1/2、実施主体(都道府県、市町村) 1/2

※(目)重層的支援体制整備事業交付金

多機関協働事業等

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等に必要な取組を行う。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理等

(主な取組内容)

- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業からつながったもの等)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等

(主な取組内容)

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 家庭訪問、同行支援等

参加支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出等

(主な取組内容)

- 利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 利用者への定着支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

※(目)重層的支援体制整備事業交付金

(注)補助率について、多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。具体的には、これまでのモデル事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)の取組内容を基本としつつ、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする行政機関、民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の策定、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた必要な取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間等の連携を推進するための取組
- 重層的支援体制整備事業への移行計画の策定、市町村の庁内連携体制の構築
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援体制構築の取組
- 参加支援体制構築の取組 など

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

※(目)生活困窮者就労準備支援等事業費補助金

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、複合課題や狭間のニーズに対応していくことが必要であり、市町村においては、社会福祉法第106条の3により包括的な支援体制の整備を進めているところ。
- また、市町村において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、国及び都道府県において必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務がある。このため、市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。

事業内容

- 重層的な支援体制を整備する市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県において市町村の後方支援として、以下の取組を実施する。

(主な取組内容)

- 市町村本庁内連携促進のための支援(市町村の関係部局横断的な説明会の実施など)
- 市町村間の交流・ネットワーク構築支援(情報共有の場づくり)
- 重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 重層的支援体制整備事業の周知・広報
- 重層的支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整 など

実施主体

都道府県

補助率

国 3/4、都道府県 1/4

※(目)生活困窮者就労準備支援等事業費補助金

【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を上げていくことが重要である。このため、新たな事業の従事者、市町村職員等を対象にした人材養成に必要な取組を行う。

事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(ブロック別研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業等の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員等を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

実施主体

国

補助率

—(委託費)

※国事業(委託費)

第2 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

（1）相談支援の状況

① 相談件数等の増加と相談者の多様化

生活困窮者自立支援制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、自立相談支援機関においては、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。

自立相談支援の相談件数等を見ると、

- ・ 自立相談支援件数（令和2年4～10月）約45.2万件※（令和元年度24.8万件）
- ・ 住居確保給付金支給件数（令和2年4～11月）約11万件※（令和元年度約4千件）

※ 速報値

となっている。

また、新型コロナウイルス感染症を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となっていることなどの変化への対応が求められ、現場では、試行錯誤しながら支援を実施してきているところ、人員体制の充実、支援のICT化等の感染拡大防止策等の対応が課題となっている。

② 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に基づき、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合等がKPIとして設定されている。

今般、改定された「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）では、新たに「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める」とされた。

国の目安値については、令和3年度においても令和2年度と同様であるが、引き続き改革工程表のKPIに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による支援ニーズの増加に対し、後述する国の財政支援（（2）参照。）も活用しつつ、必要な体制強化や支援のICT化等の措置を講じ、対応を行っていただくようお願いする。

(令和3年度目安値)

	目安値	参考 (R元実績)
新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月当たり) ※	16件	16.2件
プラン作成件数(人口10万人・1ヶ月当たり)※ (新規相談受付件数の50%)	8件	5.2件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の60%)	5件	2.3件
就労・増収率	75%	61%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	—

※ 人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 生活困窮者自立支援の機能強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行うための経費として、令和2年度第二次補正予算において約60億円を措置したところ。

さらに、令和2年度第三次補正予算案においては、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進することとしている。

本事業は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)140億円の内数として位置付けられ、また、いわゆる「15ヵ月予算」として、令和3年度へ予算を繰り越すことを予定しており、地域の実情を踏まえた柔軟な執行を推進する。

交付金においては、生活困窮者自立支援の取組強化として、下記の取組メニューを位置付けているので、各自治体においては、地域の課題を踏まえ、必要な対応を行っていただきたい。

(取組メニュー)

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどの活用等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を

- 行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
 - ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
 - ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
 - ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
 - ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
 - ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
 - ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
 - ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関（学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等）のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
 - ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
 - ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
 - ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、本交付金の国庫補助率は3/4としているところであるが、地方負担分1/4については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」において支援できるよう、関係省庁と調整中であるほか、具体的な執行については、別途連絡する。

また、各事業の機能強化にあたっては、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

ア 自立相談支援事業

緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金のニーズが拡大していることにより、主に都市部において、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。このことは、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークからも指摘されているところであり、各自治体においては、次の観点で、委託先法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の補助事業を積極的に活用する等の対応をお願いする。

なお、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークからの指摘事項は次のとおり。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

また、相談支援等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）による電話・メール・SNSなどの活用や、三密を避けるとともに、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等をお願いする。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、本交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

イ 家計改善支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響や、緊急小口資金等の特例貸付の利用者の急増により、今後、自立相談支援に加え、家計改善支援事業による支援の重要性はさらに高まる。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

このことから、各自治体においては、家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体においては、事業の実施をお願いする。

ウ 就労準備支援事業等の ICT 化

新型コロナウイルス感染症の新しい生活様式の実践が求められる中、生活困窮者の自立支援の現場においても、感染防止策の措置を講じつつ、支援を進める必要がある。

令和2年度予算を通じて、電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応等、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備を進めてきたところ、引き続き、相談支援のICT化を進めていただくとともに、今後、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業におけるICTの活用を進めていただきたい。

(イ) 就労準備支援事業等のオンラインメニュー等支援強化

就労準備支援事業については、令和2年度調査研究事業を通じて、オンライン等における支援メニューの好事例の収集を進めてきたところ、当該調査研究事業については、とりまとまり次第、周知を行う予定である。

各自治体においては、これを参考としつつ、非対面方式のオンライン等で実施する各地域の実情に応じた就労支援メニューの開発支援、機器整備等を進めていただきたい。

また、職場や様々な行政サービス等日常生活のオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな相談者や支援者が取り残されることがない

よう、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化についても、取組をお願いしたい。

[オンラインメニューの例]

- 日常生活自立のメニュー
 - ・ 体操、ストレッチ、ヨガ等のプログラム
- 社会生活自立のメニュー
 - ・ グループワークの実施
 - ・ PCを活用した基礎訓練
- 就労自立のメニュー
 - ・ 模擬面接
 - ・ 履歴書作成
 - ・ 企業見学
 - ・ 就労体験の事前支援（求人票の確認、所在地までの経路等を双方向で確認しながら実施）
- 就労後の定着支援
 - ・ WEB、SNS等を活用した定着支援（本人の勤務状況や体調等を把握し、状況に応じた支援を実施）
- その他
 - ・ 上記オンラインメニューに係る各種Eラーニング教材、動画等の作成
 - ・ 支援者向け研修（SNS、オンライン会議等の活用方法等）

(ロ) 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの学習・生活支援事業を一時的に休止せざるを得ない状況となった自治体も見受けられた。また、学習支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

生活困窮世帯の子どもに対しては、継続した学習支援や見守りが重要であるほか、より困難な子どもへの学習等支援を図る必要があることから、以下の例を参考として、事業を継続するため又はより多くの子どもが利用できるよう、オンラインによる支援体制整備を進めていただきたい。

[体制整備の例]

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用。
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(3) 居住支援関係

① 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、これまで支給対象の拡大のほか、令和2年度中に新規申請した方を対象に、支給期間を最長12か月間に延長できることとするなど、制度の見直しを実施してきたところである。

各自治体におかれては、支援を必要としている方へ着実に住居確保給付金を支給いただくとともに、受給者の自立に向けたハローワーク等と連携した就労支援の実施、就労が困難な方等への生活保護制度の紹介など、個々人の状況に応じた支援を引き続きお願いしたい。

② 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り等支援等を実施しているところである。

事業を実施している自治体におかれては、引き続き積極的に取り組んでいただくほか、未実施の自治体におかれては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）の取組メニュー⑬「一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化」等も活用し、事業の実施を検討されたい。

③ 不安定居住者への支援強化について

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、住居を失った又は失うおそれのある不安定居住者に対する支援を強化する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）の取組メニューに、⑪「不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化」、⑫「不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化」を盛り込んでいるところである。

また、令和3年度予算案において、概ね5年毎に実施しているホームレスの実態に関する全国調査（概数調査及び生活実態調査）に係る経費のほか、不安定居住者に対するアウトリーチ支援として、支援情報サイト及び総合相談窓口の設置に係る経費を盛り込んでいるところである。

各自治体におかれては、積極的に交付金を活用いただくとともに、生活実態調査等の実施、新たに設置を予定している総合相談窓口への情報提供や総合相談窓口を經由してつながれた困窮者に対する支援の実施など、不安定居住者に対する支援の強化についても、取組をお願いしたい。

(4) 生活困窮者自立支援と生活保護その他施策との連携

緊急小口資金等の特例貸付（後述3参照。）においては、まず緊急小口資金を利用していただき、なお収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することとしている。

自立相談支援機関の関わりについては、緊急小口資金は、自立相談支援事業による支援は貸付要件としないが、総合支援資金は、令和2年10月より、自立相談支援機関からの支援を受けることへの同意を貸付要件とし、自立に向けた相談と併せて支援を実施している。

また、総合支援資金は、はじめ3か月間の生活費を貸し付け、3か月目において、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯については、自立相談支援機関が面談を行い、支援を継続的に行うとともに、3か月の延長貸付を実施することとしている。

これらによってもなお自立が難しいままに貸付が終了する者に対しては、必要な支援が途切れないよう、自立相談支援機関と他制度との連携が重要である。具体的には、貸付の終了を前に、自立した生活が困難と考えられるケースについては、貸付を行っている社会福祉協議会と連携し、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、トライアル雇用助成金（ハローワーク）、生活保護制度（福祉事務所）等へつなぐことで、必要な支援を受けられるよう、対応願いたい。

なお、各制度においては、下表のとおり柔軟な運用や拡充等を行っているので、ご承知おきいただきたい。

制度	内容
求職者支援制度	対象人員を約5万人へ拡充。（当初分約2.8万人+補正追加分約2.2万人）
トライアル雇用助成金	感染症の影響が非正規雇用労働者や女性など弱い立場にある人に大きく生じていることを踏まえ、こうした影響による離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対する貸付助成制度を創設。
生活保護	○ 求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保。（活用していない場合も保護受給可能） ○ 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、新型コロナウイルス感染症の終息後に収入が増加すると認められる場合、通勤用自動車の保有を認める。また、自営業者等の転職指導等を行わないことを認める。

（参考）

「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知（抜粋）

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。

①要保護者となるおそれが高い者

②支援途中で要保護状態となった者

(例) ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合

・預貯金が残りが残らずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者

・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

2 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が一定割合にとどまっておらず、地域によっては需要が少ないことや、マンパワーや委託事業者の不足が見られる状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度から3年度の間を集中実施期間として完全実施を目指していくこととした。

② 令和2年度重点支援の実施及び令和3年度の重点支援の方向性

令和2年2月に行った就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施予定に関する調査では、

- ・ 令和2年度における実施見込み自治体数は、就労準備支援事業が568自治体（62.8%）、家計改善支援事業が579自治体（64.0%）であり、

- ・ 一方、令和4年度においてもなお事業を実施しない予定である自治体が、それぞれ120自治体あった。

令和2年度は、完全実施に向けた対応を確実に進める観点から、「重点支援」として、厚生労働省において、都道府県ごとの進捗状況を踏まえ、特に重点的な支援が必要な都道府県を選定し（※）、都道府県と厚生労働省が、自治体の状況を共有し、共に検討しながら対応を進めることで、実効性のある支援につなげることにした。

※ 北海道、山形県、埼玉県、山梨県、千葉県、愛知県、兵庫県、鳥取県、島根県、福岡県

重点支援の実施にあたっては、実施に向けた課題や進捗状況について、厚生労働省・都道府県・市町村が相互に客観的に把握する観点から、未実施自治体をアセスメントし、取組状況が見える化することを目的とする「取組状況シート」と、「取組状況シート」で明らかとなった個別課題を解決する上での処方箋にあたる実践ツールをまとめたマニュアルを作成・配布した。また、令和4年度未実施自治体数から10の都道府県を選定し、対象都道府県と管内未実施自治体を対象とした研修等の支援を行った。

重点支援を実施する中、各自治体においては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予算面での対応が困難であること
- ・ 各関係先へのヒアリング等を行ってもなお事業化するだけの利用ニーズが見込まれないこと

等の事情が、特に人口規模の小さい自治体で見られた。

このため、令和3年度は、こうした実情を踏まえ、必要な見直しを行った上で重点支援を継続する予定である。なお、重点支援の対象都道府県については、任意事業の実施予定に係る調査を実施の上で、選定を行う予定である。

③ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、令和2年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和3年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等 3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約 4.3 万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内 9 市 31 町村 (一時生活 支援事業の 場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の 31 町村と 9 市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意 4 事業全てにおいて実施率が 100%。

④ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

(ア) 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、令和元年度より国の事業として実施している。

今年度は就労準備支援事業及び家計改善支援事業に特化して実施することとし、34 自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

また、任意事業の完全実施に向けた重点支援の対象とした 10 の道県においては、個別のコンサルティングを実施する前に、道県と管内未実施自治体を対象とした研修会を実施した。

なお、コンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
就労準備支援事業	13(56.5%)	10(43.7%)	23
家計改善支援事業	12(70.5%)	5(29.4%)	17
合計	25(62.5%)	15(37.5%)	40

※ 複数事業を実施する自治体もある。

※ 半数以上が未実施の任意事業の新規実施に向けたコンサルティングを希望するもの。

実際のコンサルティングは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対し、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方について提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案する。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を行っている。

これについて、コンサルティングを実施した自治体からは、

- 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた
- 自立支援機関との連携／役割分担について確認することができた
- 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた

との効果が聞かれているところ、コンサルティング実施を踏まえた効果についても、今後、適切に検証していく。

なお、令和3年度は、7月頃にメールで各自治体に希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的にご活用いただきたい。特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業実施に向けた重点支援の対象都道府県として選定された際には、管内未実施自治体に向け、コンサルティング事業を活用いただくよう、広域実施主体である都道府県からも利用促進の働きかけをお願いします。

(イ) 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」を開設している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報や、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、特定部分については、支援員及び行政職員限定の閲覧とし、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有している。非公開部分へは、自治体

毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているところ、現在、登録率は92.6%（登録済み840自治体）となっている。未だ、7.3%（67自治体）が登録を行っていない状況（令和2年12月23日時点）である。未登録の自治体におかれては、速やかに登録を完了されるとともに、部署内・委託先への周知を今一度実施されたい。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

（2）就職氷河期世代への支援強化

令和元年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2019」という。）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもりの状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援として、生活困窮者自立支援制度においては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化等を推進してきた。

今般、行動計画2019が改訂され、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2020」という。）が策定されたところであり、生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、ご了知の上、積極的な取組をお願いする。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進める。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、引き続き国庫補助を行うので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【拡充】

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者受入につなげることが就労支援の質の向上に資する。

そのため、令和2年度より、47の都道府県において、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等もしながら、マッチングを行うための経費を補助する事業を開始したところ。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関への相談増加が著しい状況を踏まえ、新たに、指定都市・中核市その他一定規模のある自治体において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓する事業を創設することとした（上記1（1）⑧「市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化」）。

管内自治体の就労準備支援事業及び認定就労訓練事業が低調（又は未実施）な都道府県及び指定都市、中核市等におかれては、生活困窮者の一般就労に向けた「出口支援機能」の強化のため、本事業を積極的に活用いただきたい。

なお、就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングについては、都道府県が実施する場合は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、指定都市等が実施する場合には新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）による補助となるので、ご留意いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど積極的に取り組んでいただきたい。

ウ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進【継続】【再掲】
生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、令和2年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和3年度も協議に応じて国庫補助を行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

エ 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であるとされ、就労準備支援事業などで各自治体において取組が行われているが、各自治体で協力先を確保しているのが現状である。

このため、令和2年度より農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供することを目的とし、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングするモデル事業を実施している。令和3年度も引き続き、国による事業として、全国複数箇所（5ヶ所程度）で実施予定である。

(3) 令和3年度における人材養成

ア 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 平成30年度に施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務と位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること

を踏まえ、令和2年度より、人材養成研修の実施主体が都道府県に移管された。

一方で、各都道府県単位で現行と同水準の人材養成研修を実施するためには、経過的な支援が必要と考えられるため、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続することとしているところである。

令和3年度の研修修了要件は以下のとおりである。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、ご留意いただきたい。

イ 修了証要件を満たす都道府県研修の要件

都道府県が行う修了証要件としての研修は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 開催時間は計 10.5 時間以上とすること

を全て満たすことを必要とする。

各都道府県におかれては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、修了証要件とは別に、これまで都道府県が独自に実施されていた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただき、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

ウ 国研修の実施予定

令和 3 年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修に加え、新たに、支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修を実施予定であり、各都道府県におかれては積極的に受講されたい。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研修を設定しているところ、8050 問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、令和 3 年度も引き続き、ひきこもりの状態にある方やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しするが、令和 3 年度も令和 2 年度同様に、オンデマンド配信等による研修実施を予定している。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 240 人程度
- 相談支援員養成研修 : 480 人程度
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 480 人程度（合同開催）
- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 300 人程度

- 担当者研修 : 140 人程度
- テーマ別研修 : 240 人程度
- 支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修 : 240 人程度

エ ブロック別研修の実施予定

令和3年度以降は、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により修了証要件となる都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修への参加をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和3年度のブロック別研修は秋以降の開催を予定しているが、詳細は、追ってお示しする。

(4) その他

① 生活困窮者のデジタル利活用を通じた自立支援

生活困窮者のデジタル環境整備については、携帯電話を保有できないことが就職活動上さまざまな場面においてハードルとなっていることが指摘されており、令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」においては、所得の多寡等を問わず、あらゆる方がデジタルの恩恵を受けることができる環境の整備が不可欠であり、生活困窮者への必要な支援策を検討すべき旨の記載がなされている。

これらを踏まえ、過去の携帯電話利用料の滞納状況等に一定の配慮をし、携帯電話等の契約を行っていただける通信事業者のリストを作成し、「「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」について」（令和2年11月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、各自治体等へ周知を行っている。

各自立相談支援機関等においては、経済的な理由から携帯電話サービスの利用が難しい支援対象者に対して、携帯電話等の契約を行うことができる通信事業者があることを紹介し、希望に応じて当該事業者の連絡先や問い合わせ方法を案内する等、ご本人の状況に応じて、就労支援等の場面で本リストを活用していただきたい。

また、令和2年度、調査研究事業を通じて、各自治体の支援対象者のデジタル機器の保有状況やオンライン等を活用した好事例の収集等を進めてきたところであり、当該調査研究事業については、とりまとまり次第、周知を行う予定である。

各自治体においては、これを参考としつつ、上記1(1)①、⑦、⑨を活用し、SNS等の相談支援での活用、オンライン支援メニューの開発、機器整備及びデジタル機器等に不慣れな方へのEラーニング教材の作成や研修等の取組をお願いしたい。

② 生活困窮者自立支援法に基づく各事業における押印の取扱いについて

政府においては「骨太の方針」（「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、リモート社会の実現の観点から、「全ての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされており、民から官への申請手続等については内閣府規制改革推進会議が中心となって書面・押印・対面等の見直し方針を策定しているところである。

住居確保給付金及び認定就労訓練事業の様式については、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」において押印欄の撤廃等を行うとともに、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」（令和2年12月28日付け厚生労働省社会・援護局長通知）及び「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」（令和2年12月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）において、様式等における所要の改正を行っているため、ご了知の上、必要な対応をお願いしたい。

③ 生活困窮者の早期発見・対応の取組について

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、事務連絡を発出してきていることに加え、改正法では、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

こうした取組の中、昨年、ある困窮世帯への支援について、関係先との連携が円滑に行われていなかった事例の報道があり、各自治体に対しては、令和2年3月4日の社会・援護局関係主管課長会議において、関係通知（※）を参考の上、水道事業等との連携体制の見直しや対応の強化等を依頼していたところであるが、遺憾ながら、昨年末にも関係機関との連携が十分に機能しなかった事例の報道があった。

各自治体においては、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

※ 関係通知

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活 困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について

(1) 特例貸付の実施と受付期間の延長等

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、新型コロナウイルス感染症による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方について、従来の低所得世帯の要件等を緩和し、特例を設けて必要な貸付を進め、令和 3 年 1 月 9 日までに、約 141 万件、約 5,645 億円の貸付決定を行っている。

特例貸付については、開始当初、受付期間を令和 2 年 7 月末としていたところ、貸付実績等を踏まえ、累次の延長措置により同年 12 月末まで延長した。さらに、当時の直近の貸付実績では、11 月 22～28 日の間で、約 1 万件（緊急小口資金：0.6 万件、総合支援資金：0.4 万件）の申請となっており、なお相当の件数の申請が続いていること等から、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、令和 3 年 3 月末まで受付期間を延長し（※）、特例貸付の実施を継続することとしたところであり、各社会福祉協議会や自立相談支援機関においては、必要な体制の整備をお願いする。

なお、令和 3 年 4 月以降、新規に緊急かつ一時的な生活維持のための貸付等を必要とする方については、本則に基づく貸付により対応することとしているので、ご承知おき願いたい。

また、緊急事態宣言等により引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、令和 4 年 3 月末以前に返済が開始する貸付に関しては、返済の開始時期を令和 4 年 3 月末まで延長することとしたところ。

※ 総合支援資金の特例貸付の 3 ヶ月を超える貸付（延長貸付）については、令和 2 年 12 月末までに初回貸付の 3 月目が到来する者を対象としてきたところであるが、令和 3 年 3 月末までに総合支援資金の特例貸付の初回貸付を申請した者に対象を拡大。

貸付が終了する方に対しては、必要な支援が途切れないう、他制度との連携が重要である。具体的には、貸付の終了を前に、自立した生活が困難と考えられるケースについては、自立相談支援機関と連携し、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、トライアル雇用助成金（ハローワーク）、生活保護制度（福祉事務所）等へつなぐことで、必要な支援を受けられるよう、対応願

たい。

なお、各制度においては、下表のとおり柔軟な運用や拡充等を行っているので、ご承知おきいただきたい。

制度	内容
求職者支援制度	対象人員を約5万人へ拡充。(当初分約2.8万人+補正追加分約2.2万人)
トライアル雇用助成金	感染症の影響が非正規雇用労働者や女性など弱い立場にある人に大きく生じていることを踏まえ、こうした影響による離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対する賃金助成制度を創設。
生活保護	○ 求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保。(活用していない場合も保護受給可能) ○ 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、新型コロナウイルス感染症の終息後に収入が増加すると認められる場合、通勤用自動車の保有を認める。また、自営業者等の転職指導等を行わないことを認める。

(2) 償還免除の取扱について

緊急小口資金等の特例貸付では、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」としている。その詳細については、貸付を受けている方の実態等も踏まえながら、生活に困窮された方の生活にきめ細かな配慮を行うべく検討を行っている。具体的な取扱については、決まり次第、連絡する。

(3) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付については、緊急小口資金・総合支援資金ともに据置期間を1年間としており、その後、償還期間は、緊急小口資金が2年、総合支援資金が10年としている。

この間、社会福祉協議会においては、債権管理のための事務費が必要となるところ、そのための経費については、令和3年度第三次補正予算案において、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上している。

具体的には、貸付原資と債権管理事務費を一体のものとして約4,199億円を計上しており、債権管理事務費は、貸付原資として各都道府県社会福祉協議会へ措置され、必要に応じて貸付原資を取り崩して所要額に充てることとなる。

なお、債権管理事務費については、償還期間(緊急小口資金2年、総合支援資金10年)の間に必要な金額を一括して交付することを予定していることから、各都道府県社会福祉協議会においては、従来 of 活動に支障が生じないよう、債権管理

に関する業務の外部委託や協議会内での事務体制の強化など、今後の債権管理への対応について、検討をお願いする。

(4) 生活福祉資金貸付制度における押印廃止への対応等

令和2年4月27日に開催された経済財政諮問会議においては、総理よりテレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめて実行していく旨の発言がなされており、書面・押印・対面主義に関する見直しが進められている。

さらに、同年7月8日には、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体においては、緊密な連携の下、官民一丸となって、行政手続及び民間の取引における見直しを推進するため『「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言』が行われた。

これらの動きを踏まえ、厚生労働省においては、行政手続きで押印等が必要となっているものについて、これを不要とする「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月25日厚生労働省令第208号）を公布・施行した。

生活福祉資金貸付制度における対応については、「生活福祉資金貸付制度における押印を求める手続の見直し等について」（令和2年12月28日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、本則における各様式は、行政手続ではないものの、こうした動きを踏まえ、借用書・重要事項説明書は署名によるものとし、借用書・重要事項説明書以外の書類は、押印を求めない運用に見直しを行うことを依頼している。また、緊急小口資金等の特例貸付の借用書等については、厚生労働省において統一様式を作成しているところ、上記の見直しを行うこととしているので、ご留意いただき、必要な対応をお願いする。

また、緊急小口資金等の特例貸付においては、オンライン申請システムを構築しているところであるが、未導入の都道府県社会福祉協議会においては、上記の取組背景を踏まえ、積極的に導入していただきたい。

(5) マイナンバー連携

骨太の方針2020においては、緊急小口資金等のマイナンバー導入による簡素化・迅速化が盛り込まれており、これを踏まえ、令和2年12月には、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月21日閣議決定）がとりまとめられ、緊急小口資金については、児童手当、生活保護とともに、「マイナンバー法上は情報連携が可能だが、未だ開始していない事務における対応」として、

- ・ 令和2年度中に「対応方針を検討・決定」
- ・ 令和6年度までに「省令改正・システム改修等、情報連携の順次開始」

とされたところである。

これを踏まえ、緊急小口資金における具体的な対応について、現在、関係省庁と検討を進めているところであり、対応方針については、検討の進捗状況を踏まえ、別途連絡する。

(6) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫補助への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付は、随時貸付原資の積み増しを行ってきたところ、一時的に貸付需要が特例貸付の原資を上回る場合には、本則の貸付原資により対応を行ってきた。このことを踏まえ、令和2年度の国庫への返還分は都道府県において特段の事情がない限り、いったん留保する取扱としており、具体的な返還手続等については、追って連絡する。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 保有基準の初回の評価

生活福祉資金貸付制度については、平成28年10月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を发出するなどの対応を行ったところ。

保有基準の初回の評価の実施については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で実施する必要があることから、具体的な対応については、追って通知する。

③ 本則における事務費の取扱

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているところであるが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、令和 2 年度は、全ての都道府県で本経過措置の適用が不要となったことから、経過措置は廃止する予定である。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

なお、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる事務費については、財源が異なり、適切に経理区分を行う必要がある。具体的には両者の事務を兼務する職員の人件費等については、件数等による按分処理を行う必要があるので、ご留意願いたい。

また、厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定である。

④ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、2022 年 3 月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示された。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度予算

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算案:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,336機関(令和2年4月時点) 国費3/4

- 〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- 〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

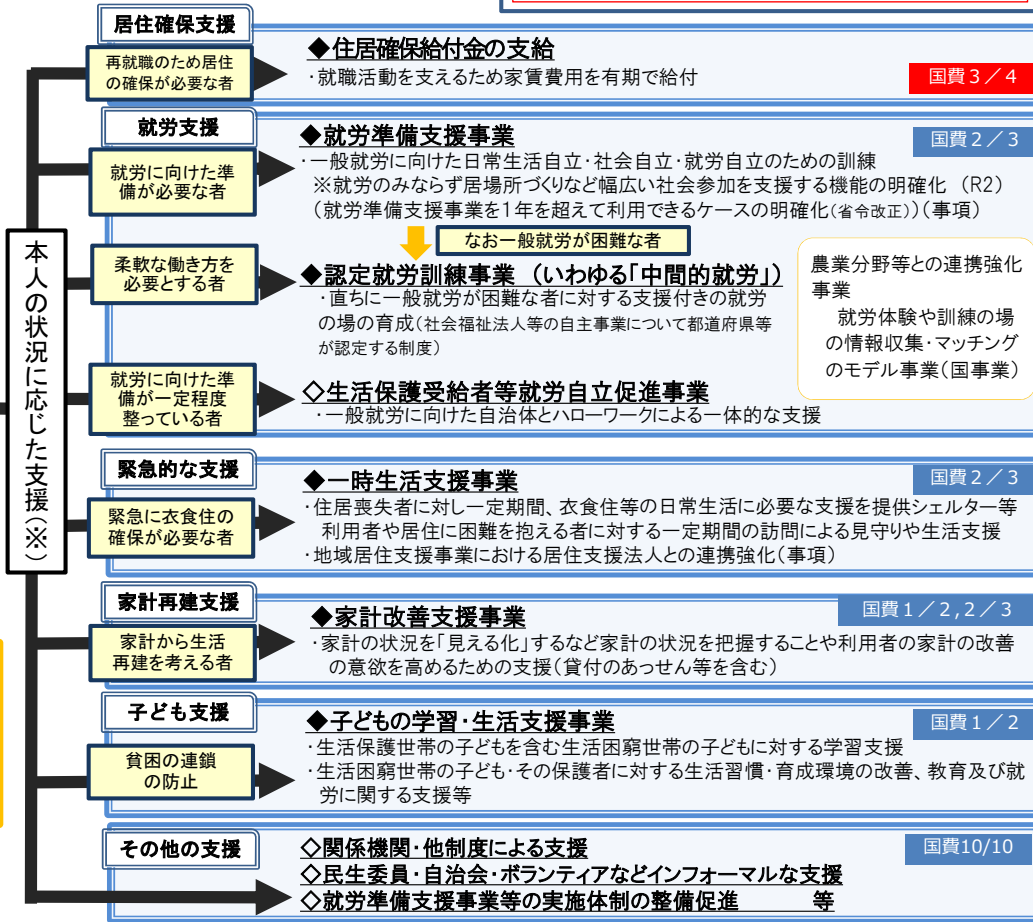
◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費1/2

◇都道府県による企業開拓

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング 国費10/10

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度予算案 298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ・離職・廃業後2年以内の者

・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

再々延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)と読み替える

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

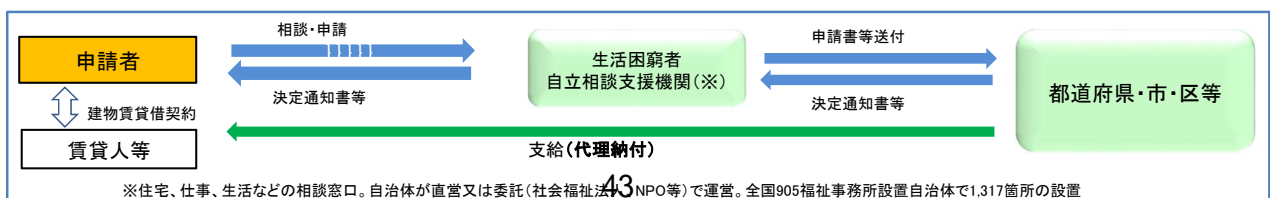
生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申し込みは求めない

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和2年度に新規に申請し、支給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【事業スキーム】



不安定居住者に対する支援情報サイト及び総合相談窓口の設置

参考(国事業)

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が発している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

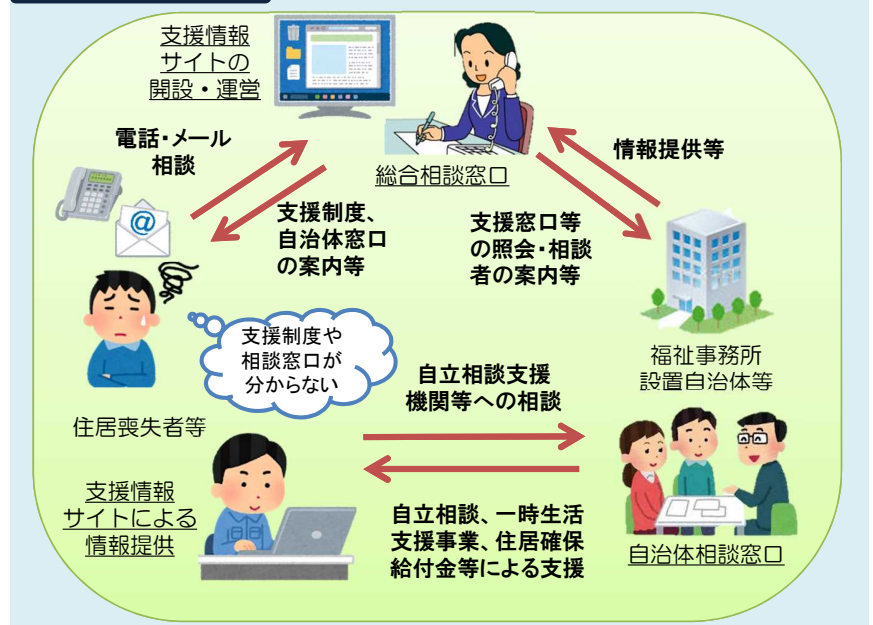
◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

※国事業(委託費)

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

事業イメージ



個別事業の充実強化

生活困窮者自立支援制度における人材養成研修事業

参考(国事業)

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により集合型研修の開催が難しく、また、これまでの生活困窮者像とは異なる相談者の支援を支援経験が少ない者も実施することが求められる状況が生じている。このため、今後同様の状況が生じた場合においても、全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成する。

令和3年度研修事業(案)	日数	受講人数(予定)
自立相談支援事業従事者養成研修事業 (主任相談支援員研修、相談支援員研修)	2.5日間	240人(主任)程度
		240人(相談)程度
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2.5日間	240人程度
家計改善支援事業従事者研修	2.5日間	300人程度
担当者研修(都道府県研修企画立案のための研修)	2日間	140人程度
テーマ別研修(ひきこもり研修)	3日間	240人程度

※国事業(委託費)

ホームレスの実態に関する全国調査

- 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」においては、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としている。
- 特措法第14条に基づき、「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。」こととされている。
- ホームレスの実態に関する全国調査については、毎年1月に実施している概数調査のほか、概ね5年毎に生活実態調査を実施することにより、必要な施策を検討していくこととしている。
- 令和3年度において、国及び地方公共団体により生活実態調査を実施し、その結果については、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の基礎資料とするほか、ホームレスの自立支援のための施策に反映していくこととする。

(参考)過去のホームレス生活実態調査…平成15年、19年、24年、28年

保健福祉調査委託費

保健福祉調査地方公共団体委託費

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算案: 4,199億円
(予算措置額合計: 1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
→ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の創設

令和2年度 第三次補正予算案: 140億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。

【事業内容】

1. 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応
 - ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等

2. 生活や住まい等に関する支援の強化

- 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化
- 生活困窮者自立支援の機能強化
 - ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化
 - ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等
- ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

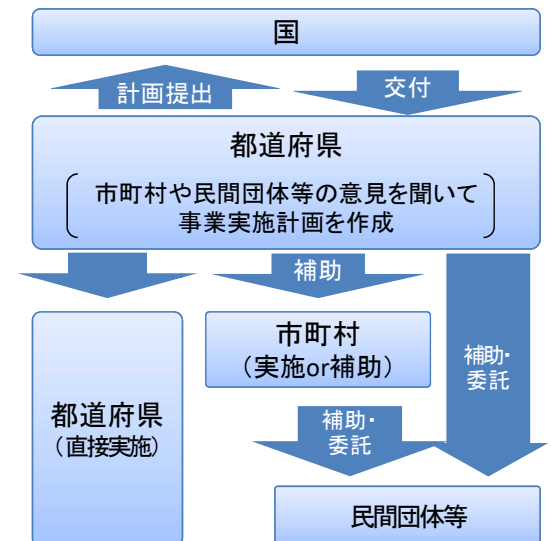
3. 非対面方式による支援環境の整備

- ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備
- 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備

【事業スキーム】

- 実施主体: 都道府県(交付対象者)
※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

- 補助率: 国 3/4



等

【要旨】

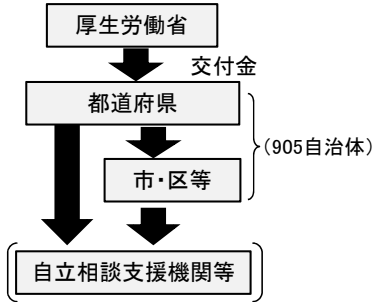
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどの活用等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（1）生活保護の動向

（受給者数について）

令和2年10月時点の生活保護受給者数は約205万人（保護率：1.63%）である。また、対前年同月伸び率が平成27年9月以降マイナスとなっており、減少傾向にある。

さらに、受給者数の動向を年代別にみると、高齢者の伸びが大きく、生活保護受給者の半数（平成30年7月末時点で約50%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和2年10月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯である。

また、世帯数の動向を世帯類型別にみると、社会全体の高齢化と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯数の増加が続いている一方、高齢者世帯を除く世帯数は、平成25年2月のピーク時から約16万世帯減少している。

（申請件数について）

令和2年中の生活保護の申請件数について対前年同月伸び率でみると、4月は24.8%と大きく増加したものの、同年5月～10月は減少または微増止まりとなっている。

（2）現下の状況における適切な保護の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同日、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に対し、緊急事態宣言を行い、その後、1月13日に7府県（栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県）に対し、同法に基づく緊急事態宣言を行っている状況である。

現下の状況における一連の対応については、「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）で改めて周知しているとおり、「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）や「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）等でお示ししているところであり、改めてこれら事務連絡をご参照の上、業務を遂行されたい。なお、要点は下記の通りであるので、特段のご留意をお願いする。（面接時の適切な対応については、9（1）にも詳述しているので、併せて参照されたい。）

- ① 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。
- ② 生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、可能な限り速やかな保護決定に努めること。
- ③ 地域の感染状況等に応じて、面接時間が長時間にならないような工夫や、訪問時間が長時間にならないような工夫等を行って差し支えないこと（緊急事態措置区域の地方自治体におかれては、特段の配慮をお願いする）。
- ④ 保護の要否判定において、下記の例については、事務連絡、保護の実施要領を参照の上、柔軟に検討すること。
 - ・新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合の、稼働能力活用に係る判断
 - ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有している場合の取扱い
 - ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合で、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合の、転職指導に係る判断
 - ・上記の場合において、自営に必要な店舗、機械器具等を保有している場合の取扱い
- ⑤ 居所のない者からの相談に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集すること。

- ⑥ 自立相談支援機関との間で緊密な連携を図ること。

なお、今後も状況の変化に応じて、対応について逐次事務連絡の発出等を行っていく予定であり、周知徹底にご協力願いたい。

2 保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進

(1) 保護施設等における感染拡大防止対策への支援（補助金・交付金による予算措置）

保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策としては、令和2年度補正予算において、以下の支援を実施している。

なお、③の令和2年度第三次補正予算案で計上している「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）」については、繰越明許費としたうえで、今後、協議等を行うこととしているので、ご留意いただきたい。

① 令和2年度第一次補正予算

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金・国庫補助率 10/10）

- （ア）マスクや消毒用アルコール等の衛生用品の緊急調達や、施設消毒委託等に要する費用への補助
- （イ）主に多人数部屋において、個人のスペースを確保するためのパーティションの設置にかかる費用への補助
- （ウ）無料低額宿泊所において発熱症状等が出た場合に、施設外に一時滞在場所を確保し一定期間の滞在と見守りに要する費用への補助

② 令和2年度第二次補正予算

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金・国庫補助率 10/10）

- ① の事業内容に加え、
- （エ）救護施設職員に対する慰労金の支給
- （オ）保護施設の事業継続を支援するため、職員自ら施設消毒等に従事した際の超過勤務手当、他施設に応援職員を派遣した場合のかかりまし経費の補助
- （カ）授産施設における新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減収対

応費用への補助
等

③ 令和2年度第三次補正予算案

ア 上記①及び②の（オ）、（カ）の事業内容を引き続き実施するための経費を計上
（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）・国庫補助率 3/4）

イ 社会福祉施設等施設整備費補助金での個室化支援（障害保健福祉部予算案に一
括計上）

多床室や多人数部屋での感染拡大を防ぐ観点から、救護施設、更生施設、宿所提
供施設及び無料低額宿泊所の個室化等に要する費用を補助することとしている（国
庫補助割合：国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4）。

（2）保護施設事務費における感染拡大防止対策（令和3年度より実施予定）

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年7月より保護施設事務費に特
別基準を設定し、

- ・ 保護施設における新規入所者等を一定期間、施設外において健康観察するため
の一時滞在場所の確保と見守りにかかる経費
- ・ 施設の事業継続計画（BCP）の策定、職員向け感染拡大防止研修の経費

を対象とした施設事務費における対応を実施している。

令和3年度においては、上記の特別基準について、新たに保護施設事務費負担金にか
かる加算として位置づける予定であるので、管内の保護施設に周知いただくとともに、
必要経費の計上等について遺漏無きよう取り図られたい。

なお、入所者及び施設職員が保健所の指示によるPCR行政検査を受けられない場
合の（PCR）民間検査を受ける費用への補助についても、令和2年度第三次補正予
算案で対応が可能であるので必要に応じて活用されたい。

あわせて、保護施設の最低基準において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取
組の強化に関する規定を設けることを予定しており、各自治体におかれては、新型コ
ロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防止する観点から、補助事業の積極的な活用
を含め、引き続き、取組を進められたい。

(3) 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品等の確保について

これまで、社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮者関係）への新型コロナウイルス感染症対策の支援として、衛生・防護用品について、緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がり等により不足する事態に備えるため、衛生・防護用品（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、ヘッドキャップ、使い捨てマスク、使い捨て手袋）について、国が直接調達して、都道府県・指定都市・中核市に一定数量の配布を行っている。

令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行状況や都道府県等からの配布要望等に応じて、衛生・防護用品の供給支援を行う予定としているので、保護施設等における自主的な取組、補助事業を通じた保護施設等への支援に加え、本支援についても状況に応じた活用をお願いする（参考資料「社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について」参照）。

3 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について

(1) 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて

（経緯）

医療保険制度において、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、「新デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」等において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指し検討を進めることとなっている。

（医療扶助における対応の方向性）

こうした動きを踏まえ、昨年、有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」（座長：尾形裕也九州大学名誉教授）を開催し、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認導入に向けた方向性がとりまとめられた。（令和2年11月30日）

当該報告書において、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入は、現在、紙により行われている医療券等の発行事務の省力化や、誤った診療報酬請求等の事故防止

に繋がり、福祉事務所、医療機関、薬局等の事務負担が軽減されることが期待されるとともに、生活保護の被保護者に対しても、医療券を福祉事務所の窓口に取りに行くという手間が不要となり、また、医療機関の窓口で、医療保険制度の被保険者と同様の形で資格確認を行うことができるといったメリットがある。更に、診察時に必要な情報を閲覧できるようになれば、より良い医療サービスの提供を受けることも可能になるといったメリットもあることから、今後、導入に向けた具体的な検討を進めることとされた。

導入にあたっては、福祉事務所のシステム改修は可能な限り効率的にすること、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用するなど、使いやすく効率的な制度とすること、医療扶助特有の機能を維持した仕組みづくりについても提言されており、今後、この方向性に沿って進めていく。

(令和5年度中の導入に向けた当面の進め方)

令和3年通常国会に生活保護法等の改正案を提出すべく作業を進めているところ。並行して、具体的な運用の在り方や必要なシステム改修等の詳細について、必要な調査研究や関係者のご意見も踏まえつつ検討することとしており、順次、お示ししていきたいと考えている。

(2) 被保護者健康管理支援事業について

(経緯)

被保護者は、多くの健康上の問題を抱えるにもかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）による健診受診率や健康に向けた諸活動が低調な状況にある。また、多くの被保護者は医療保険者が実施するデータヘルスの取組の対象とはなっていないが、福祉事務所による健康に関する支援は一部においてのみの実施となっている。

こうした状況を踏まえ、平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月から必須事業として施行されたところ。

本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防

等を推進するものであり、全福祉事務所で確実に実施されるよう必要な配慮をお願いしたい。

なお、具体的な実施方法として、令和2年8月21日付事務連絡にて、各自治体が参考とするための手引きを配布しているので参考とされたい。また、併せて全国データ等についても参考に周知しているので、事業の実施にあたり活用されたい。

(事業必須化に伴う令和3年度予算案における対応について)

被保護者健康管理支援事業関連予算は、法施行後、生活困窮者自立支援事業費等負担金(負担率3/4)に統合されたところ。これにより「レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等」及び「健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業」、「頻回受診指導を行う医師の委嘱促進」は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金から生活困窮者自立相談支援事業費等負担金へ移行しており、令和3年度予算案においては、本事業を平年度として実施するために必要な経費を計上している。

(3) 頻回受診の適正化について

医療扶助の適正化に関して、各自治体においては、これまでも頻回受診対策に積極的に取り組んでいただいております、一定の成果も報告されているところである。

頻回受診対策については、平成30年度には、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行ったところ。

また、補助事業としては、一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に福祉事務所の職員が付き添うなどの指導強化を行う事業及びかかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成する事業、さらに、頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者のみを対象として、有効期限が1箇月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組を実施した場合、必要な経費について新たに国庫補助の対象とするなどの取組を行ってきているが、これらの事業については、令和3年1月以降は、「被保護者健康管理支援事業」の「頻回受診指導」へ移行し、引き続き支援していくこととしており、今後とも積極的な取組をお願いしたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策については、昨年末にまとめられた「新経済・財政再生計画改革工程表2020（経済財政諮問会議決定）」において「頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度までに行う」とされており、今後も更なる対策が必要となる可能性があるため、ご承知おき願いたい。

(4) 子どもとその養育者への健康生活支援について

平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どもの頃から健全な生活習慣の確立や健康を増進することを目的とした「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業（補助率10/10）」を実施しているが、本事業は、来年度予算案においても同様に実施できるものとして計上しているところ。生活習慣の多くが幼少期に作られ、保護者が用意する環境が、その子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められることから、各自治体におかれては積極的に当該モデル事業を活用していただきたい。

(5) 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、昨年度から、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、複数の自治体から国庫補助協議をいただいている。こうした事業については、来年度予算案においても同様に実施できるものとして計上したところであり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、各自治体においては実施に向けて積極的に検討いただきたい。

(6) 後発医薬品の原則使用について

生活保護受給者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用

を原則とする取扱いとされ、平成 30 年 10 月 1 日に施行されたところ。

原則化の影響や各自治体における積極的な取組により、令和元年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は 86.2%となり、政府目標である 80%を達成したところであり、各自治体の取組に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続き、適正な運用をお願いしたい。

4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

無料低額宿泊所への感染拡大防止対策については、令和 2 年度第一次補正予算及び第二次補正予算において、入所者等の感染拡大防止のための一時滞在場所を確保する対応等ソフト面での支援及び社会福祉施設等施設整備費補助金において個室化改修への支援を実施している（参考資料「無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応」参照）。なお、これらの取組については、令和 2 年度第三次補正予算案でも引き続き措置する予定としており、繰越明許費とした上で、今後協議することとしているので、積極的な活用をお願いする。

(2) 無料低額宿泊所等の見直し

（経緯及び見直し内容）

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている一方で、良質な生活支援を提供している施設について、その生活支援を制度上評価する仕組みがないことも課題として指摘されていた。平成 30 年 6 月に社会福祉法及び生活保護法を改正し、令和 2 年度より、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。

【社会福祉法の改正内容】

- ・ 住居の用に供するための施設を設置して第二種社会福祉事業を行う場合、その施設を「社会福祉住居施設」（※）と定義し、

- ① 社会福祉住居施設を經營しようとする場合の事前届出制の導入
 - ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
 - ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設
- ※ 現行「社会福祉住居施設」に該当する施設は、無料低額宿泊所のみ

【生活保護法の改正内容】

- ・ 無料低額宿泊所等であって、日常生活上の支援の実施について厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事等が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置づけ
- ・ 単独での居住が困難と認められる生活保護受給者の日常生活上の支援について、福祉事務所が当該住居施設に委託し、委託に要する費用を支弁できる仕組みを創設

(日常生活支援住居施設の認定事務等)

日常生活支援住居施設の認定及び当該施設への日常生活上の支援の委託に関しては、令和2年10月から開始されているところである。令和3年度予算案には、日常生活支援住居施設へ生活保護受給者の日常生活支援を委託する場合の委託事務費について必要な予算を計上しているところであり、引き続き、各自治体におかれては、認定事務及び委託事務の適切な実施を進められたい。

(無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査)

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の適正な事業運営を図る観点から、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について」（令和2年11月5日社援発1105第8号厚生労働省社会・援護局長通知）をそれぞれ発出している。

都道府県・指定都市・中核市におかれては、施設の届出・認定数等に応じて、各年度における指導検査計画を策定するとともに、上記通知を参考として指導検査要綱等を策定し、管内の無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査を実施されたい。

なお、日常生活支援住居施設は無料低額宿泊所が認定を受けるものであることから、両施設の指導検査を一体的に実施するなど事業者及び自治体における事務の効率的な実施に努められたい。

また、無料低額宿泊所に該当するものの、届出がなされていない施設に対する調査や届出の勧奨その他の対応の考え方について、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和2年12月11日社援保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出しているので、該当する事業者が管内に存在する場合は必要な指導等の対応をお願いしたい。

(3) 無料低額宿泊所の住宅扶助の取扱い

住宅扶助の決定においては、居室等の床面積に応じた限度額を適用することとされているところであるが、これまで適用対象外としてきた無料低額宿泊所においても、令和2年10月より適用することとしたところである。また、間仕切壁が天井までに達していない、いわゆる「簡易個室」については、解消までの経過措置期間を令和5年度末までとしているところであるが、これとは別に限度額を設定しており、令和3年4月より段階的に適用することとしている。

無料低額宿泊所を所管する自治体におかれては無料低額宿泊所の個室化、簡易個室の解消、床面積等最低基準の確保について計画的に進められたい。

※ 「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について（通知）」（令和2年8月24日社援保発第0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）参照

(4) 日常生活支援住居施設への施設整備費補助制度の創設

令和3年度予算案においては、日常生活支援住居施設を運営する事業者が、その施設の①新設、②既存施設を改良する場合の施設整備補助を社会福祉施設等施設整備費補助金（障害保健福祉部予算案に一括計上）のメニューに新設したので、積極的な活用を図られたい。

また、同予算案において、独立行政法人福祉医療機構（WAM）による、施設の建築資金等に対する融資制度が計上されているところである。当該融資は社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人及びNPO法人が融資の対象とされているところであり、管内の関係者への情報提供をお願いする（取扱期限：令和4年3月31日まで）。

(5) 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施

日常生活支援住居施設においては、利用者に対してアセスメントを実施するとともに個別支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行うこととされている。このため、職員について一定の専門性が求められることから、令和3年度より管理者、生活支援提供責任者等を受講対象とした資質向上のための研修（委託事業）を行う予定としている。また、日常生活支援住居施設の運営に当たっては、保護の実施機関との連携が重要であることから自治体職員の聴講も可能とする予定としている。

開催日時等については、別途お知らせすることとしているが、事業者への周知や自治体職員の参加、その際の受講者の推薦事務等に関する協力等をお願いする。

※ 令和2年度社会福祉推進事業において、「日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人居住支援全国ネットワーク）を実施しており、研修カリキュラム等の開発及びパイロット研修を実施予定（パイロット研修は令和3年2月に実施予定）。

(6) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号）により、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図られたい。

また、令和元年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用の補助を行っているほか、当該費用の事業者負担について福祉医療機構における融資制度の活用が可能であるので、引き続き、防火安全対策の推進に努めていただきたい。

5 被保護者等の居宅生活移行への支援について

(1) 居住不安定者等の住まい対策の推進

無料低額宿泊所や簡易宿泊所等利用者の居宅生活移行については、令和2年度当初予算の居宅生活移行総合支援事業にて支援を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度第二次補正予算において、新たに生活困窮者も対象に加えた「居宅生活移行緊急支援事業」を創設し、生活保護制度と生活困窮者支援制度の垣根を越えて、居宅の確保とその後の安定した居宅生活の支援を一体的・継続的に実施することを可能としたところである。

令和3年度予算案においても同趣旨の事業を「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」として引き続き実施するための必要な経費を計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期化することが考えられる居住不安定者等への支援について、地域の居住支援法人とも連携し、積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 救護施設における居宅生活訓練事業の拡充

救護施設入所者の地域移行を促進する観点から、これまで救護施設居宅生活訓練事業（施設機能強化推進費の特別事業）を実施してきたところであるが、更なる救護施設入所者の地域移行を促進するため、令和3年度より利用対象者の拡大等を図り、事業の充実を予定しているところである。

救護施設を所管する自治体においては、本事業の活用について管内施設への実施の働きかけを行うとともに、救護施設に被保護者を入所措置する実施機関におかれては、積極的に本事業を活用し、居宅生活への移行を進めていただきたい。

6 就労支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいている。

これらの就労支援の実施状況については、「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、新たに令和 3 年度までを目標とした K P I（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を令和 3 年度までに 65%とする（令和元年度実績 57.1%）
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を令和 3 年度までに 50%とする（令和元年度実績 42.4%）
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を令和 3 年度までに 45%とする（令和元年度実績 38.7%）

ことを定めたところである。

※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」についても引き続き盛り込まれている。

「見える化」内閣府 URL：<http://wwwb.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/mieruka.php>

これまでの就労支援の取組に関して、特に就労支援事業等の「参加率」が低調となっており、引き続き、新たな K P I においても同様の項目を設定する予定としていることから、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対して適切な支援が行われるよう、就労支援員の増員等による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施、就労自立給付金の制度周知など、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

また、就労支援事業等の参加率が著しく低い自治体については、その原因や課題について個別にヒアリングの実施を検討していることを申し添える。

(2) 令和 2 年度第三次補正予算案における就労支援の取組

令和 2 年度第三次補正予算案において新設する「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）」（国庫補助率 3 / 4）では、

- ① 生活保護の就労支援業務にかかる補助業務を行う事務員の雇い上げ経費の補助（保護決定等体制強化事業）
- ② 就労支援の各事業のオンライン化や I C T 整備にかかる費用への補助（自立相談支援機関等の強化事業）

を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく失業、廃業となり生活保護に至った生活保護受給者の早期の就労・保護脱却を支援することとしているので、各自治体において積極的な活用をお願いする。

(3) 就労自立給付金の見直し

就労自立給付金については、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるよう、平成30年10月から以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行っている。

【見直し内容】

- ・仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定
(単身世帯：2万円、複数世帯：3万円)
- ・積立率を一律10%とする

これにより就労や増収によって保護が廃止となった者が申請することにより、一定額以上を原則受給できることとなった。については、各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図る観点から、事前に給付金の周知に努めるとともに、給付金の申請等に関する助言や手続きについて、被保護者の申請が確実に行われるよう引き続き支援をお願いしたい。

7 子どもの大学等進学支援等について

(1) 子供の貧困に関する指標

子どもの貧困対策に関しては、子どもの貧困対策推進法の改正法が、令和元年9月7日に施行され、同法に基づく新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標が設定されているところであるが、生活保護制度に関連するものとして以下の指標が設定されている（括弧内はいずれも平成31年4月1日の数値）。

- ・「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率（94.0%）」
- ・「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率（4.3%）」

- ・「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率（36.1%）」

これら全国集計結果については、例年、都道府県等からご提出いただいた「就労支援等の状況調査」から算出しているところであり、当該調査の結果については都道府県別の数値を提供していることから、各自治体においては、他自治体の結果も含め当該数値を分析し、児童福祉部局及び教育部局とも連携の上、子どもの貧困対策計画の着実な推進に努められたい。

(2) 高等教育の修学支援新制度等の活用

高等教育に関する進学に関しては、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」（36.1%）が全世帯の72.7%（平成31年4月1日数値）と比較して低い状況であり、生活保護制度における子どもの進学に関する支援について、引き続き、積極的に進めていただきたい。

生活保護制度における支援制度として、進学準備給付金の支給、被保護者家計改善支援事業に加えて、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定しない措置を講じているところである。また、平成30年度から補助事業として実施している家計改善支援事業については、大学等の進学費用に関する相談支援も補助対象事業としているため、同事業の積極的な活用をお願いする。

さらに、令和2年度からは、文部科学省による高等教育の修学支援新制度が施行されており、生活保護世帯出身の学生を含めた低所得家庭の学生に対して学費の免除や給付型奨学金が支給されているところであり、これらの制度について生活保護世帯に対して積極的に周知を行うとともに活用を促し、進学支援対策が確実に実施されるよう支援を行われたい。

8 令和3年度の生活保護基準について

(1) 令和3年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案

して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行っている。

令和3年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、改定を行わないこととしている。

なお、次の生活保護基準検証に向け、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会の再開を予定している。部会においては、現在開催中の「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」における報告を踏まえた検証手法の検討や、級地の指定に係る検討などを予定しており、ご承知おき願いたい。

(2) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助（施設分べん）、生業扶助（技能修得費）、葬祭扶助等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等）については、従前のおり他制度と連動した改定を行うこととしているので、ご了知願いたい。

9 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速や

かに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）でお示ししているとおり、相談段階において、例えば、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことや、現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することが出来ない旨の説明をするといったことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなど、現下の状況に応じて重点的に点検いただくようお願いする。例えば、厚生労働省ホームページに相談者にとってわかりやすい説明を追記しているので、当該ページへのリンクを地方自治体ホームページに掲載するなどの対応も考えられる。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要である。管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

(2) 住宅扶助の代理納付の活用について

住宅確保要配慮者については、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっている。このような背景から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（被保護入居者に係る特例関係）の施行について」（平成 29 年 10 月 26 日社援発 1026 第 2 号、国住備第 103 号厚生労働省社会・援護局長、国土交通省住宅局長連名通知）において周知しているとおり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）が、平成 29 年 10 月 25 日に施行された。

改正住宅セーフティネット法においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている。具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること、その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、

通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

こうした背景も踏まえ、令和2年3月31日付けで「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、

- ・家賃等を滞納している場合
- ・公営住宅の場合
- ・改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合

には、原則として代理納付を適用することとしている。

なお、代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであり、また、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しない旨申し添える。こうした点を踏まえ、積極的な活用に努められたい。

(3) 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしている。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続きを簡便かつ円滑に行うために、制度施行の際に各自治体向けに配布したリーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高

校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

(4) 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えている。

このため、管内の実施機関に対して改めて上記内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ公布する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークに

において家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように配慮されたい。

(5) 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じているとともに行政機関において行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。従前は、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしていたが、こうした照会の電子化を見据えて、昨年中に、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日 社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日 社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を一部改正し、同意書の写しの添付を省略することとし、令和 2 年 4 月 1 日より施行したところである。

また、金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式を OCR で電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会する地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関や生命保険会社への資産調査については、上記通知で示している所定の様式を使用していただく必要があるので、その旨、改めてご了承ください。

なお、行政からの金融機関や生命保険会社への照会方法の統一化について、関係府省及び関係団体等により、現在検討が行われているところであり、検討結果については、改めてお知らせすることとしているので、ご承知おき願いたい。

(6) 認知症等により判断能力が不十分な方に法第 63 条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて

医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、法第 63 条の適用を前提として保護を開始する場合、本人に法第 63 条の取扱いについて十分に説明し理解を得ておくことが適当である。

ただし、認知症等により判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、対応に苦慮することが想定される。こうした場合の留意点について、「認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護法第 63 条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」（令和 2 年 10 月 2 日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）において下記のとおりお示ししているので、ご了承ください。

- ・本人の扶養義務者等が判明していれば、当該扶養義務者等に対しても説明を行うこと。
- ・本人の預貯金口座が判明している場合は、当該預貯金口座のある金融機関が本人の扶養義務者等による預貯金の引き出しに対応しているか確認し、対応している場合は、当該扶養義務者等に対し協力を求めること。
- ・認知症等により判断能力が不十分で成年後見の申立てが必要であるが、申立てを行う扶養義務者等もない場合は、保護の実施機関において中核機関（「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）における、権利擁護支援の「地域連携ネットワークの中核となる機関」をいい、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行うもの。）等と連携し、必要に応じて老人福祉法第 32 条等の規定による市区町村長による申立てを行うよう促す等、必要な支援を図ること。

(7) 遺留金品の取扱いについて

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 76 条第 1 項では、保護の実施機関は、同法第 18 条第 2 項の規定により死者に対する葬祭を行う者に対して葬祭扶助を行う場合、当該死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることとされている。

遺留の物品の売却方法については、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条第 1 項において、有価証券及び見積価格 1,000 円未満の物品を除き、競争

入札に附すこととされているところ、見積価格 1,000 円という基準が、物価変動等により、現在の競争入札に要する経費と見合わなくなり、保護の実施機関において遺留の物品の売却を行うことが困難となっている。

また、遺留の金品を保護費へ充当してもなお残余の遺留の金品が生じた場合の処分方法については、同規則第 22 条第 2 項において、相続財産管理人を選任し、これを引き渡さなければならないこととされているところ、当該残余の遺留の金品が、相続財産管理人の選任の申立てに必要な費用に満たない等の理由により、その選任ができずに歳入歳出外金品として保護の実施機関で保管せざるを得ない状況が生じている。

こうした状況を踏まえ、生活保護法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 198 号）を令和 2 年 12 月 9 日に公布し、遺留の物品を売却する場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、一般競争入札によらずに指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることを可能とするほか、遺留の金品を保護費に充当し、なお残余の遺留の金品を生じた際に、当該残余の遺留の金品が相続財産管理人の選任の申立てに必要な費用に満たない場合等、その処分を実施しがたいときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 494 条の規定に基づき弁済供託を行うことを可能とし、同日より施行しているのでご了解願いたい。

なお、遺留金品等を処理する際の詳細な事務手続等について整理した手引きを作成中であり、令和 2 年度中に改めて通知する予定であるため、ご了解願いたい。

（8）生活保護業務のデジタル化等について

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところ。同計画においては、生活保護に係る業務支援システムについては、2022 年（令和 4 年）夏までに標準仕様書を作成することとされている。

これを踏まえ、令和 3 年度に厚生労働省として、標準仕様書の作成のための調査研究事業を実施することとしている。標準仕様書の作成に当たっては、各自治体における業務の実情を詳細に把握することが必要であり、各自治体のご意見を伺いながら作業を進めていきたいと考えているので、ご協力願いたい。

また、標準仕様書の作成にあたっては、業務改革（BPR）の徹底が前提とされており、業務効率化の取組を併せて行っていくこととしている。このため、令和 2 年度

第三次補正予算案において、「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」として、自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA（※）等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施していただき、その課題や効果を検証するための費用を計上している（定額補助）。この事業で業務効率化の効果が見られた取組については、標準仕様書の作成に当たって取り入れていくことを考えており、是非、積極的な事業実施をお願いしたい。なお、本事業については、繰越明許費としたうえで、今後、協議等を行うこととしているので、ご留意いただきたい。

（※） Robotic Process Automation：ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

10 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適切な実施について

生活保護法施行事務監査は、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営されるよう指導・援助するものであり、各都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、積極的に取り組まれている。

特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、それぞれ工夫しながら、効果的な監査の実施に取り組まれてきたところであるが、一部の本庁監査においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるためには、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の個々の課題への指導・援助はもとより、根本的な課題の解消に向けた効果的な指導を継続して行うことが重要である。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、生活保護の相談者や申請者の増加が予想される場所であり、各実施機関における、より適切な対応が求められることから、引き続き、適切な指導の実施及び体制の維持・充実強化について特段の配慮をお願いします。

(2) 令和3年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、下記の重点事項を中心に実施してきたところであるが、依然として、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、経理事務の事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケー

ス審査、適切な指導援助といったことが不十分な実施機関もあり、そうした機関では、結果として多くの課題が認められている。令和3年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(令和2年度重点事項)

- ・ 査察指導の充実強化について
- ・ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動について
- ・ 適正な保護の決定実施について
- ・ 不正受給等の防止に向けた取組について

イ 監査の実施方法について

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や基幹的位置付けにある実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

(3) 不正受給の未然防止等の取組について

不正受給対策については、各実施機関における課税調査や年金調査による各種収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組の徹底に加え、平成25年の法改正（平成26年7月1日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきた結果、令和元年度の不正受給件数・金額は、32,392件・約130億円となり、件数、金額ともに前年度と比べて減少している。（別紙参照）

引き続き、不正受給の未然防止及び適切な徴収金の徴収等について、更なる指導の徹底をお願いします。

(4) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に準じ、計画的な見直し（令和2年度～6年度／29人の削減）を行う予定である。

令和3年度においては、全国で6人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(5) 生活保護指導職員会議及び査察指導機能の充実強化を目的とした研修会の開催について

例年、①当該年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的とした、都道府県本庁等の生活保護指導職員を対象とする会議（生活保護指導職員会議）及び、②査察指導機能の充実強化に資することを目的とした、各実施機関の査察指導員等を対象とする研修会等を開催しているところである。

令和3年度の開催については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、決定することとしているので了知願いたい。

(参 考) 例年の各会議の開催時期等

- 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：令和2年4月下旬 場所：東京都内

- 新任生活保護査察指導員等基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和2年5月中旬

場 所：東京都内

- 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和2年8月下旬

場 所：東京都内

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた適切な生活保護の実施について

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用環境の悪化等の影響により、生活保護の相談、申請及び保護の決定件数などの増加や保護決定後の就労支援など、福祉事務所が対応すべき業務量の大幅な増加が見込まれるところである。

こうした状況に対応するため、福祉事務所の面接相談や保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務に対する人員の体制強化を図るための事業に要する経費を、令和2年度第三次補正予算案に創設した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）」（140億円）に計上したところである。

具体的には、

- 要保護者に対する面接相談業務
- 保護の決定事務処理や就労支援等の補助業務

に従事する非常勤職員の雇上げ費用に要する経費を計上しているので、積極的に活用願いたい。

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
H27	43,938	16,994,082	387	212	10,587
H28	44,466	16,766,619	377	220	10,509
H29	39,960	15,530,019	389	140	9,619
H30	37,234	14,005,954	376	126	9,643
R1	<u>32,392</u>	<u>12,960,895</u>	<u>400</u>	<u>125</u>	<u>7,820</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	18,741	46.9%	17,171	46.1%	15,392	47.5%
稼働収入の過小申告	5,112	12.8%	4,486	12.0%	3,854	11.9%
各種年金等の無申告	6,742	16.9%	7,279	19.5%	5,923	18.3%
保険金等の無申告	1,099	2.8%	997	2.7%	827	2.6%
預貯金等の無申告	436	1.1%	371	1.0%	340	1.0%
交通事故に係る収入の無申告	574	1.4%	457	1.2%	431	1.3%
その他	7,256	18.2%	6,473	17.4%	5,625	17.4%
計	39,960	100.0%	37,234	100.0%	32,392	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

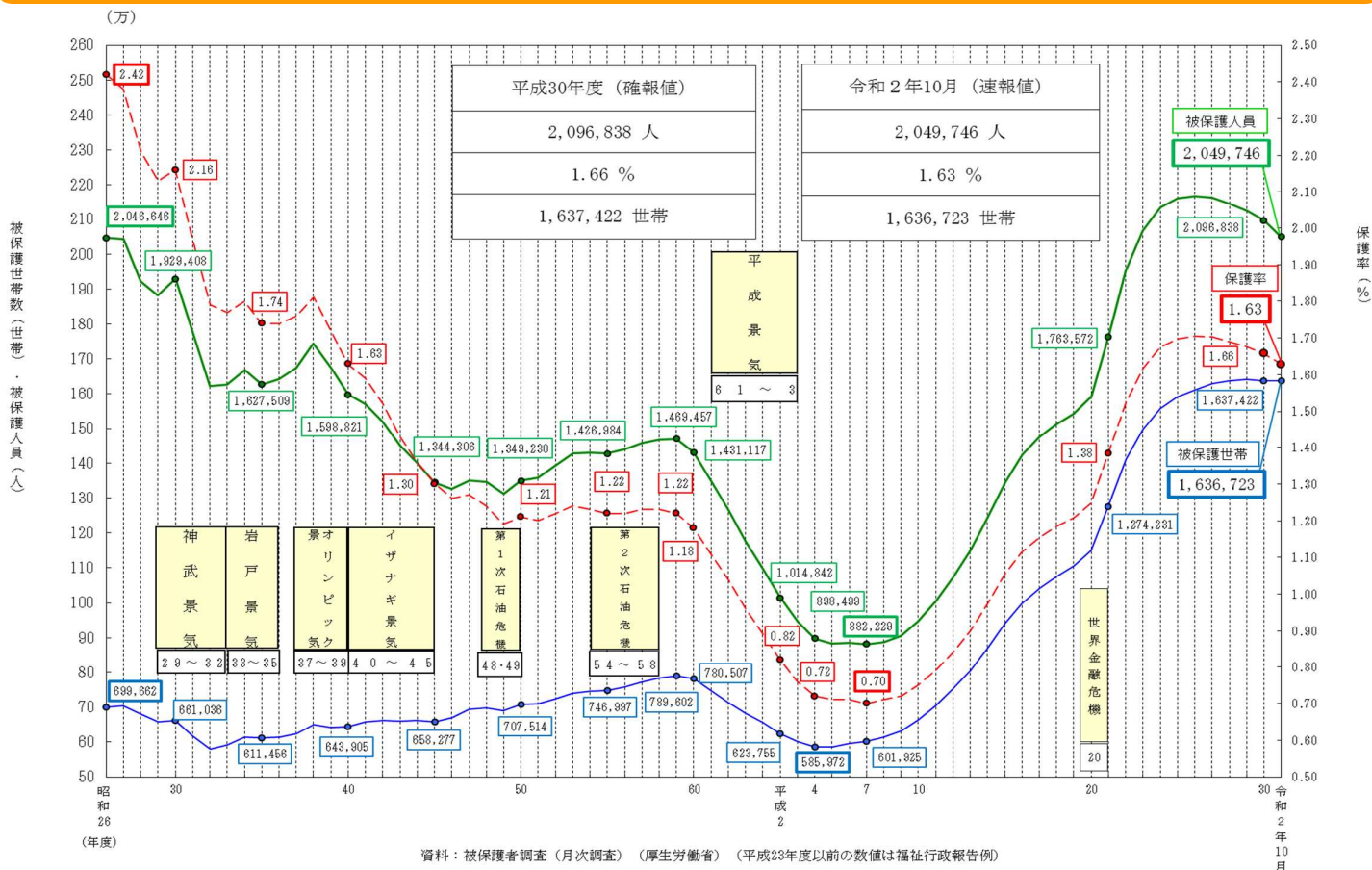
3. 不正受給発見の契機の状況(令和元年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(91.0%)	(4.3%)	(4.7%)	(100.0%)
29,478	1,377	1,537	32,392

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

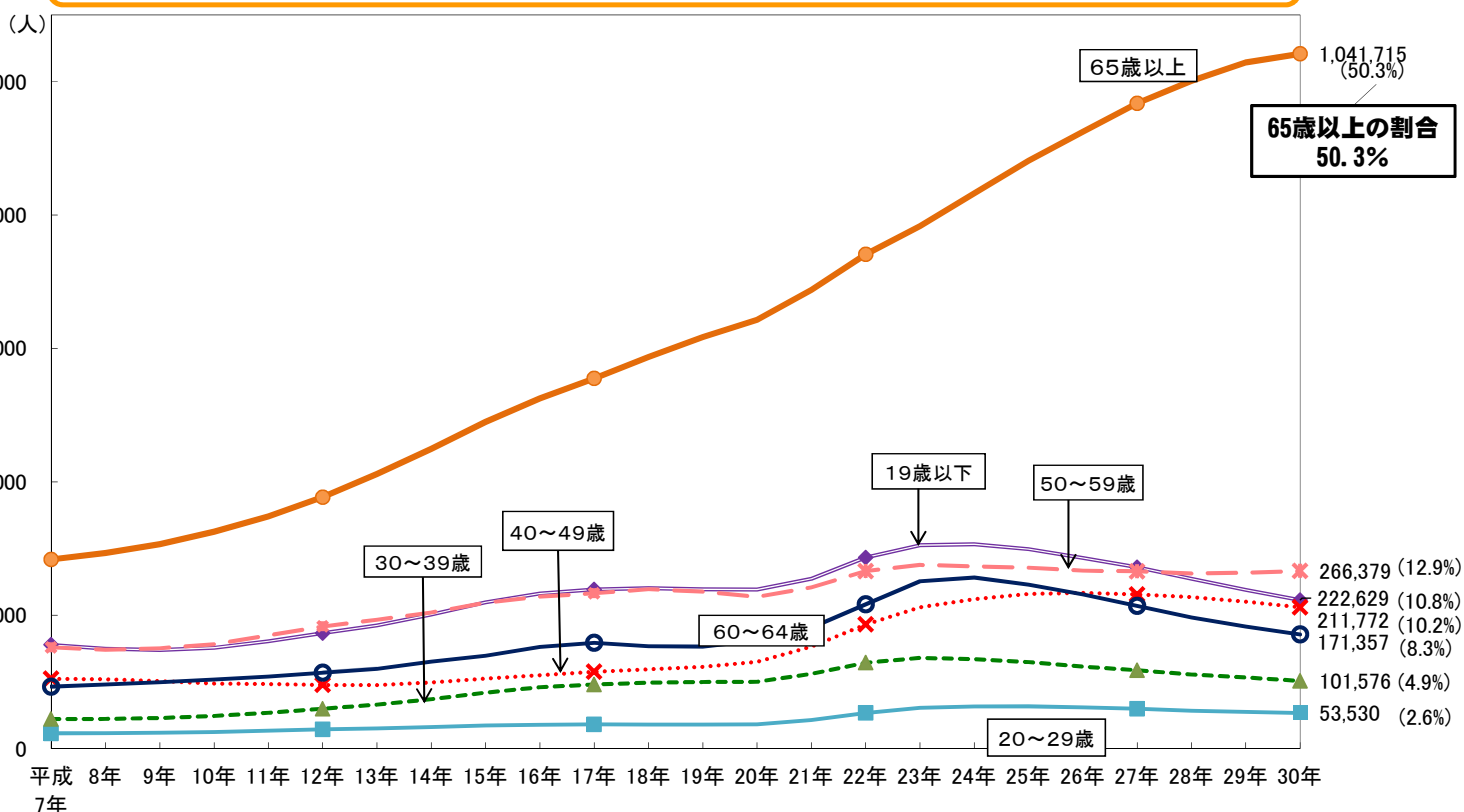
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約205万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



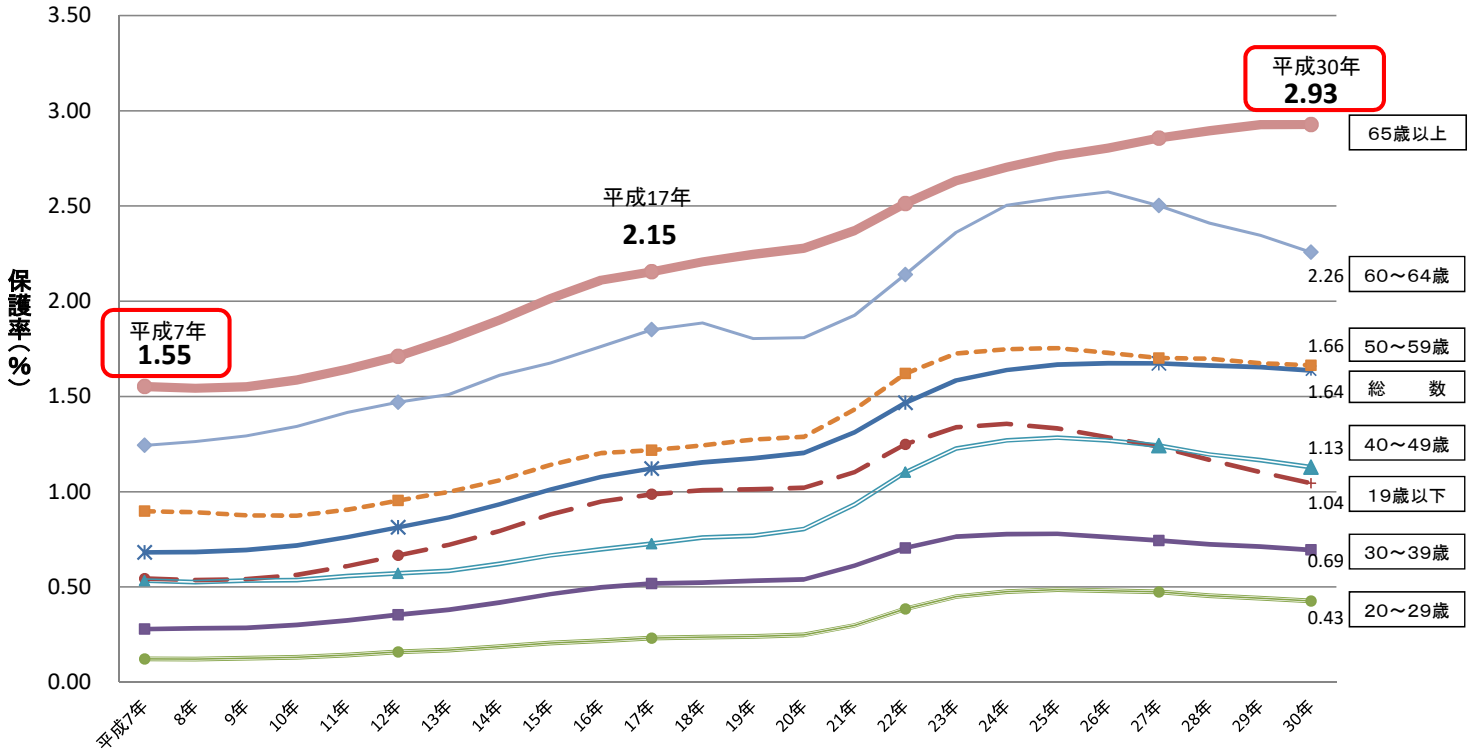
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の半数は65歳以上の者**。



年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。

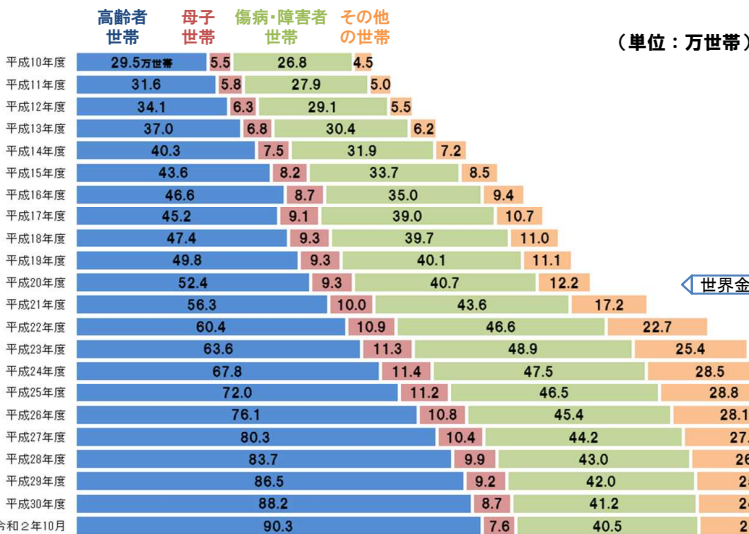


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

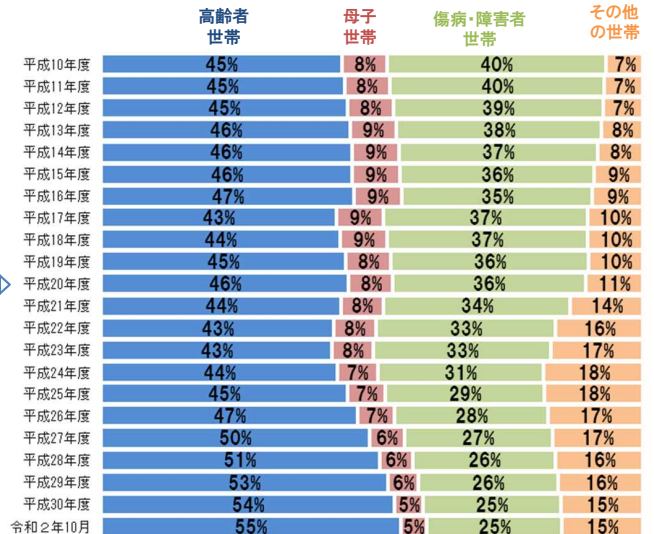
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の91.9%が単身世帯（令和2年10月）。

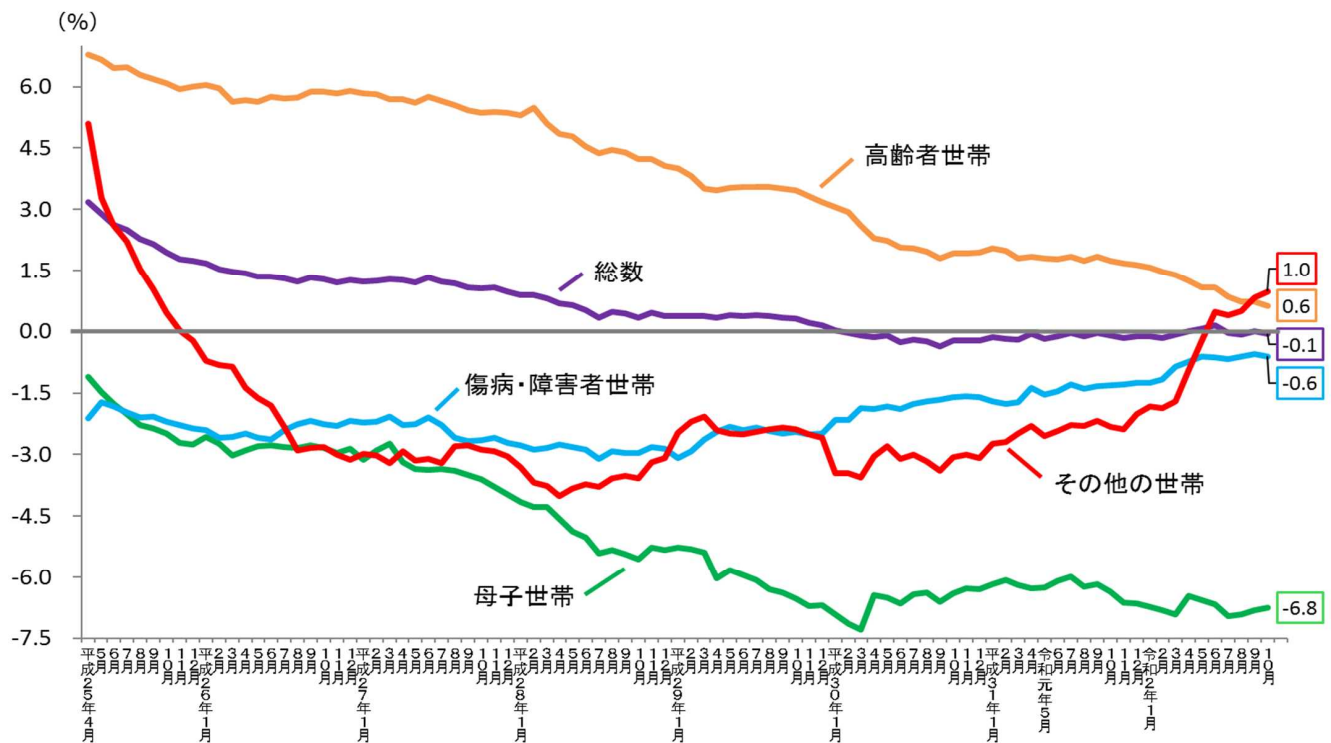
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和2年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（平成31年4月以降は速報値）
※総数には保護停止中を含む。

生活保護の最近の状況

生活保護受給者数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数（万人）	206.8	206.4	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0
対前年同月比（％）	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2
対前月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03	0.02

生活保護受給世帯数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	163.6	163.3	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7
対前年同月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002	▲ 0.1
対前月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02	0.1

保護の申請件数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	18,660	16,118	21,026	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621
対前年同月比（％）	0.9	▲ 3.4	7.4	24.8	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.0	1.8	1.8
対前月比（％）	14.9	▲ 13.6	30.5	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9	▲ 2.0

保護開始世帯数（決定件数）

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	14,992	15,042	18,716	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928
対前年同月比（％）	1.6	▲ 3.2	6.4	14.8	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6	▲ 3.4
対前月比（％）	▲ 9.7	0.3	24.4	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5	1.9

保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

令和元年度予算
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援
 - ・衛生用品(マスク、消毒液等)の緊急調達
 - ・衛生環境改善(施設内消毒等)
 - ・感染予防等の広報・啓発(障害を抱える施設利用者への資料(点字等)作成)

令和2年度第三次補正予算
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)

令和2年度第一次補正予算
(社会福祉施設等施設整備補助金)

- 1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加

令和2年度第二次補正予算
(生活困窮者補助金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)
- 2 救護施設職員への慰労金支給
- 3 保護施設等の事業継続支援等
 - ・保護施設でのかかりまし経費
(追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等)支援
 - ・自治体を実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成
- 4 生活困窮者等の住まい対策(居宅生活移行緊急支援事業)

保護施設事務費
(生活保護費負担金)

【次の経費に特別基準を設定】

- 1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費
(見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用)
- 2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成にかかる経費

令和2年度第三次補正予算案
(新型コロナウイルス感染症セーフティネット
強化交付金)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等(継続)
- 2 保護決定等体制強化事業(就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応)

令和3年度当初予算案

- 1 生活困窮者等の住まい対策(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)
(居宅生活移行総合支援事業の拡充)

保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度 第三次補正予算案
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

事業内容

保護施設等の衛生管理体制確保支援

1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

事業スキーム等



補助対象者	補助率
都道府県・市・特別区・福祉事務所を設置する町村	国3/4

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算案：7.4億円

事業概要

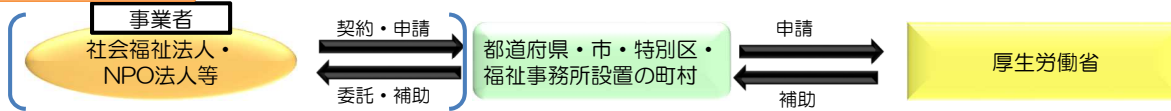
- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

- (1) 居宅生活移行に向けた相談支援
生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。
- (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。
- (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組
 - ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
 - ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4

救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在場所の確保等の支援

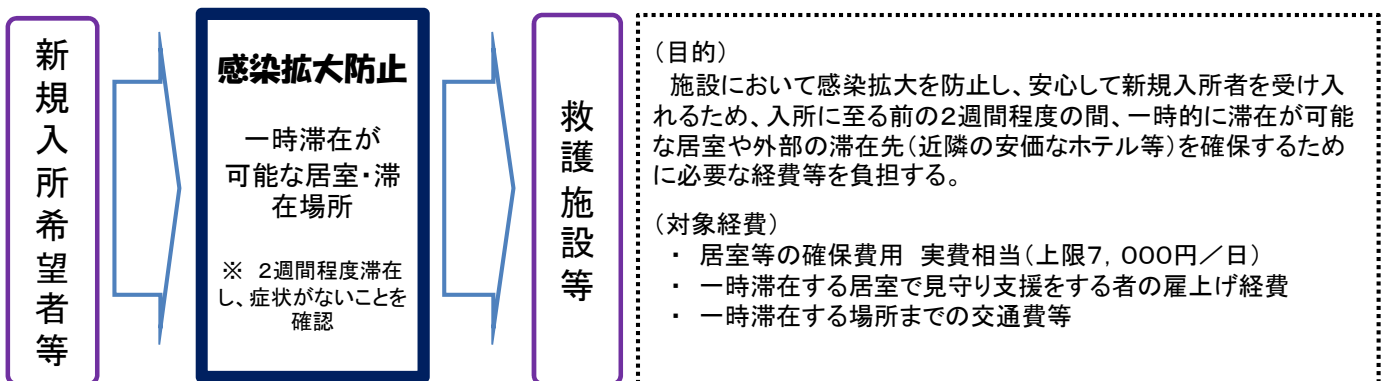
事業概要

令和3年度予算案(保護施設事務費)

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在場所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。
また、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

事業内容

(1) 救護施設等への新規入所者等の一時滞在場所の確保・見守り支援



(2) 救護施設等職員の感染症予防等研修

施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担する。

保護施設事務費の加算措置(負担率3/4)

無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

事業概要

令和2年度当初予算、一次補正予算、二次補正予算、三次補正予算案

新型コロナウイルス感染拡大防止及び居室環境の改善の観点から、無料低額宿泊所について、多人数居室の個室化を図る。合わせて、マスク・消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入所者等への感染予防啓発、一時的な居所の確保、職員への研修等事業継続の取組への補助を実施。

事業内容

1. 多人数居室の個室化

(1) 補助限度額

原則として総事業費30万円以上1,000万円以内のもの

(2) 負担割合

国1/2、自治体1/4、事業者1/4（都道府県・指定都市・中核市を通じた間接補助）

※ 障害保健福祉部（社会福祉施設等施設整備費補助金）において計上

2. 無料低額宿泊所におけるその他の支援

(令和2年度1次補正)

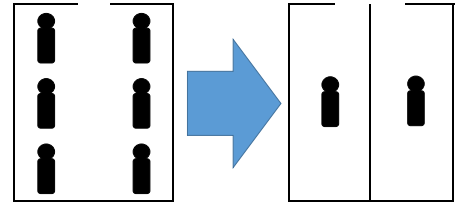
マスク、消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入居者等感染の場合の消毒、多人数居室にパーテーションを設置して個人のスペースを区切る対応、入所者等への感染予防啓発、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保・必要な見守り等の支援への補助

(令和2年度2次補正)

職員への研修、感染予防マニュアルの作成等事業継続への各種取組への補助

(令和2年度3次補正案)※ 1次・2次補正予算と同様の対応を実施

多人数居室の個室化



【参考】無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（省令）を創設。（令和2年4月施行）
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する（省令附則第2条）。

社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

1. 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。

さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、以下のとおり、国が直接調達して、都道府県等に配布を行っている。

(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

- ・サージカルマスク（約50万枚）
- ・ガウン（約50万枚）
- ・フェイスシールド（約50万枚）
- ・ゴーグル（約50万個）
- ・ヘッドキャップ（約100万枚）
- ・使い捨て手袋（約900万双）

※さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施。

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

- ・約4,000万枚（6月～7月に配布）
- ・約5,000万枚（9月～11月に配布）

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

- ・約5,000万双（10月～12月に配布）

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定

2. 令和3年度における実施予定

上記1の(1)～(3)について、令和3年度は以下のとおり実施する予定。

(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

→さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施予定

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

→新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期（秋季・冬季）に配布予定 82

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

→需給状況を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布予定

医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

【進め方】

- 令和2年7月15日 第1回
10月21日 第2回
 - 令和2年以内にオンライン資格確認に関する議論を行う。(11月30日、医療扶助のオンライン資格確認導入について(方向性の整理)をとりまとめ。
 - その後、年度内を目処に頻回受診対策等の適正化対策やその他の課題について議論を行う。
- ※ 議論の状況により、議題のテーマの追加やスケジュールの見直しを行う。

【構成員】

太田 匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
尾形 裕也	九州大学名誉教授 ※座長
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
鈴木 茂久	横浜市生活福祉部長
豊見 敦	日本薬剤師会常務理事
野田 誠一	兵庫県地域福祉課長
林 正純	日本歯科医師会常務理事
藤村 睦人	高知市福祉管理課長
松本 吉郎	日本医師会常任理事

医療扶助のオンライン資格確認導入について(方向性の整理) (令和2年11月30日)

【医療保険におけるオンライン資格確認の導入】

- 令和元年に成立した改正健康保険法等の施行により、令和3年3月から各医療保険制度において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が開始される。

【生活保護の医療扶助での対応の必要性】

(事務コストの低減)

- 現在、医療扶助の資格確認においては、月単位で、福祉事務所が委託する医療機関、薬局ごとに紙による「医療券」及び「調剤券」を発行している。こうした紙の医療券等の発行事務は、福祉事務所等にとって事務負担感が強い。
- また、資格の変更をより即時的に確実に確認することができることになれば、保護廃止後の診療報酬請求等の事例を防ぐことができるようになり、福祉事務所、医療機関、薬局等の事務負担が軽減されることが期待される。(より良い医療の提供)
- 今後、医療保険においては、オンライン資格確認等システムの仕組みを活用し、診察時に特定健診情報等を閲覧することが可能となるほか、閲覧できる医療情報の拡充や電子処方箋の導入等が検討される。
生活保護の被保護者に対しても、こうしたより良い医療サービスの提供の対象とするには、オンライン資格確認等システムが導入されていることが前提となる。
※なお、医療保険や介護保険では、NDBや介護DB等の解析精度向上のための被保険者番号の履歴を活用した仕組みが可能となるが、オンライン資格確認等システムが導入されていない医療扶助はその仕組みが適用されない。(制度の信頼性の向上等)
- 写真付きのマイナンバーカードによる確実な本人確認と資格確認ができる。
- 今後、医療保険被保険者のマイナンバーカード利用が進み、医療機関等においてカードリーダーを使った資格確認が普及していくことが想定される中、生活保護の被保護者は大半が医療保険には加入していないため、被保護者のみ医療機関の窓口での資格の確認方法が異なるという状況を避ける必要がある。

【医療扶助の特性を踏まえたオンライン資格確認の導入】

(効率的な制度構築)

- 使いやすく効率的な制度とするため、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用する。具体的には、被保護者の資格情報を福祉事務所がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。

(医療扶助特有の機能)

- 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療機関及び薬局で医療を受けるという制度となっておらず、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体としては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。
- こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう、検討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認システムに登録することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が健康管理支援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- 医療扶助には医療保険における被保険者証に相当するものはなく、福祉事務所が医療の実施を委託したことを示すため、医療券等を医療機関等毎に、必要な期間発行する必要があると、これが事務負担となっているとの意見もある。また、本来は被保護者がその都度医療券等を福祉事務所で受け取り、医療機関等に提示する必要があるが、現在、多くの自治体で被保護者が医療券等を所持しない運用(医療機関等に送付)となっているほか、救急時の受診に課題があるという指摘もある。こうした制度の趣旨と実態を踏まえつつ、被保護者の利便性を高め、制度を効率的かつ適正に運営する必要がある。

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認には、被保護者にとって医療券を福祉事務所の窓口に取りに行くという手間が不要であり、また、医療機関の窓口で、医療保険制度の被保険者と同様の形で資格確認を行うことができるといったメリットがある。更に、診察時に必要な情報を閲覧できるようになれば、より良い医療サービスの提供を受けることも可能になるといったメリットもある。加えて、マイナンバーカードを用いることにより、医療機関でこれまでよりも確実な資格確認と本人確認を行うことができる。さらに、福祉事務所が医療券を発行する事務負担を軽減することができる。こうした点を踏まえ、今後の普及状況も踏まえつつ、医療扶助の資格確認は原則としてマイナンバーカードにより行う運用とする。

マイナンバーカードは、被保護者にとって取得しやすい公的身分証であり、日常生活や自立に向けた活動にも有用であることといったメリットも踏まえ、取得促進を進める。

- 一方、医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合の受診等については、医療券を併用する等の措置により、必要な受診に支障がないようにする。また、医療現場に混乱が生じないよう、運用について検討を行う必要があることや、システム改修に要する期間等を踏まえ、施行までに十分な時間を確保する必要がある。
- オンライン資格確認の導入により、医療扶助においても、医療保険と同様に情報の閲覧が可能となるほか、NDBや介護DB等の解析精度向上のための被保険者番号の履歴を活用した仕組みの対象とする。

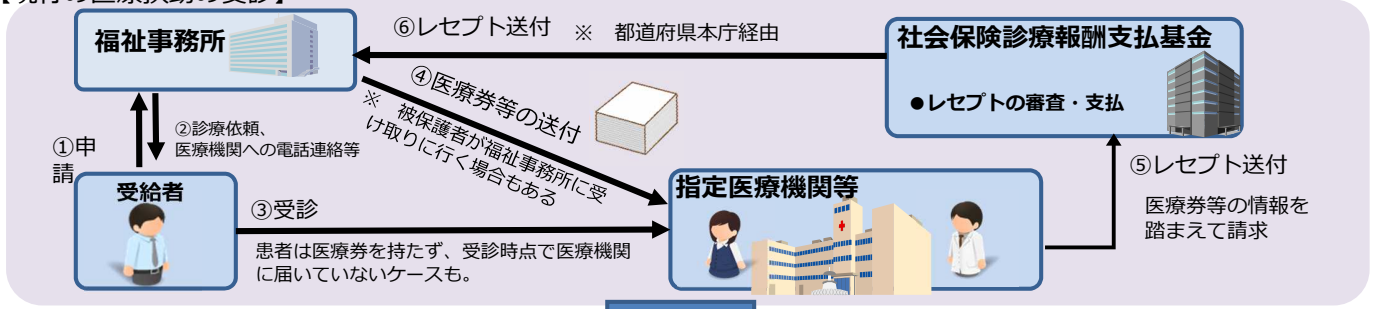
【その他の課題】

- 現在、紙で福祉事務所と医療機関の間でやりとりが行われている要否意見書について、その役割を踏まえつつ、事務負担の軽減や電子化について検討が必要。

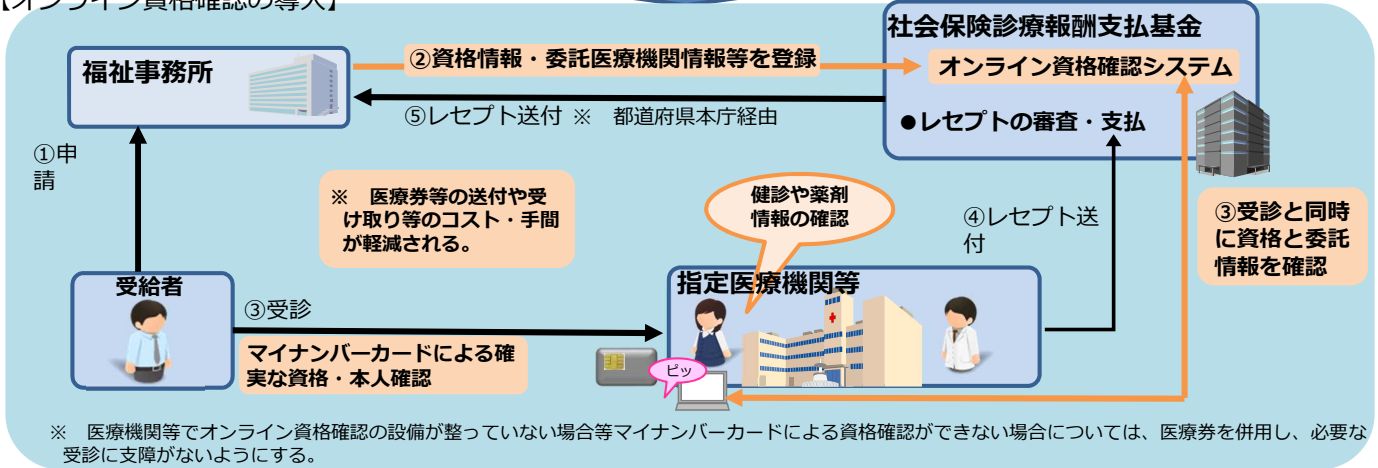
医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
- 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。

【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



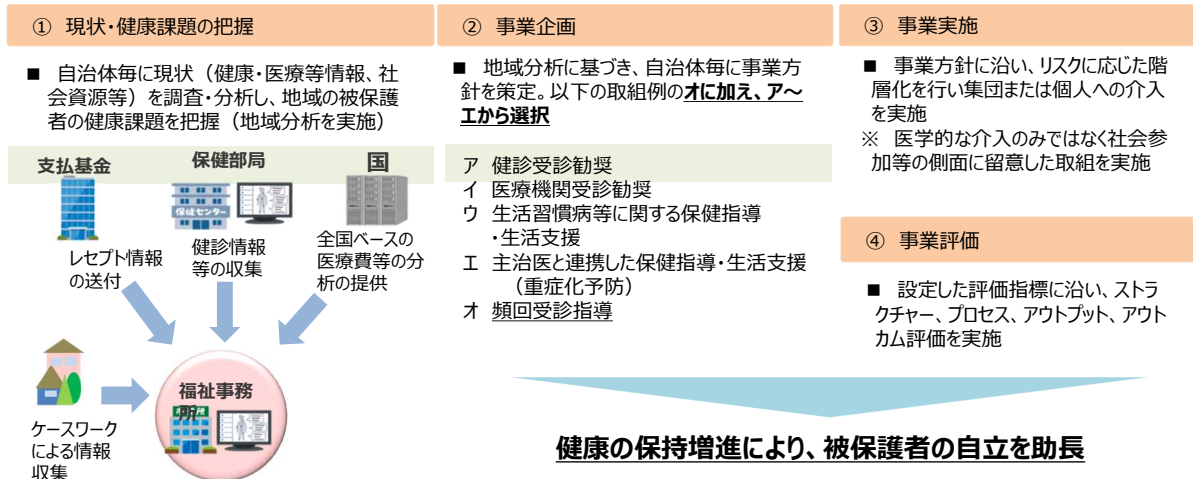
生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

【令和2年度予算】 975,000千円(令和3年1月～3月実施事業)
【令和3年度所要額(案)】3,510,000千円(令和3年度(平年度化))
実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、福祉事務所設置自治体
負担率: 3/4

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。
- 令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

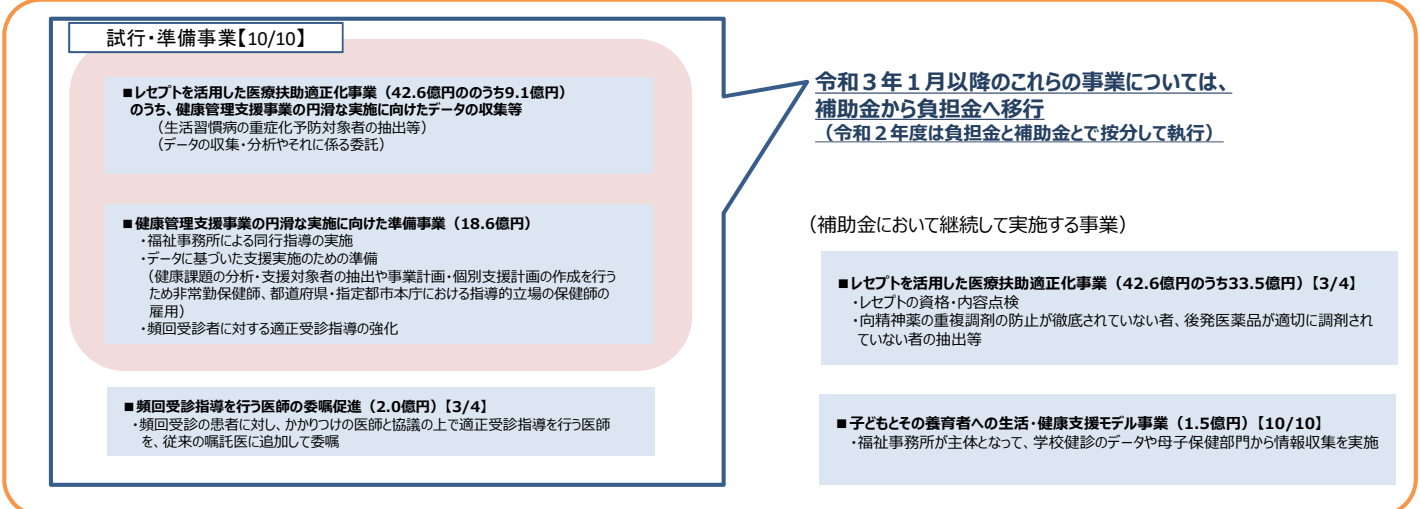


被保護者健康管理支援事業の負担金移行・平年度化について

法施行に伴う負担金の平年度化

- 「被保護者健康管理支援事業」については、令和3年1月の法施行に伴い、令和2年度予算において9.75億円(1月～3月)を負担金に計上。
- その際、既存予算のうち、
 - ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の試行分
 - ・健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業
 - ・頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 を統合して負担金に計上。
- 令和3年度予算案においては、当該負担金の平年度化を行う。

【参考】令和2年度予算事業における関連メニューの統合



薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等

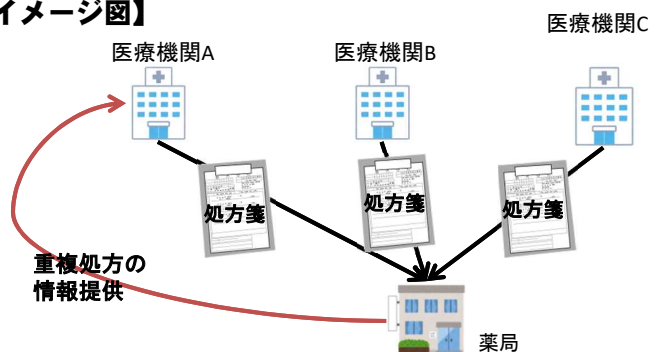
【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取り組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対し適正受診指導を行う。

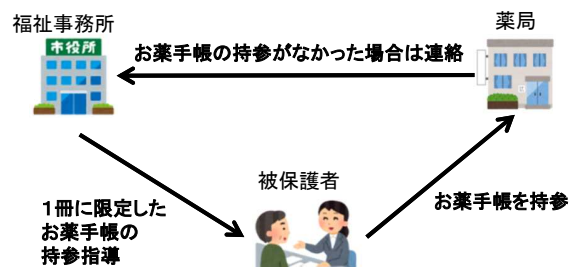
【イメージ図】



【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- ① 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- ② 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- ③ 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するよう指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

【イメージ図】



貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

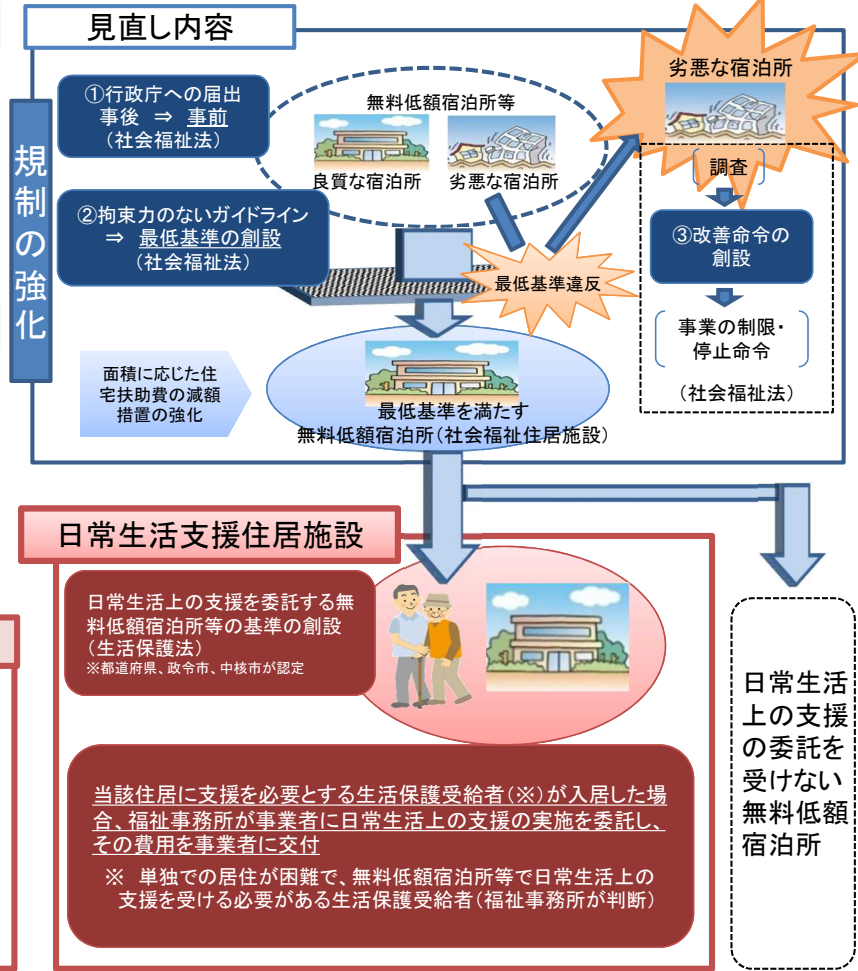
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**



無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

- 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

防火・防災対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・利用料金の適正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

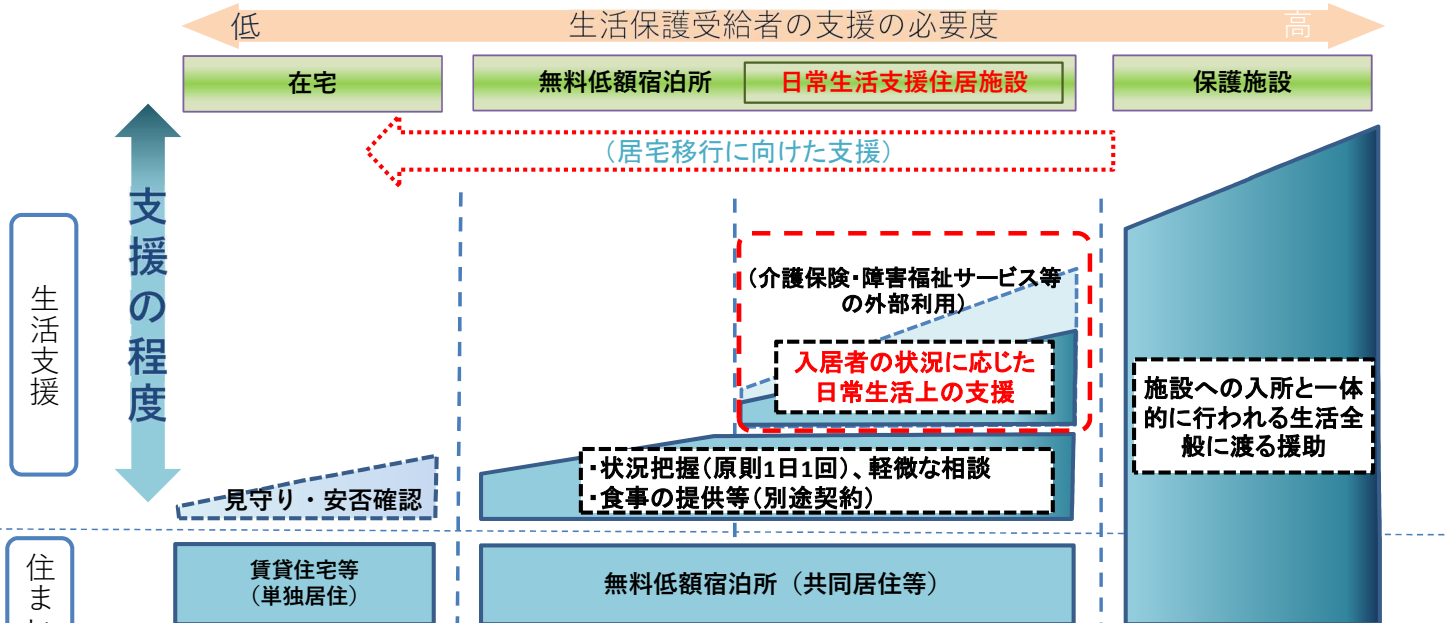
長期入居の防止・居宅生活移行

- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

事業概要

【令和3年度予算(案)】2,678,356千円(1,339,178千円)
 実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
 負担率：3/4

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

無料低額宿泊所等の社会福祉施設等施設整備費(案)

事業概要

日常生活支援住居施設については、平成30年度の生活保護法の改正により創設され、一定の支援が必要な生活保護受給者等の住まいの場として設置が進められるところ。また、無料低額宿泊所については、これまでも生活保護受給者等の住まいの場として活用されてきたところであるが、多人数部屋が少なからず存在する状況となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度第3次補正予算案により、引き続き個室化の整備を推進するための経費を計上する。

整備内容

	令和3年度当初予算案【4,812,175千円の内数】 日常生活支援住居施設への施設整備補助	令和2年度第3次補正予算案【2,977,038千円の内数】 無料低額宿泊所の個室化改修事業(コロナ対策)
予算	社会福祉施設等施設整備費補助金に計上<障害保健福祉部において一括計上>	
補助率	国1/2、自治体(都道府県・指定都市・中核市)1/4、事業者1/4	
補助基準額 (令和2年度分)	新築	既存施設の改修
	宿所提供施設に準ずる (定員1名あたり1,920千円)	
補助対象	無料低額宿泊所の届出(新築の場合は予定を含む)事業者で、当該施設の日常生活支援住居施設の認定を受け運営する者	無料低額宿泊所の届出事業者
創設年度	令和3年度~	令和2年度(第一次補正)

(注) 国庫補助の条件等は別途定める。

日常生活支援住居管理職員等資質向上研修費（委託費）

【令和3年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

要求要旨

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- なお、支援の標準化については、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めており、その成果を令和3年度の研修で活用することとしている。

事業概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者等への研修
- 全国研修を2回開催（東日本、西日本で各1箇所）
- 各2日
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等



研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
- 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかもやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
- 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
- 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
- 委員 山田耕司（NPO法人抱撲常務理事（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
- 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
- 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
- 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
- 委員 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
- 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

文部科学省
作成資料

- 【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
- 【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯**の学生（令和2年度の在學生（既入学者も含む）から対象）
- 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額（案）4,804億円

授業料等減 2,463億円※
給付型奨学 2,341億円
金 公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

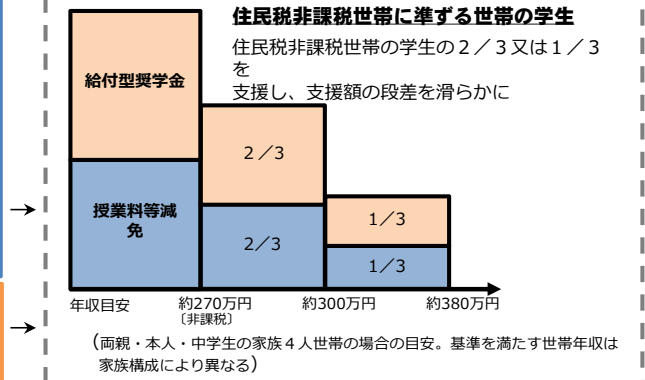
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

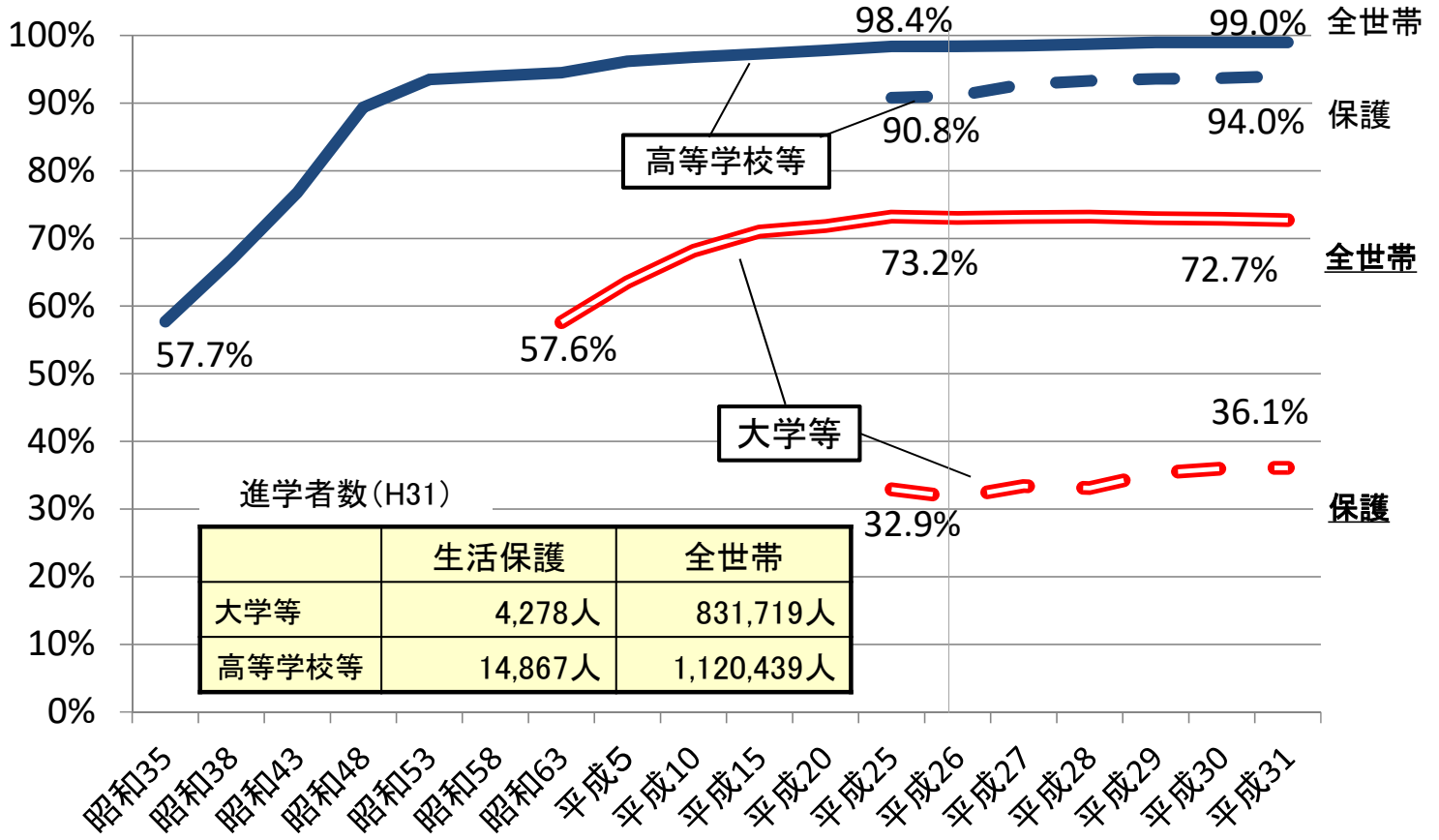
- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

高等学校等、大学等進学率の推移



「新経済・財政再生計画改革工程表2020」(令和2年12月18日)(抄)

5-2 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

○国・地方を通じた各分野の業務プロセス・情報システムの標準化・共有化と、すべての自治体における標準化されたデジタルインフラの整備を国が主導していく。

取組事項	実施年度		K P I	
	2020年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>7 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p> <p>ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官庁が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当（内閣府） ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省） ・就学（文部科学省） ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省） ・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省） <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の標準化及び効率化に立脚した業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。</p>	<p>⇒令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務（17業務）のうち、9業務（3%）について標準仕様作成に向けた検討開始済み。2021年夏に標準仕様を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様（第1.0版）を作成済み。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

「新経済・財政再生計画改革工程表2020」(令和2年12月18日)(抄)

	取組事項	実施年度		K P I	
		2020年度		第1 階層	第2 階層
		具体的取組	進捗状況		
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>このほか、各省は以下の事項に取り組む。</p> <p>(1) 住民記録（総務省） すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹システムとの基礎となるため、言及策や他システムとの連携方策も検討する。</p> <p>(2) 地方税（総務省） 地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、府県税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p>	<p>⇒令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務（17業務）のうち、9業務（※）について標準仕様書作成に向けた検討開始済。2021年夏に標準仕様書を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様書を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様（第1.0版）を作成済。</p>		

「新経済・財政再生計画改革工程表2020」(令和2年12月18日)(抄)

	取組事項	実施年度		K P I	
		2020年度		第1 階層	第2 階層
		具体的取組	進捗状況		
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>(3) 社会保障（厚生労働省） 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直しにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。</p> <p>介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p> <p>児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。</p> <p>(4) 教育（文部科学省） 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに自治体の業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する。</p>	<p>⇒令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務（17業務）のうち、9業務（※）について標準仕様書作成に向けた検討開始済。2021年夏に標準仕様書を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様書を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様（第1.0版）を作成済。</p>		

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進 (◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度(令和2年度)に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(児童手当(内閣府)、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税(総務省)、就学(文部科学省)、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当(厚生労働省)並びに子ども・子育て支援(内閣府、厚生労働省))について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。各府省は以下の事項に取り組み、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に基づいて開発したシステムを地方公共団体が利用することを旨とする。このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年(令和3年)通常国会に提出する。その上で、国が財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う。その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、17業務の標準化並びに共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

①住民記録(総務省)

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書(第1.0版)を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書(第1.0版)を改定する。

②地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)、選挙人名簿管理(総務省)

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障(厚生労働省)

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

④教育(文部科学省)

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

⑤児童手当(内閣府)、子ども・子育て支援(内閣府・厚生労働省)

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は連絡会議を通じて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行う。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の2026年度(令和8年度)までに2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は2025年度(令和7年度)までに2020年度(令和2年度)比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

KPI: 対象業務に対して、実際に標準仕様で作成された業務の割合

KPI: 標準仕様で作成された業務における当該標準仕様を利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

KPI: 地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)

生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

令和2年度 第三次補正予算案: 476, 018千円

【要旨】

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、いくつかの自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA(※)等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施し、その課題や効果を検証するほか、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。
(※) Robotic Process Automation: ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

- 以下の取組例の他、自治体の創意工夫による取組に対して補助
(取組例①) ITの導入による生活保護業務のデジタル化
 - ・ RPAを活用した収入申告書類等の自動データ化
 - ・ 音声認識が可能なAIを活用した訪問記録のテキスト化
 - ・ タブレットの導入による生活保護申請時の面談記録や訪問記録の電子化
- (取組例②) 訪問調査活動等の生活保護業務のオンライン化
定期的な訪問調査活動等について、オンラインにより実施可能な体制を整備し、可能な範囲で非対面で行う。
- 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。

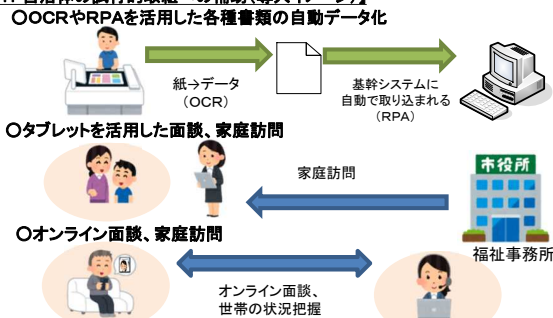
【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体
【所要額】 381,600千円(1自治体当たり 12,720千円 × 30自治体程度)

2. 調査研究委託事業

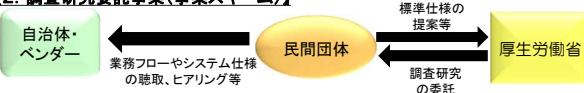
- 各自治体における生活保護の業務プロセスや生活保護基幹システムの標準化を行うための調査研究
- 1による自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、事業の成果を評価、整理するための調査研究
【所要額】 94,418千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】



【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



保護決定等体制強化事業

令和2年度 第三次補正予算案
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内訳

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

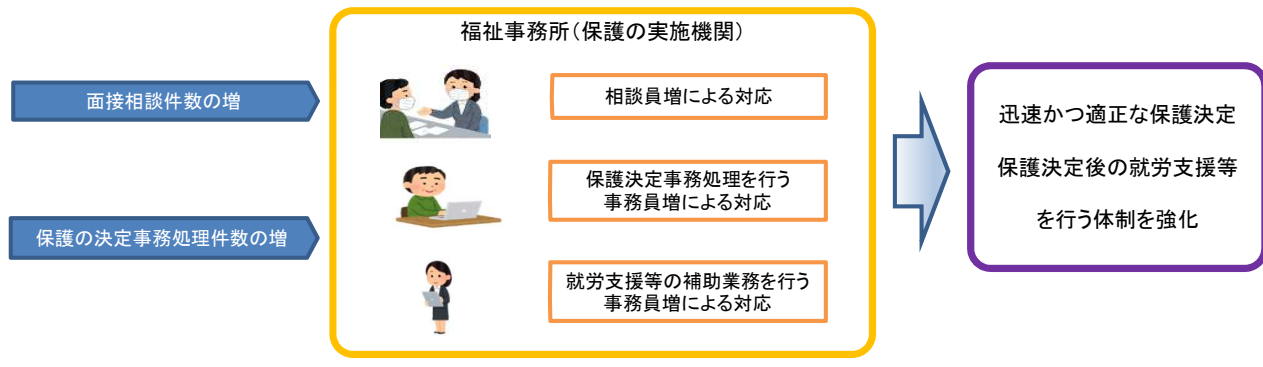
事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナ感染症拡大時においては、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務に対する人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務



事務連絡
令和2年12月3日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
医政局地域医療計画課
医政局看護課
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局総務課
社会・援護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課
保険局医療課
内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブ等（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、介護施設等の利用者や職員の方の感染拡大を防止する観点から、3月中旬以降、累計約6,000万枚を国で購入して配布してきたところです。

現在、介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し、配布することとしました。

各都道府県におかれましては御承知おきいただくとともに、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設等にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1 布製マスクの配布希望の申出及び配布方法

○申出時期：令和2年12月4日（金）～当分の間

○申出方法・配布の流れ：

（1）以下の厚生労働省のホームページにおいて、配布希望を受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続等の詳細について掲載しています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（2）配布を希望する介護施設等は、

①施設等名、②住所、③電話番号、④必要配布枚数等の情報について、原則メールにより申出（電話でも申出可能）を行ってください。

※ 介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。

※ 既に配布済みの施設等についても対象とします。

※ 配布するマスクは大人用のサイズとなっております。

※ 必要配布枚数については、原則として100枚単位で、各施設等で必要な枚数を記載いただくようお願いします。100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いします。

※ ホームページに提出様式ファイルをアップロードしておりますので、メールでの申出は、各介護施設等において提出様式ファイルをダウンロードしていただき、必要事項を記載したものをメールに添付して上記アドレスに送付してください。

（3）申出から配布までは概ね3週間程度を要する見込みです。

○配布対象施設：介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等

（詳細については、（別紙1「配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類」を参照）

2 介護施設等に対する周知の依頼

- 各都道府県におかれましては、対象となる施設等に対して本事業の内容が伝わるよう、関係団体を通じた周知、ホームページでの周知等、地域の実情に応じた周知を行っていただきますよう、お願いいたします。その際には、別紙2「介護施設等に対する布マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」をご活用ください。

3 その他

- 先日発出した「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（令和2年8月4日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）事務連絡）については廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

以上

担当者連絡先 マスク等物資対策班（布マスク担当）
TEL 03(5253)1111 内線8363
03(3595)3439（夜間直通）
MAIL : nuno-mask@mhlw.go.jp

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

介護施設・事業所等（注 1）、障害福祉サービス等施設・事業所（注 2）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注 3）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注 4）

（注 1）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（健康保険法指定事業所を含む。）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

（※）在宅サービス利用者分の配布方法等については、別途お示しいたします。

（注 2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

（注 3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

（注 4）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関

介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

現在、介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し配布することとしました。希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちらの](#)P4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3 配布枚数

原則として100枚単位で各施設等で必要な枚数を配布します。

- ※ 記入様式に必要な枚数をご記入ください。ただし、申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。
- ※ 100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要な事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（様式・詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q & A

Q.いつまで受け付けていますか？

A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q.一つの法人で複数の事業所を運営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能でしょうか。

A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。

第4 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

(1) 自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は平成22年以降10年連続で減少していたが、令和2年7月以降増加傾向にあり、令和2年は20,919人と、11年ぶりに前年を上回った。特に女性の自殺者数の増加が顕著であり、厚生労働大臣の指定調査研究等法人の分析（※1）によると、令和2年8月までの自殺の動向について、女性の自殺の背景に潜む経済生活問題、DV被害、育児の悩みなど様々な問題がコロナ禍において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性等が指摘されている。

※1 一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）、「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」（中間報告、令和2年10月21日公表）。

また、過去には、アジア通貨危機やリーマンショックの際に自殺者が増加したこともあり、今後も、コロナ禍において、経済情勢への影響等により自殺リスクが高まることも懸念される。厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

(2) 自殺対策の状況

① 地域自殺対策計画の策定

平成 28 年 3 月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、自殺対策大綱に基づき、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられ、都道府県においては平成 29 年度中に、市町村においては遅くとも令和元年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしており、地域自殺対策交付金の交付要件としているところである。しかしながら、未だ自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いする。なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により、地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合にはご相談願いたい。

② コロナ禍における自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念から、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化することとし、対面、電話、SNS を活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等に係る経費を令和 2 年度第三次補正予算案に計上しており積極的な活用をお願いしたい。

また、こころの健康相談統一ダイヤルについて、夜間における相談体制を強化するため、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、一般社団法人日本精神科看護協会及び一般社団法人日本公認心理師協会が令和 3 年 1 月 11 日より、18 時 30 分から 22 時 30 分（月曜日～金曜日）において、一部の地域から相談を開始したところである。2 月中には全国をカバーする予定であるのでご承知おき願いたい。なお、これにより、自治体の相談窓口の案内、又は、日本精神保健福祉士協会等から自治体に対して対応等をお願いする場合もあり得るので、自治体におかれては、適切な対応をお願いしたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月閣議決定）については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね 5 年を目処に見直しを行うこととされており、令和 4 年度の見直しにむけて、令和 3 年度より検討を開始する予定である。

(2) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和 2 年 2 月に JSCP を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和 2 年 4 月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCP において各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置し、自治体に対する支援体制を構築しているので活用いただきたい。

(3) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効があがるよう、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組を願いたい。

(4) SNS 相談内容に応じた包括的支援体制の構築等

令和 3 年度より、厚生労働省において、全国規模で SNS 相談を実施する「基幹 SNS 相談事業者（仮称）」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築する予定である。

また、地方自治体においては、新たに SNS 地域連携包括支援事業として、

「基幹SNS相談事業者（仮称）」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施することとしている。

SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

第5 ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）

1 これまでのひきこもり支援について

平成 21 年度から、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた結果、平成 30 年 4 月までに全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。

また、平成 25 年度には、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりの状態にあった元当事者（ピアサポーター）等を含む。）を養成して派遣する事業を開始した。

さらに、平成 30 年度には、より住民に身近な市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくりや、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設した。加えて、同年度には、ひきこもり地域支援センターが、これまで蓄積したひきこもり支援のノウハウにより市町村をバックアップする機能を強化する事業や、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上のための事業を創設した。

平成 31 年 3 月には、内閣府の「生活状況に関する調査」が公表され、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもりの状態にある方が 61.3 万人（推計値）に上ることが示され、令和元年 6 月には、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもり状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもり状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等について示し、ひきこもり状態にある方に対する丁寧な対応の徹底を図った。併せて、ひきこもり地域支援センターに対しては、自立相談支援機関に対するバックアップを行うよう充実を図った。

2 就職氷河期世代支援について

令和元年 5 月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年 5 月 29 日、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ）が、同年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2019」）において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定された。「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2020」）においても、当プログラムに基づき引き続き着実に支

援に取り組むこととされており、令和2年12月には、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定された。これらに基づいて、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方を念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」では、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）に引き続き、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携・多職種協働のネットワークを構築することとされている。

なお、「就職氷河期世代支援プログラム」は、30代半ばから40代後半に至る者を支援対象者とし、令和2年度からの3年間を集中的期間として取り組むこととしているが、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者は、息の長い継続的な支援が必要とされていることを踏まえ、自治体における実際のひきこもり支援に当たっては、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、取り組んでいただきたい。

3 令和2年度におけるひきこもり支援に関する動き

令和2年度には、就職氷河期世代支援プログラム等を踏まえ、アウトリーチ等による自立相談支援の機能強化や、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化に加え、中高年のひきこもり状態にある方をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、生活困窮者自立支援事業とひきこもり支援推進事業等の内容を大幅に拡充している。

また、令和2年10月27日に、市町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎として、①ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知、②地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握、③関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営について、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を社会・援護局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」において示し、全ての市区町村において、原則、令和3年度末までにこれら全てに取り組んでいただくようお願いした。

4 令和3年度の取組について

(1) 市区町村におけるひきこもり支援体制の構築について

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎となる、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営について、令和2年10月27日の社会・援護局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」を参照の上、全ての市区町村において、原則、令和3年度末までにこれら全てに取り組んでいただくよう強く願います。

(2) 令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算案について

令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算案においては、ひきこもり状態にある方や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するために、令和2年度までの取組を継続するとともに、新規の支援施策を盛り込んでいる。

主な施策は以下のとおりである。なお、⑥及び⑦は令和2年度第三次補正予算案の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）」による事業だが、当交付金は、令和3年度へ繰越を可能とする予定である。

各自治体においては、これらの事業を組み合わせるなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和3年度予算案)

① ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施（国事業）

【新規】

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり状態にある方や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

② アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口に出向支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等と連携しながら、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。なお、アウトリーチを行う際には、本人の同意を得た上で、実施するものとする。

*詳細は「第2生活困窮者自立支援制度等の推進について2（2）」参照。

③ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

ひきこもり支援に関する医療や心理等の専門的な知識や人材、ノウハウが不足している市区町村が多いことや、ひきこもり支援に関する契約トラブルなども踏まえ、ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等

の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

④ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（国事業）

自立相談支援機関の支援員向けに、ひきこもり状態にある方やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

⑤ 中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実

ひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもり状態にある方をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすくなるような居場所づくりをはじめ、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会等の開催等を行う。

（令和２年度第三次補正予算案）

⑥ ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実【新規】

SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談などリモートでのひきこもり当事者（ピアサポーター）等による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮をしながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある方が相談しやすい環境を整え、必要な支援に繋ぐ。

⑦ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援【新規】

都道府県による管内市区町村に対する市町村プラットフォームの設置・運営についての出張相談や研修会の開催等を実施することにより、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む市町村プラットフォームの設置及びプラットフォームを通じた支援を促進する。

5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり状態にある方が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援を行わず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体におかれては、民間事業者との契約や、民間事業者の利用時において対応が説明と異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、ひきこもり状態にある方やその家族に、注意喚起いただくようお願いする。また、ひきこもり地域支援センターにおかれても、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いする（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）。

なお、ひきこもり地域支援センター設置運営事業においては、令和2年度から、センターに多職種から構成されるチームを設置し、市町村等への専門的なアドバイスや、当事者への直接支援を実施する場合に、国庫補助基準額を加配することとしている。チームを構成する専門職には、法律の専門職も想定しているため、本事業を積極的に活用し、民間事業者に関する相談への対応に当たって法律の専門職の活用も進められたい。

また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるようにする観点からも、各自治体におけるひきこもり支援を充実させるとともに、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知の一層の促進をお願いする。

II 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」と、福祉と就労をつなぐ「市町村プラットフォーム」が連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現する。全都道府県に置かれている都道府県プラットフォームの取組の一環として、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、可能な限りオンラインも活用しつつ、各地域において経済界と連携して企業説明会等を開催し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等に取り組むとともに、好事例の収集・横展開を図る。

こうした取組を円滑に実施するため、都道府県労働局において、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた職場実習・体験の機会のコーディネートを着実に実施する。

また、市町村プラットフォームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すととともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、原則、令和3年度内の設置・運営を目指す。

これら地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者（当事者会）やそのご家族（家族会）の声を聞きながら、取組を推進していく。

(厚生労働省)

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、引き続き先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を強力に後押しし、優良事例の

横展開を推進する。

例えば、オンラインを活用した伴走型支援やゲームがプロの競技となっているeスポーツを新たな就労機会と捉えるなど先進的・積極的な取組事例について幅広く周知を図るとともに、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減を図るための広域移動時の交通費の支給や就職を前提とした奨学金の返済支援等、正社員化等に資する助成金への上乗せ支給、就職氷河期世代に特化した相談支援や就職説明会・マッチングセミナーの開催、多様な働き方、社会参加の場の創出等、地域の実情に応じたきめ細かな取組への支援等を実施する。

また、都道府県・市町村との直接の相談等を通じて、緊密に地方自治体と情報共有し、地方自治体が地域の実情に沿って円滑に支援事業に取り組めるよう交付決定を行う。（内閣府）

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

○ 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、自立相談支援機関の窓口に出向支援員の配置による支援体制の強化を推進する。アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）、当事者団体・家族会等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日、時間外の相談、オンラインを活用した相談支援等を実施する。（厚生労働省）

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

○ ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を引き続き図る。

また、令和3年度は、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者やそのご家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。（厚生労働省）

(2) 支援の輪の拡大

① ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり相談に関するノウハウを有する地域のひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村域の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進する。これにより、自立相談支援機関からの検討要請等を踏まえた専門的なアドバイスや、当事者やご家族のご意向を踏まえた上での当該自立相談支援機関と連携した直接支援を行う。（厚生労働省）

② ひきこもり当事者等によるSNS・電話による支援等の充実

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、SNSや電話等を用いたオンラインでのカウンセリングやオンラインでの居場所づくりの実施等リモートでのひきこもり当事者・経験者（ピアサポーター）等による支援を充実させ、ひきこもり状態にある者が支援機関への相談を躊躇することがないように、相談しやすい環境を整え、必要な支援へつなぐ。（厚生労働省）

③ 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等

- 中高年のひきこもり状態にある者を始めニーズに応じたきめ細かい支援を行う観点から、就労に限らない多様な社会参加の場を確保するほか、最も身近な支援者である家族に対し、本人との接し方についてのアドバイス等、必要な支援の充実を引き続き推進する。

具体的には、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者を始めとした当事者個々に適した居場所づくりを進めるとともにボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会、生きる力を回復し自己肯定感を取り戻す機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。（厚生労働省）

④ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

- 生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め専門性を高めるとともに、ひきこもり地域支援センターとの円滑な連携を図っていくため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修においてテーマ別研修を設定し、ひきこもり状態にある者やその家

族への支援手法に係る研修等を引き続き実施する。全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、e-learning 教材や映像教材を作成する。また、本人や家族の心情に寄り添える人材育成（家族や経験者等のピアサポーター含む）を一層推進していく。（厚生労働省）

⑤ 8050 等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」を踏まえ、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

重層的支援体制整備事業の具体的な内容は、(i)介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業を一体的に行う包括的相談支援事業(ii)地域の社会資源に働きかけるとともに、丁寧な定着支援を行うこと等により、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための参加支援事業、(iii)地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う地域づくり事業を支援体制の柱とし、この体制を強化するための機能である、支援機関等の役割分担や支援調整を行う多機関協働事業と支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に一体的に取り組むものである。

併せて、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、重層的支援体制整備事業への移行準備事業や都道府県による市町村への後方支援等を行う。（厚生労働省）

⑦ 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業について、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、引き続きより多くの利用者受入れを推進する。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい状況を踏まえ、指定都市や中核市等において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓する。

具体的な取組内容としては、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。都道府県は開拓した就労体験・就労訓練先の情報を

県内の自立相談支援機関へ共有する。

その上で、都道府県や指定都市や中核市等は担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。更に、円滑な利用が図られるよう、就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。（厚生労働省）

⑧ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。（厚生労働省）

⑨ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、令和3年度も引き続き全国5か所程度でモデル的に実施する。

具体的な取組内容としては、委託事業者の調整のもと、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置する。委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）をもとに、全国各地でマッチング支援機関を設置し、支援体制を構築する。（厚生労働省）

⑩ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代を対象に創設した技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための生活福祉資金貸付を通じて、技能修得を支援する。（厚生労働省）

第6 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

1 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。本制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。
一方、成年後見制度の利用者数は令和元年12月末時点で22.4万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立し、29年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定された。今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、令和3年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。特に、厚生労働省においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進している。

さらに、令和元年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、令和3年度末までのKPI（以下参照）として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定するとともに、当該KPIについて認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に盛り込んだ。

<KPI 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)>

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数

- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500 人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全 47 都道府県 等

また、厚生労働省から各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について（令和元年 7 月 11 日付け社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知）」及び「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について（令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省関係局長通知）」を通知し、都道府県が管内市区町村の体制整備の主導的な役割を果たしていただくよう依頼した。

中核機関等の整備や市町村計画の策定については、令和元年 10 月 1 日時点で、中核機関は 160 自治体（9.2%）、権利擁護センター等は 429 自治体（24.6%）、市町村計画については 134 自治体（7.7%）となっており、また、中核機関の整備は約 5 割の自治体が未定と回答していることや各都道府県の整備状況に大きな差があることなどが認められたことから、K P I の達成に向けた取組を更に推進していく必要がある。

2 令和 3 年度予算案及び令和 2 年度第三次補正予算案について

令和 3 年度予算案においては、K P I の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進について、

- ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要予算、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助の予算を計上したほか、
- ・国による後見人等への意思決定支援研修の実施や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上するとともに、

令和 2 年度第三次補正予算案において、中核機関等の相談支援・体制整備に向けたオンライン活用の推進や条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進事業などを計上しているところである。

【令和 3 年度予算案 成年後見制度利用促進体制整備推進事業】

- 都道府県向けの補助事業（都道府県社会福祉協議会等へ委託可。補助率 1/2）
 - ・体制整備アドバイザー等による広域的な観点から中核機関の整備や市町村計画の策定を推進
 - ・市町村や中核機関等職員向け都道府県研修
 - ・市町村や中核機関等職員向け専門相談窓口の設置
- 市区町村に対する補助（市区町村社会福祉協議会等へ委託可。補助率 1 / 2）
 - ・中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組に対する補助
 - ・中核機関等における市民後見人や親族後見人の専門的バックアップ体制の強化及び適切な後見人候補者推薦（受任調整会議）の取組に対する補助

【令和2年度第三次補正予算案】

- 新 中核機関等の相談支援・体制整備に向けたオンライン活用の推進
- 新 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進
- ※ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金(仮称)の一部(補助率3/4)
- 新 成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業(委託費)

3 来年度の取組方針について

(1) 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画策定について、引き続きKPIの達成に向けた取組を推進していく。

- ※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えない。

都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、体制整備アドバイザー等の国庫補助事業を積極的に活用いただき、中核機関の整備や市町村計画策定について、広域的な観点から管内市区町村の体制整備の支援や働きかけなど、管内市区町村における体制整備の主導的な役割をお願いします。

また、来年度においても引き続き、国において市区町村職員や中核機関職員等(予定を含む)に対する研修を実施する予定である。本研修においては、権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の基礎的知識、市町村や中核機関の役割や機能など、市町村や中核機関等の職員として必要な知識やノウハウについて講義や具体的な事例演習を通じて修得することを目的としている。

都道府県においては、地域における人的体制整備を推進するため、管内市区町村や中核機関等に対し、本研修に積極的に参加いただくよう周知をお願いします。

(2) 後見人等への意思決定支援研修の実施について

基本計画においては、成年後見制度について「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」こととしており、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきとしている。

これを踏まえ、令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体等

において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行い、令和2年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を取りまとめた。

厚生労働省においては、本ガイドラインの内容を踏まえた後見人等に対する意思決定支援研修（国から民間団体に委託）を令和2年度から全国で実施しており（新型コロナウイルス感染症の発生に伴いオンラインによる受講）、引き続き、来年度も本研修を実施する予定であるので、各都道府県におかれては、本研修の管内市区町村や中核機関や権利擁護センター等への周知など特段のご配慮をお願いする。

※KPI（令和3年度末）として「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県」を設定している。

(3) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化について

成年後見制度利用促進法や基本計画においては、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない「保佐」及び「補助」類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、判断能力があるうちにあらかじめ後見人となる者を決めておく「任意後見制度」が積極的に活用されるよう必要な措置を講ずることとされている。

令和2年度より、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る事業に係る予算を計上し、国において任意後見・補助・保佐等の成年後見制度について各種広報の実施や、市町村や中核機関等における全国的な相談体制の強化を図る事業を民間団体に委託して実施している。令和2年10月には、権利擁護支援の全国相談窓口（K-ねっと）を設置したほか、地方セミナーの開催などの取組を実施しているところである。また、引き続き、令和3年度予算案においても必要な予算を計上している。

(4) 基本計画に係る中間検証と成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

令和元年度は基本計画の中間年度であったことから、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題の整理・検討を行い、令和2年3月に中間検証報告が取りまとめられたところである。

国においては、本中間検証の結果も踏まえつつ、令和3年度末の目標として設定されているKPIの達成に向けて引き続き取り組むとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間の計画）の見直しに向けて、検討を進めていくこととしている。

第7 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（プレゼン資料 20 頁及び資料第 7-1～第 7-5 参照）

2025（令和 7）年には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

2018（平成 30）年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2020（令和 2）年度末には約 216 万人、2025 年度末には約 245 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2016（平成 28）年度の介護人材数 190 万人に加えて、2020（令和 2）年度末までに約 26 万人、2025（令和 2）年度末までに約 55 万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、今後、年間約 6 万人の介護人材を確保することが必要となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数が全体として減少している一方、介護関係職種の有効求人倍率は 3.90 倍（2020（令和 2）年 11 月）と依然として高い水準となっている。また、中長期的には今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、2015（平成 27）年 2 月の福祉人材確保専門委員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和 2 年度第三次補正予算案や令和 3 年度予算案において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（2018（平成 30）年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支

援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るP D C Aサイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

また、来年度から始まる第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の需給推計については、今後、各市区町村で策定を進めている第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県においては、第8期介護保険事業支援計画の策定にあたり、介護人材の需要と供給について、推計をし直す必要が出てくることから、厚生労働省から配布した需給推計に必要なワークシートを活用し、適切に推計を行われたい。

推計にあたっては、介護人材の需給推計は介護サービスの利用者数の影響を受けることから、介護保険事業(支援)計画の担当者とよく連携するとともに、前回と同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていること等を踏まえ、推計方法が適切かどうかや推計結果が妥当かどうか等の確認・分析をお願いしたい。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した介護人材確保策を記載し、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について(資料第7-6参照)

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等に

おける業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、こうしたコロナ下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和2年度第三次補正予算案において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（68.9億円）を図る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応した。

また、令和3年度より新たな返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」「障害福祉分野就職支援金貸付事業」（介護分野については後述の地域医療総合確保基金における新規メニュー「介護分野就職支援金貸付事業」として実施）を創設し、令和2年度第三次補正予算案を含めた既存の貸付原資を活用し、実施できるよう令和3年度予算案に制度要求として盛り込み、更なる人材確保対策を図ったところ。

各都道府県におかれては、本補正予算案のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めると共に、特に前述の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」は、後述の地域医療総合確保基金における新規メニュー「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することとしているため、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、新たな事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（資料第7-7～第7-8参照）

ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

2015（平成27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和3年度予算案においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

令和3年度予算案においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援。（「③介護福祉士修学資金等貸付事業について」を参照）

※ 本事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

○ 介護分野就職支援金貸付事業

新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援。（「③介護福祉士修学資金等貸付事業について」を参照）

○ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業（仮称）

令和2年度に実施している「介護職チームケア実践力向上推進事業」を発展させるとともに、地域医療介護総合確保基金のメニューとし、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行う。成果については国において全国展開を図る。

イ 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが

重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、令和2年度の目標の達成状況及び令和3年度の目標設定について報告をお願いする予定であるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、2018（平成30）年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まる新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されることを踏まえ、都道府県におかれても、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願い

する。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行ったところである。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

2017（平成29）年10月4日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助

事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめたところである。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

⑥ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（資料第7－9参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和3年度予算案においては、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、ケアコンテストの取組を介護事業者及び広く国民に対して情報発信することにより、介護サービスの質の向上のための取組を促進、介護職員のやりがいの増進、介護業務の社会的評価の向上を図っていくこととしている。

⑦ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人

材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認いただき、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

2016（平成 28）年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、2017（平成 29）年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第7－10参照）

福島県相双地域等（※）は、2011（平成23）年3月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成26年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度予算案においては、新たに相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員に対する支援などについて、東日本大震災復興特別会計に1.8億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方には本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、2008（平成20）年7月に、毎年11月

11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、2014（平成26）年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和3年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL 042-496-3000）

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和3年3月6日（土）	令和3年1月12日（火）～2月16日（火）
令和3年3月14日（日）	令和3年2月24日（水）～3月5日（金）

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和3年3月6日（土）	令和3年1月12日（火）～2月16日（火）

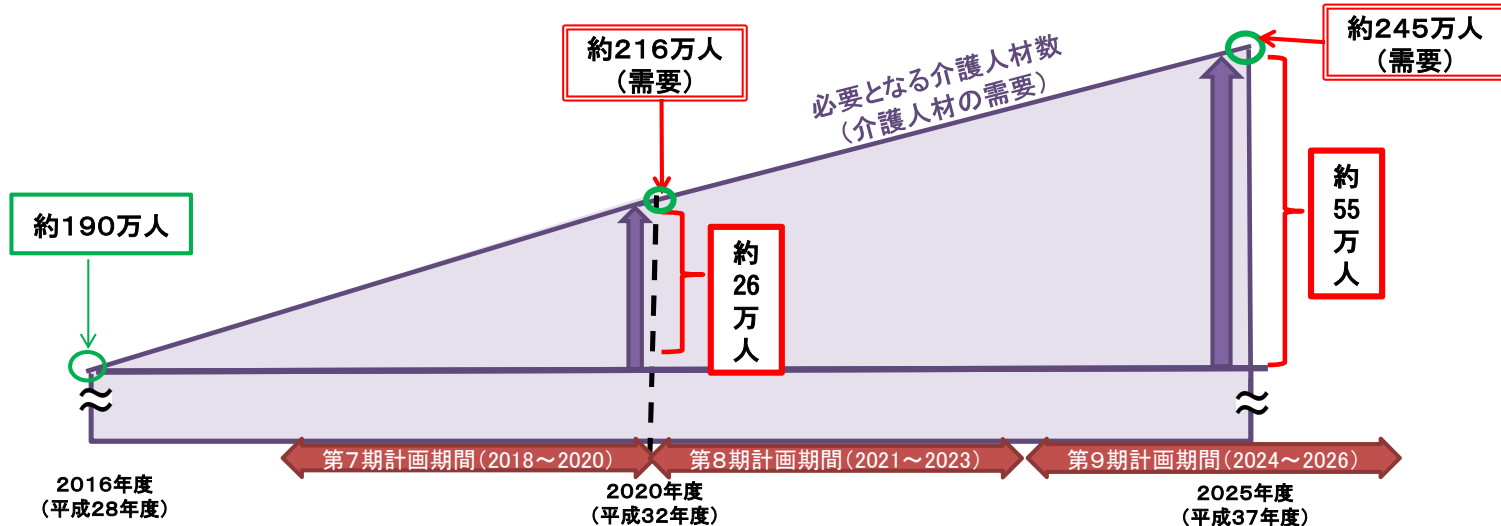
イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和元年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
 - ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。
 注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

(実績)月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進

- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
- 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信

外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援 (介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備 (現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 送出国への情報発信の拡充等

資料第7-3

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

職員数 (単位:万人)

訪問系
通所系
入所系
小規模多機能型居宅介護など

要介護(支援)認定者

平成12年度 218
平成13年度 258
平成14年度 303
平成15年度 348
平成16年度 387
平成17年度 411
平成18年度 435
平成19年度 441
平成20年度 455
平成21年度 469
平成22年度 487
平成23年度 508
平成24年度 533
平成25年度 564
平成26年度 586
平成27年度 608
平成28年度 622
平成29年度 633
平成30年度 644
令和元年度 659

平成30年度 194.4
令和元年度 210.6

平成30年度 55.5
令和元年度 54.0

平成30年度 33.9
令和元年度 34.6

平成30年度 97.9
令和元年度 99.9

平成30年度 7.2
令和元年度 7.5

注1) 平成21年度～29年度は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したものを【参考値】として掲載している。
(平成20年度まではほぼ100%の回収率→(例)平成29年度の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)
補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
(特定施設入居者生活介護、平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:0.6万人、平成29年度:0.3万人、平成30年度:0.6万人、令和元年度:1.1万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスに従事する介護職員数を厚生労働省(社会・援護局)にて推計。グラフの各年度の「」内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。
注5) 平成30年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(平成30年より調査方法が変更され、訪問介護及び通所介護については抽出調査となった。また、訪問介護については都道府県別・利用者規模別の抽出率込みの回収率、通所介護は都道府県別の抽出率込みの回収率、これ以外の施設・サービスについては都道府県別の回収率により、それぞれ割り戻しを行っている。総合事業については調査対象となっていない。)平成30年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、188.2(197.8)万人【参考値】となる。
注6) 令和元年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(令和元年度より、総合事業の介護職員数について調査(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)。令和元年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、189.8(200.9)万人【参考値】となる。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

資料第7-4

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和元年度/年度別】

有効求人倍率(介護関係職種) (左目盛)
失業率(右目盛)

有効求人倍率(全職業) (左目盛)

有効求人倍率(介護関係職種) (原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和2年11月/月別】

有効求人倍率(介護関係職種) (左目盛)
失業率(右目盛)

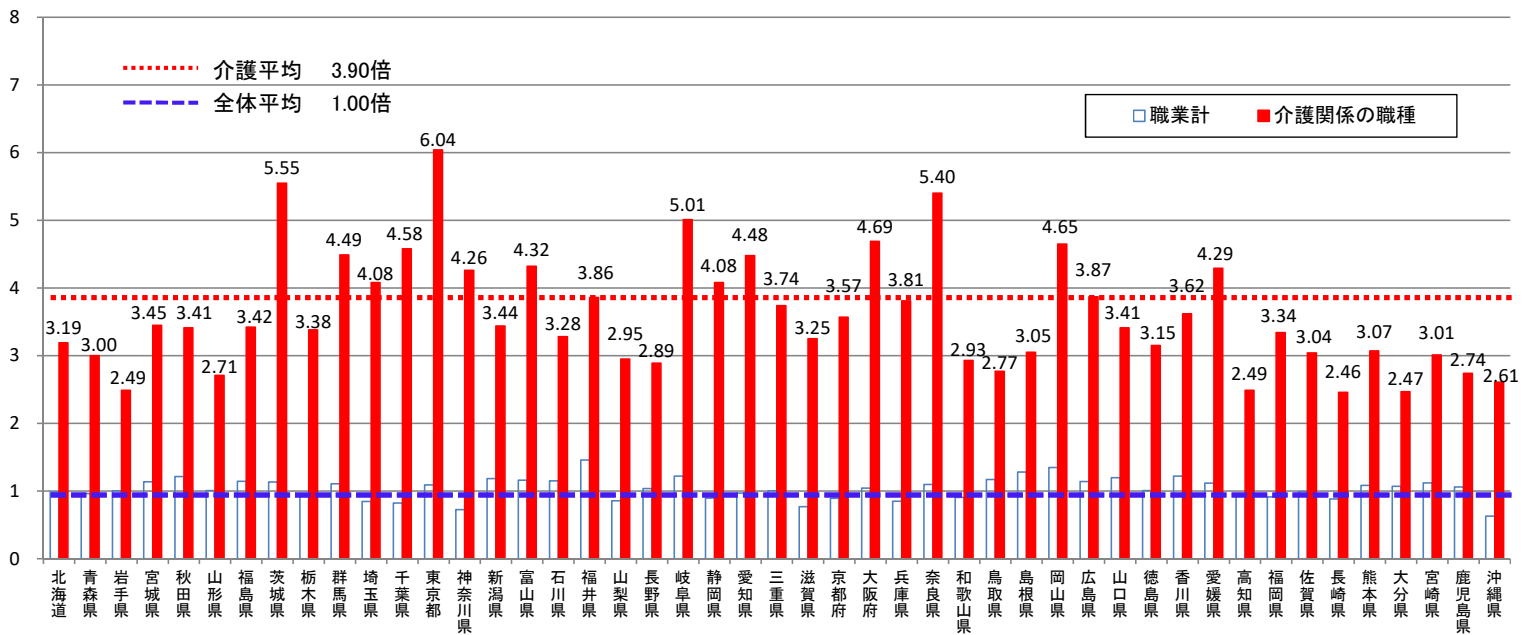
有効求人倍率(全職業) (左目盛)

注) 平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」総務省「労働力調査」
(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。
月別の失業率は季節調整値。
(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

131

都道府県別有効求人倍率(令和2年11月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

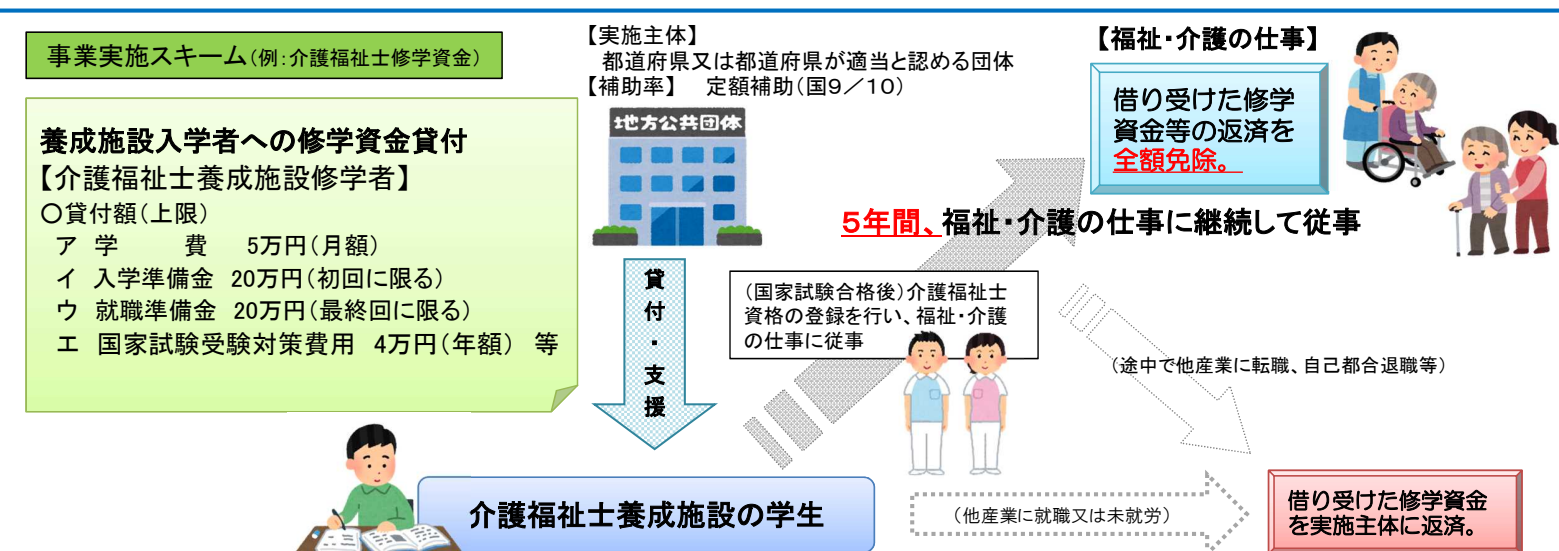
令和2年度 第三次補正予算案: 6,895,455千円

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化している。こうしたコロナ下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。



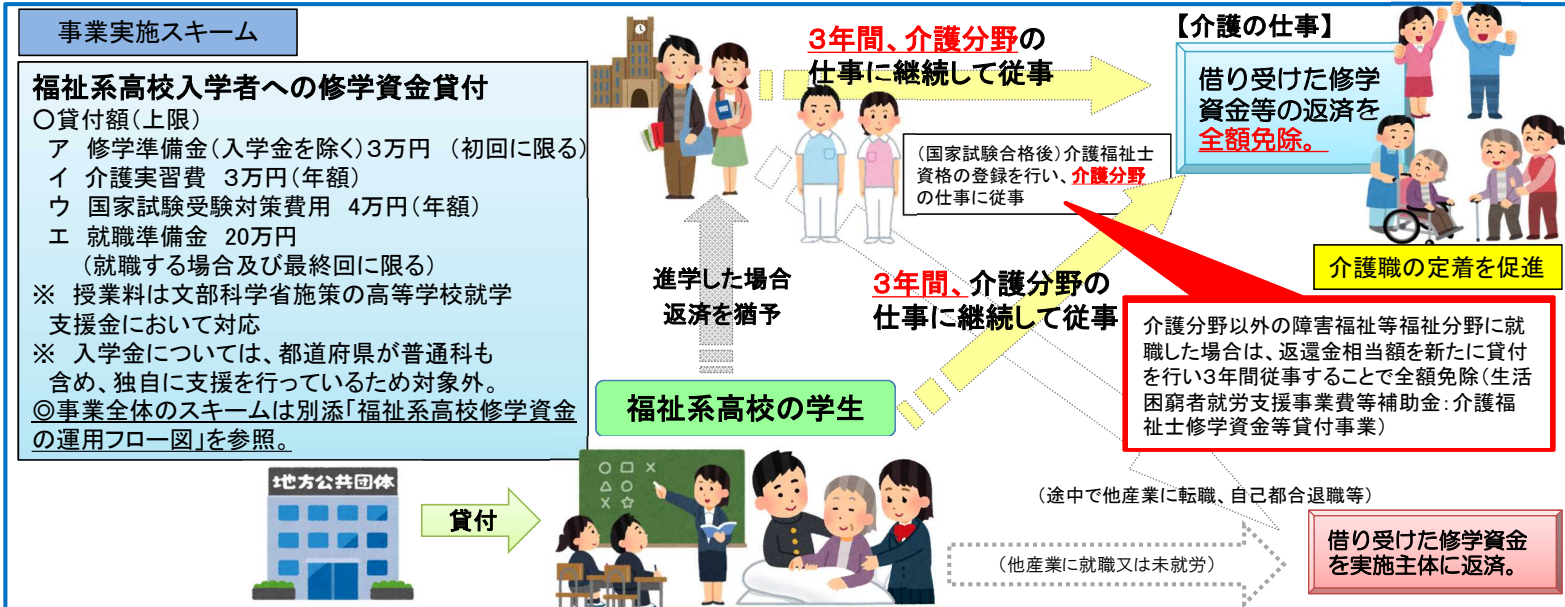
新 福祉系高校修学資金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金における新規メニュー（国2／3：都道府県1／3）

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の定員充足率の増加等を図るため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を新規事業として創設する。

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。※本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。



新 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の創設

令和3年度当初予算案：既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸し付け原資で対応

【要求要旨】

地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」について、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した場合に返還金が生じることから、新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額の貸付け、返還に充てることで継続的な支援を実施する。

【事業内容】

地域医療介護総合確保基金は用途が介護分野に限定されることから、「福祉系高校修学資金貸付事業」において修学資金を借り受けた学生が介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職し、返還金が生じた場合も、新たな返済免除付き貸付金「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額を貸付け、返還に充てることで継続的に若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

※ 本事業は、地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

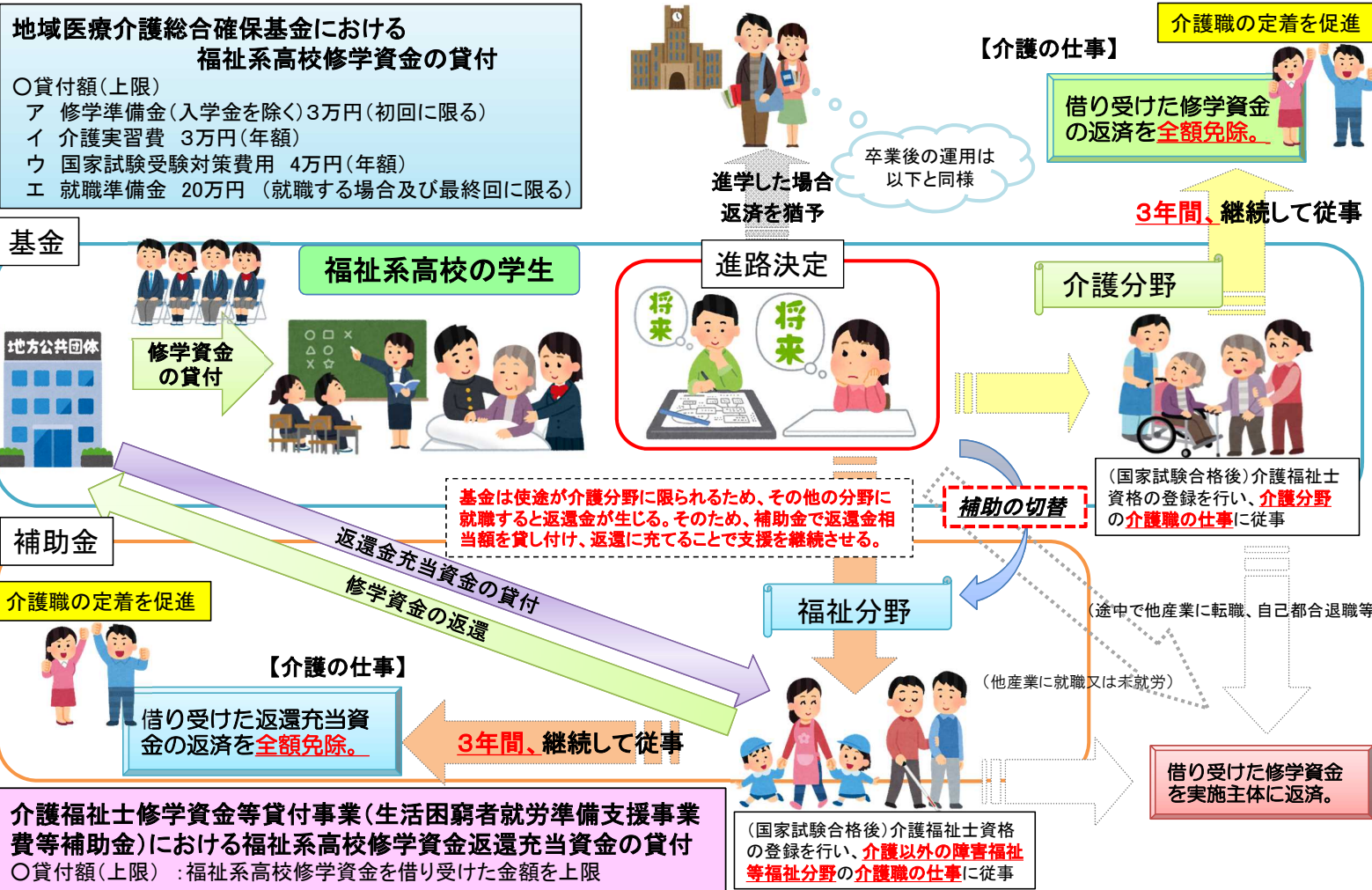
事業実施スキーム

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助（国9／10相当）

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照

福祉系高校修学資金の運用フロー図

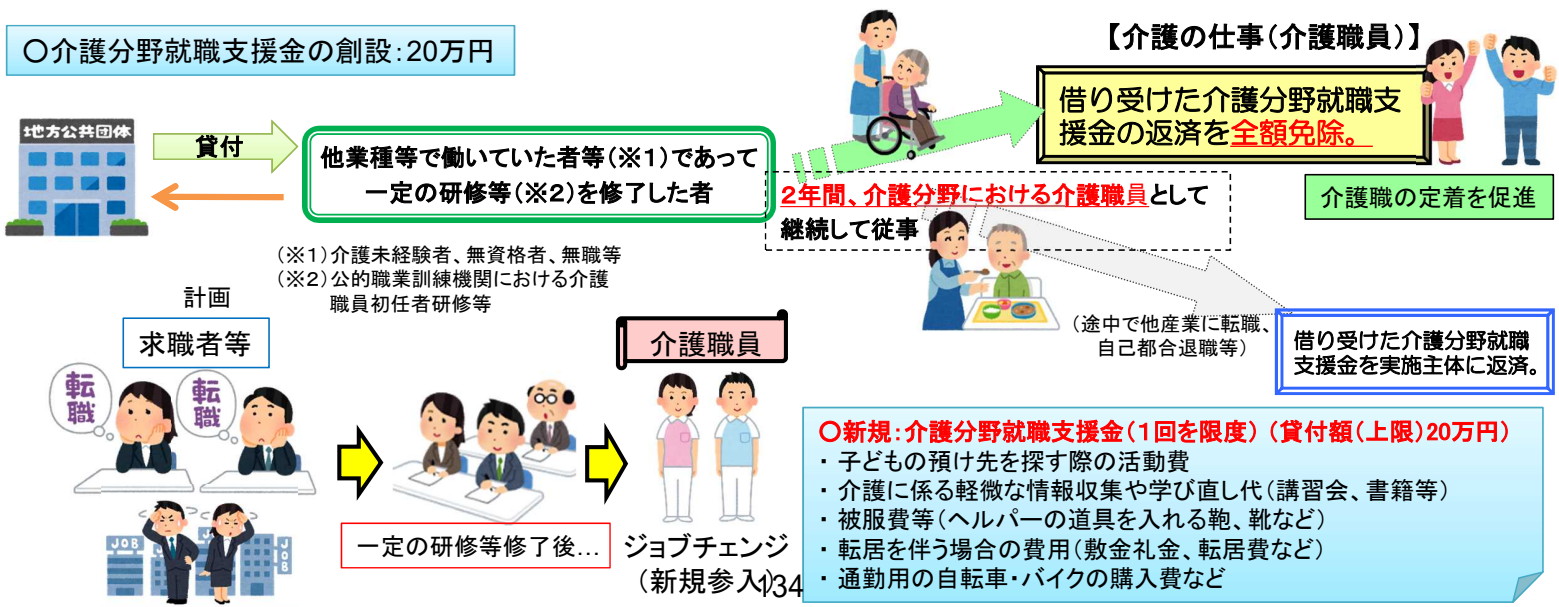


新 介護分野就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案: 地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3: 都道府県1/3)

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職としての参入を促進するため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を新規事業として創設する。

【事業内容】
 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を創設し、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に新たな人材を確保し、「**介護崩壊**」の恐れを未然に防止することを目指す。



【新】障害福祉分野就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】

令和3年度当初予算案：既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、障害福祉施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**障害福祉分野における**介護職としての参入を促進するため、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設する。※介護分野は地域医療介護総合確保基金における新規事業で実施。

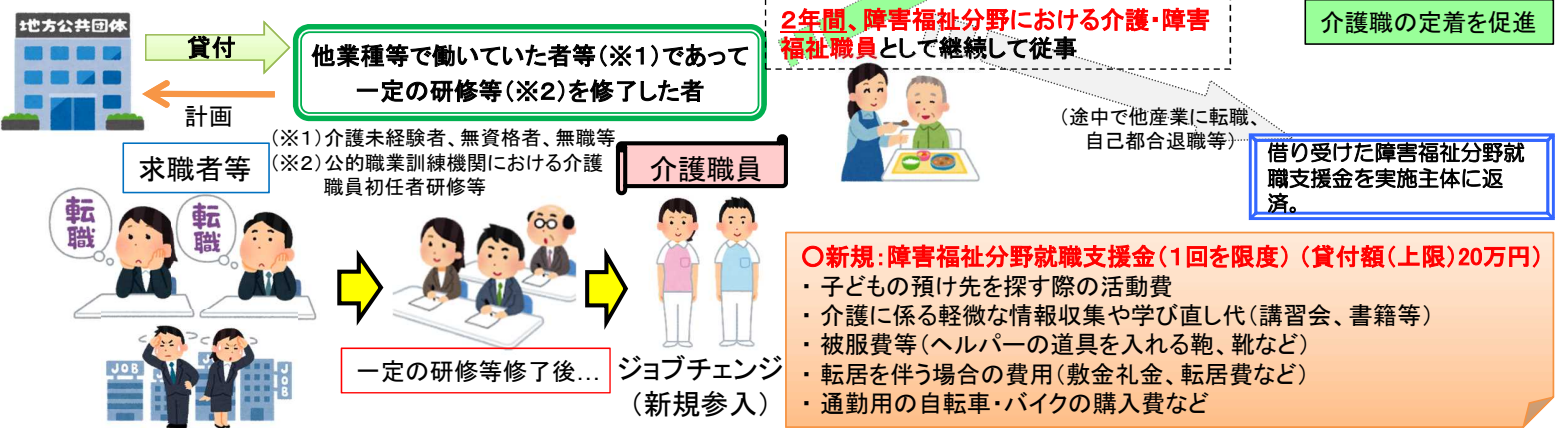
【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の**障害福祉分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に新たな人材を確保し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

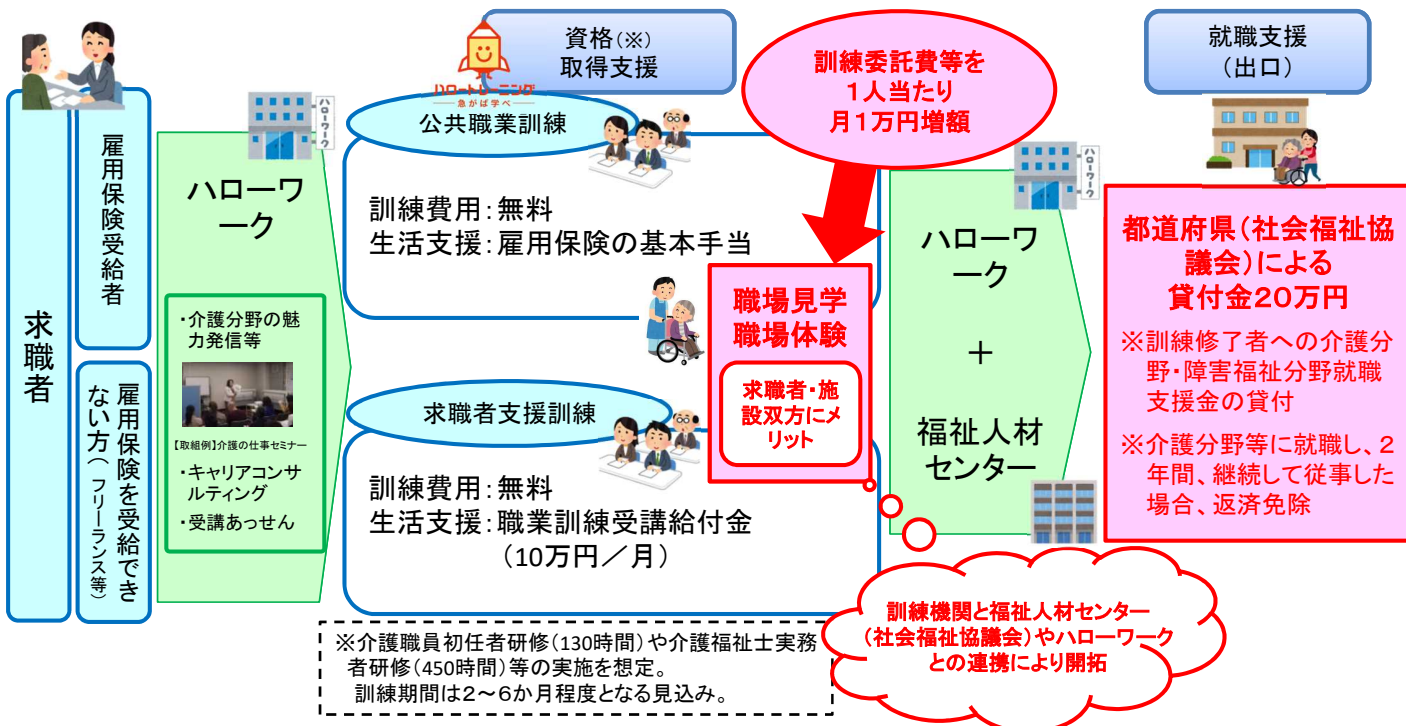
○障害福祉分野就職支援金の創設：20万円



雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。



- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。 ※赤字下線は令和2年度補正予算及び令和3年度新規・拡充メニュー

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイントの活用支援
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- **福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、多様な働き方の導入** 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- **介護施設等防災リーダーの養成** 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ **介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)**
※拡充は令和5年度まで
 - ・ 介護事業所への業務改善支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- **新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(令和3年度まで)** 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

（資料第7－11 参照）なお、今後も引き続き、政府の出入国に関する新型コロナウイルス感染症対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援（資料第7－12～第7－14 参照）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,298名（うち資格取得者754名）となっている（令和2年12月1日時点）。

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・

技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和2～3年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度においては、入国が大幅に遅れており、ベトナムは昨年11月、インドネシアは昨年12月に入国済みだが、フィリピンは現時点で入国できていない状況となっている。それぞれ訪日後日本語研修の修了後に、受入れ施設において就労を開始する予定である。

また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全体的なスケジュールについては流動的であるが、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和3年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

(2) 在留資格「介護」による受入れについて（資料第7-15参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出入

国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日より施行した。

また、介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の可否に関わらず、卒業後5年を経過するまでは、介護福祉士となる資格を有することとなっていたが、平成29年度より国家試験の受験が義務付けとなっている。この国家試験受験の義務化については、令和3年度末までの5年間の経過措置が設けられていたが、昨年の通常国会において「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、当該経過措置については、令和8年度末まで延長されることとなった。

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（資料第7-16～第7-18参照）

技能実習制度（介護職種）においては、令和2年11月末現在、技能実習計画の申請件数は20,893件、認定件数は19,002件となっている。

また、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知）等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためてご了解いただきたい。

（改正概要）

- ① 日本語能力要件に関するJ・TEST実用日本語検定のN3相当レベル基準変更に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。）第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」及び同号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、J・TEST実用日本語検定（株式会社語文研究社が実施するJ・TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。）のN3相当レベル基準変更があったことから、必要な改正を行うもの。

② 日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。以下同じ。）に合格している者」を追加すべく改正を行うもの。

③ 入国後講習の日本語講師要件追加に係る改正

告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）しているもの」を追加すべく改正を行うもの。

④ 技能実習を行わせる事業所に係る改正

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」について、具体的な対象施設を別紙1に規定しているところ、関係法令の改正等に伴い必要な改正を行うもの。

加えて、「技能実習制度運用要領 一介護職種の基準について一」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、ご了知いただきたい。

（改正概要）

① 優良な実習実施者及び優良な監理団体に関する基準に係る改正

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第9条第10号に規定する「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるもの」に係る基準について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行後3年間の経過措置の終了等に伴い、新たな基準を設定すべく改

正を行うもの。

② 様式の簡素化に係る改正

介護職種における技能実習に係る申請等に用いられる介護参考様式について、手続の簡素化のため、押印欄の廃止等の改正を行うもの。

(4) 特定技能による受入れについて（資料第7-19～第7-27 参照）

① 受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間（4年間）を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、令和2年12月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ、バンドン）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）、タイ（バンコク）、国内（47都道府県）で試験を実施した。今後、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

また、令和2年11月30日現在、介護技能評価試験の受験者数は14,287名（うち合格者数は9,085名）、介護日本語評価試験の受験者数は13,319名（うち合格者数は

9,684名)となっている。

② 介護技能評価試験・介護日本語評価試験の日本語版について

介護技能評価試験・介護日本語評価試験については、現在、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で実施されていたところであるが、受験申込者からの要望が多かったことを踏まえ、令和3年1月以降に実施する試験においては、日本語版での試験を実施することとしたところである。具体的な予約方法や配信開始のスケジュール等については厚生労働省ホームページにてご確認いただきたい。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

③ 海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

令和2年度新規事業の「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体:株式会社エス・エム・エス)については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

具体的には、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を開設し、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

④ 特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備をさらに推進するため、特定技能による外国人の就労や生活の実態、また受入れ事業所における受入の準備や支援の実態を把握するために、令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、特定技能による外国人の受入れの仕組みは、EPAや技能実習制度に比べて受入れ側の自由度が高い一方、外国人介護職員受入れのノウハウがない介護事業者にと

っては手続や準備が分かりづらく、受入れに当たってのハードルが高いという側面があるほか、特定技能による外国人が限られた地域に集中せず、全国の介護事業者に定着するために必要な取組も十分に共有されていないという現状がある。このため、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、介護事業者にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、今年4月上旬を目途として、厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

(5) 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について (資料第7-28～第7-35 参照)

在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外から外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、全国各地での相談・交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治体におかれては特にご留意いただきたい。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体の実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能とすることを予定している。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

これまで介護の日本語テキストや特定技能評価試験のための学習テキスト（9言語に対応）の作成、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行ってきたが、令和2年度には、これらの取組に加えて「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」「外国人のための介護福祉専門用語集」を作成し、公表に向けて進めているところ（日本語版及び英語等9言語の翻訳版は令和3年3月末に公表予定）である。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」にて自治体の実施する「集合研修」に代わってオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、研修実施に当たっての感染防止のための留意点やオンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成することを予定している。

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備するとともに、外国人介護人材同士の交流機会の提供を行うため、交流会を開催することとしているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、以下のとおり実施したところ。令和3年度も引き続き同様の取組を実施していく予定である。

- ① 相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施

- ② 交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、全9回にわたり、オンライン（Zoomを活用）により開催
- ③ 特定技能制度説明会について、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材の受入れに関する最新の動向について、出入国在留管理庁及び厚生労働省により収録した動画等について、国際厚生事業団ホームページやSNS等を活用して配信

(6) 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（資

料第7-36～第7-42参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

- 「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成30年度～）
 - 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。
- 「外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業」（平成30年度～）
 - 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。
- 「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和2年度～）
 - 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

今回、各メニュー事業の自治体別の実施状況と、「外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業」に関する自治体での実施事例を取りまとめたので、事業実施を検討される際の参考としていただきたい。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1 ~）

技能実習
（H29. 11 / 1 ~）

特定技能1号
（H31. 4 / 1 ~）

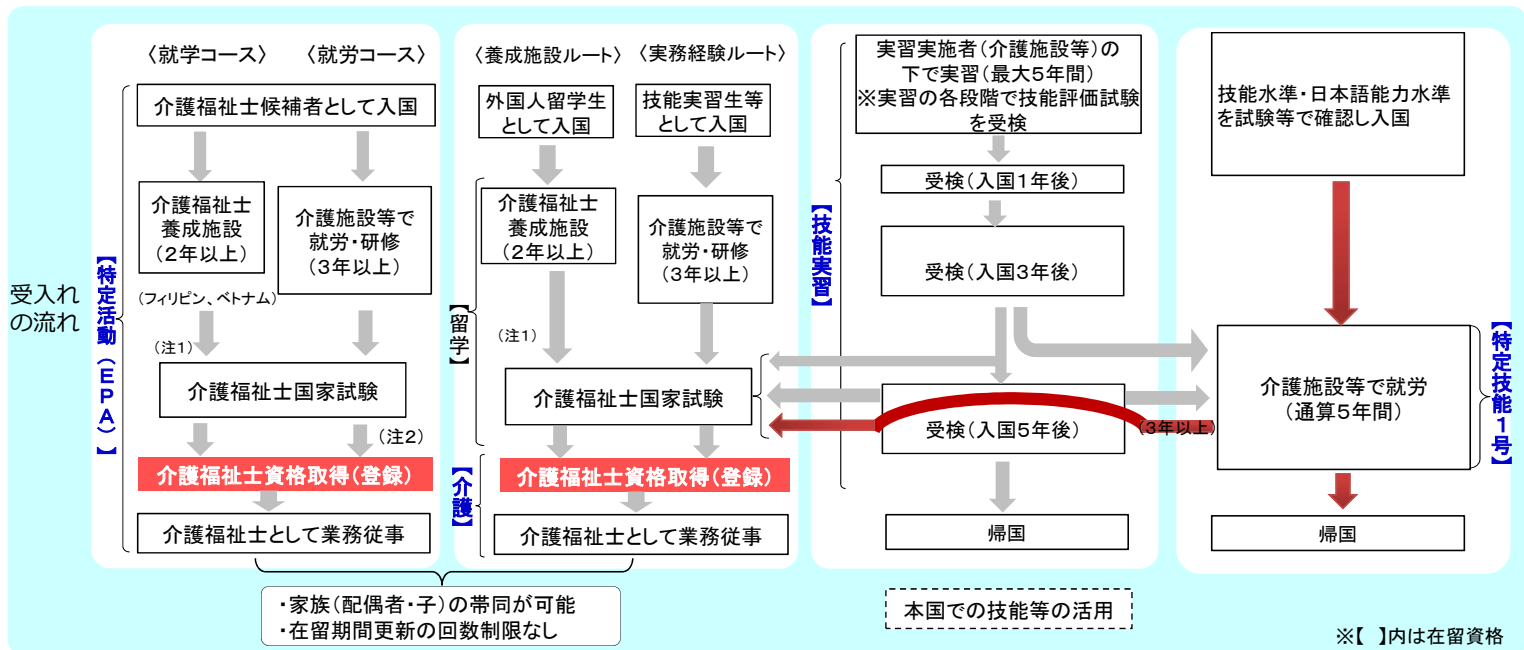
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

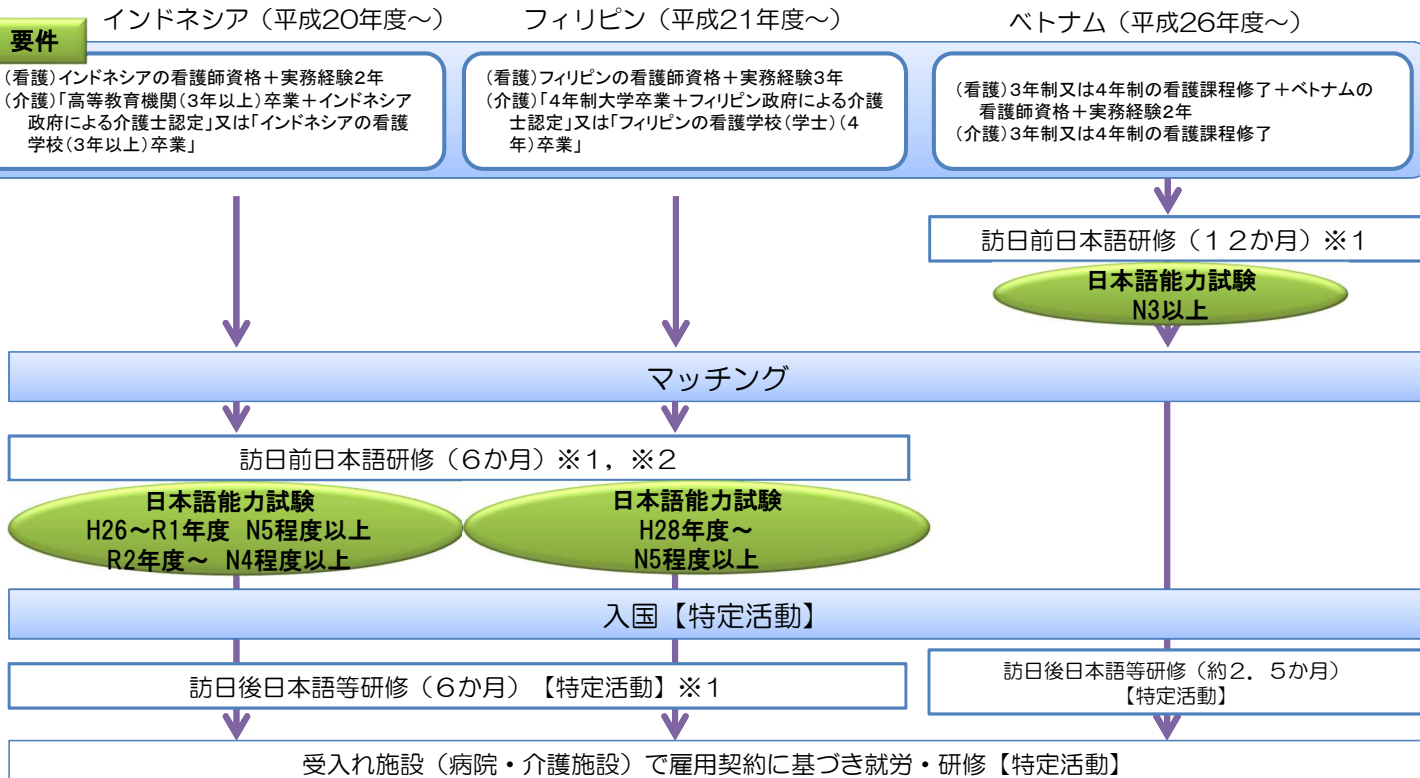


（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

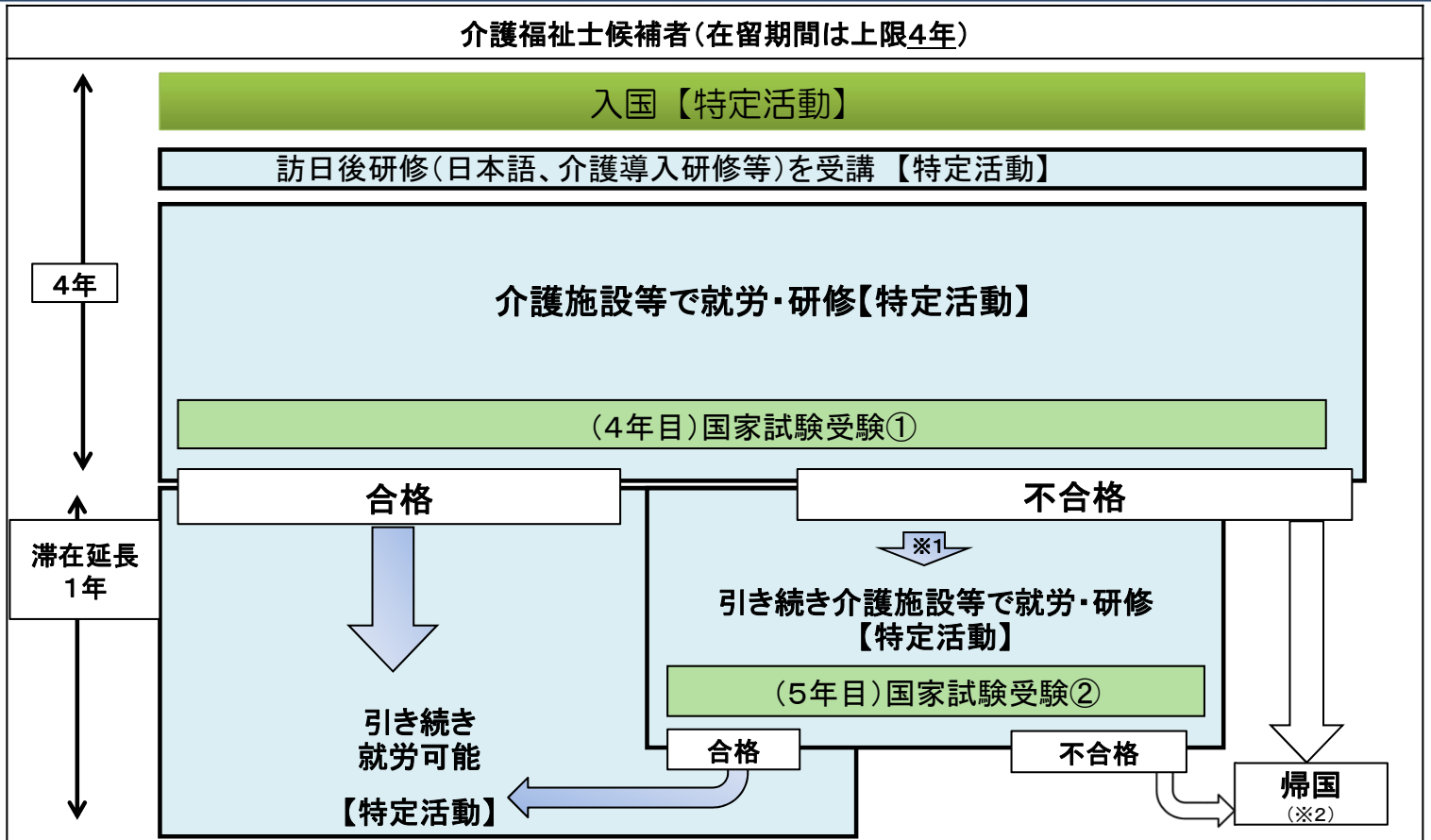


注 【】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月の閣議決定による。)
 (※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注) 【 】内は在留資格を示す。

訪日前	訪日後	受入れ施設での就労・研修中	介護福祉士国家試験の受験
<p>日本語研修</p> <p>インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間</p> <p>ベトナム 訪日前6カ月間</p>	<p>【訪日後日本語研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・フィリピン ＝訪日後6カ月間 ・ベトナム ＝訪日後2.5カ月間 <p>【介護導入研修】</p> <p>※訪日後日本語研修期間の内10日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修 ○ 研修時間 40時間以上 ○ 研修科目例 〔介護〕 介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等 	<p>1 受入れ施設における学習・指導経費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり) ※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年) (1) 日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣 (2) 日本語学校への通学 (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加 (4) 学習支援に必要な備品購入費 ※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年 日本での滞在期間中一回のみ) ○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり) ※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年) <p>2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導 (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置) <p>3 国際厚生事業団による受入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回訪問指導 (2) 相談窓口の設置 (3) 日本語・漢字統一試験 (4) 受入れ施設担当者向けの説明会 (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供 (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加) (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示 (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的な具体的な学習プログラムの提示 	<p>介護福祉士国家試験の受験</p> <p>全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍)</p>

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数
139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数
379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

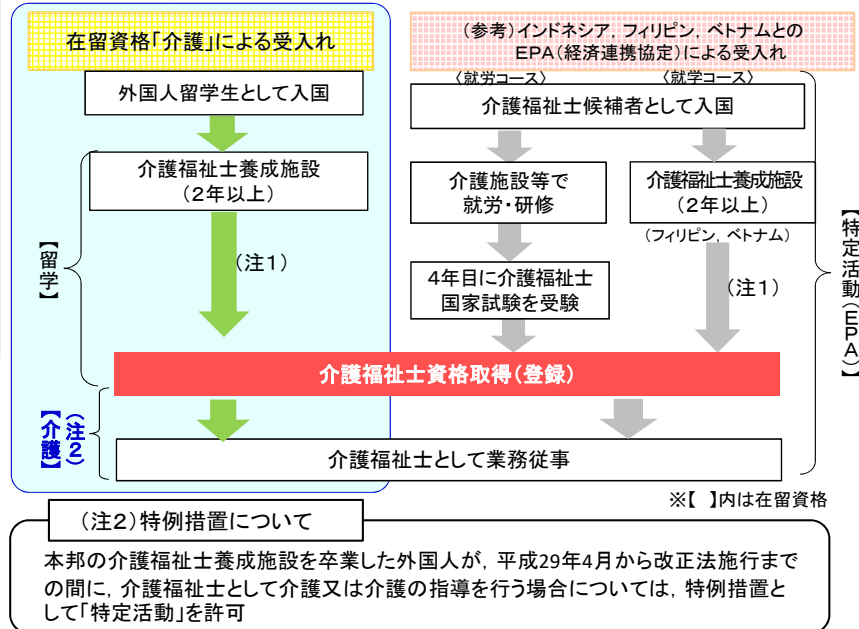
在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



(注2) 特例措置について

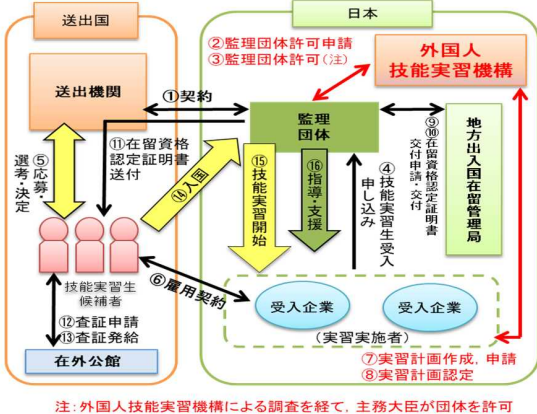
本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

技能実習制度の仕組み

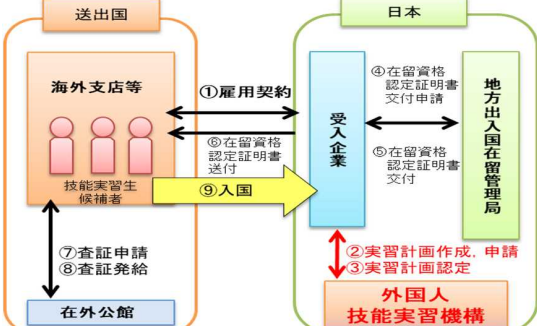
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

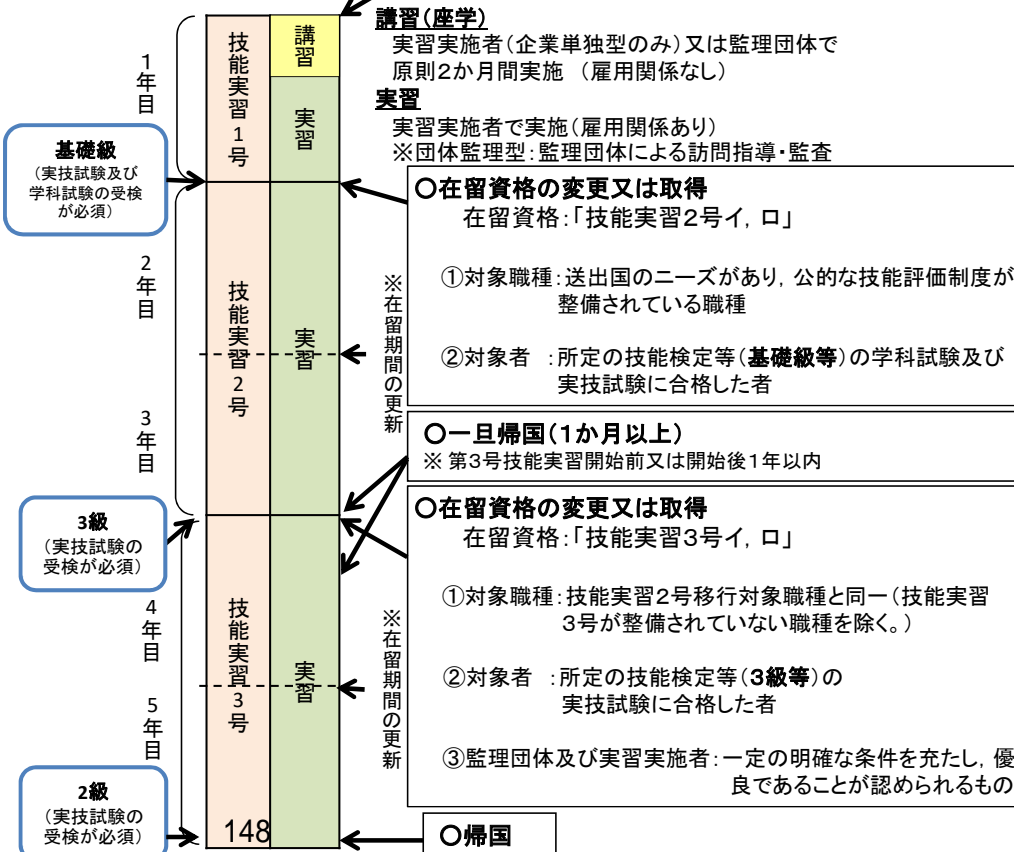


【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ

○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」



- 講習(座学)**
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)
- 実習**
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査
- 在留資格の変更又は取得**
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」
①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者
- 一旦帰国(1か月以上)**
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内
- 在留資格の変更又は取得**
在留資格:「技能実習3号イ、ロ」
①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者
③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする (参考)「N3」:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」:基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験:独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可(令和2年12月16日現在)

申請件数	許可件数
3,504件(うち介護職種1,001件)	3,222件(うち介護職種941件)
	うち一般監理事業(※1) 1,625件(介護職種422件)
	うち特定監理事業(※2) 1,597件(介護職種519件)

- (※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。
- (※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

2 技能実習計画認定(令和2年11月末現在)

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	27,189件(うち介護109件)	26,797件(うち介護78件)
団体監理型(※4)	1,014,835件(うち介護20,784件)	983,348件(うち介護18,924件)
計	1,042,024件(うち介護20,893件)	1,010,145件(うち介護19,002件)

- (※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- (※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計9,085名、介護日本語評価試験に計9,684名が合格(2019年4月～2020年11月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

EPA介護福祉士候補者

- EPA介護福祉士候補者として入国し、**4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)**については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

- **「技能実習2号」(技能実習生として入国して3年目)修了者は、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

介護人材受入促進事業 公式サイトを開設



<https://japancwg.com/>



日本語を除く 6 言語で展開

(現状英語、インドネシア語)

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

- ① 介護の仕事
- ② 日本の魅力
- ③ 特定技能制度・Q&A
- ④ 介護の仕事で働く外国人インタビュー動画
- ⑤ オンラインセミナー映像

公式Facebookページ・Youtubeチャンネル



英語を中心に情報発信

(セミナーの情報等は現地語で発信)

日本の生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿

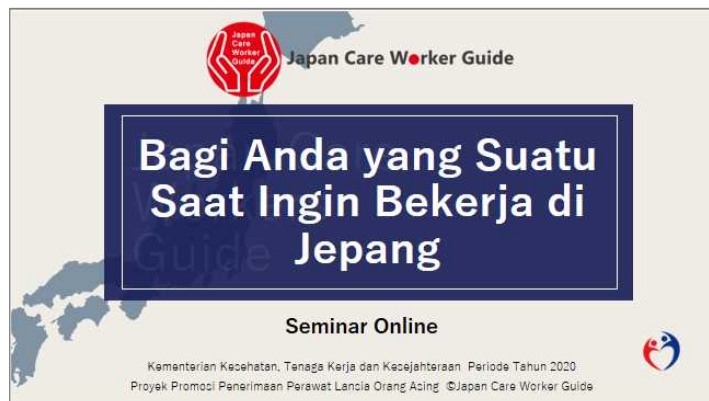
- ① 日本での仕事や生活の様子
- ② 特定技能制度や試験に関する情報
- ③ 介護の仕事について
- ④ 日本語の勉強
- ⑤ 外国人インタビュー映像
- ⑥ オンラインセミナーの紹介

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide



厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

オンライン現地説明会の実施状況



厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局
(株式会社エス・エム・エスキャリア内)

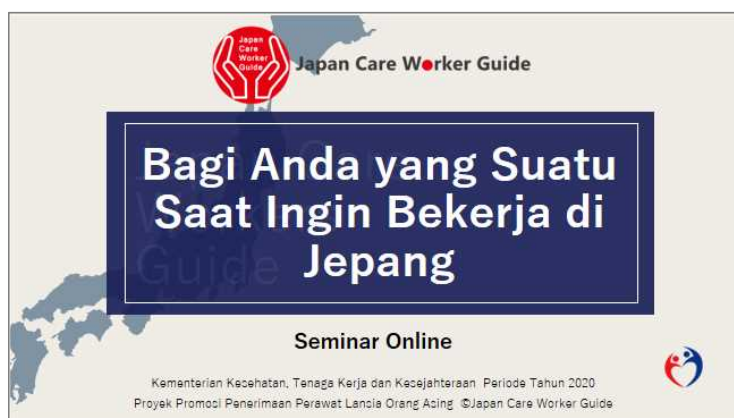
対象：各国在住の日本関心層、日本での生活や就労に興味を持っている若年層など計50名程度

[11月26日に開催 インドネシアでの実施状況]

日本とインドネシアの3学校を結んだ
オンライン配信を実施。

- ① Institut Kesehatan Mitra Bunda
(スマトラ) ※看護学科を有する大学
- ② Poltekkes Karya Husada YGK
(中ジャワ) ※看護・助産師の短期大学
- ③ Universitas Muhammadiyah Malang
(東ジャワ) ※看護・理学療法士の大学・短大

現地説明会の実施状況



Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

今後の実施スケジュール：

- ①2020.11.26 / インドネシア
- ②2020.12.16 / モンゴル
- ③2020.12.20 / カンボジア
- ④2021.1月 (予定) / ミャンマー
- ⑤2021.1月 (予定) / フィリピン
- ⑥2021.2月 (予定) / ネパール

介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究

＜本調査研究の目的＞

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

- 特定技能など外国人介護職員の就労・生活実態、及び受入れ事業所における受入れの準備や支援の実態の把握
- 新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えた影響や、受入れ事業所の取組み等の把握
- 特定技能など外国人職員に限られた地域に集中せず、全国で広く受入れと定着が進むよう、受入れ事業所にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックの作成

＜調査研究手法＞ アンケート調査、ヒアリング調査

外国人介護職員受入れ事業所・本人調査

- 特定技能など外国人介護職員の就労及び生活の実態、受入れ事業所の準備や支援の状況、及び新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えている影響等を把握するため、全国の介護事業所及び外国人介護職員本人へのアンケート調査を実施する。
- 調査対象：
 - ①特定技能など外国人介護職員（身分系の在留資格を持つ方、留学生を除く）を受け入れている事業所全数
 - ②外国人介護職員本人
- 調査方法：郵送調査
- 調査時期：2020年11月
- 調査項目：（略）

登録支援機関・送出し機関調査

- ガイドブックの作成にあたり、特定技能など外国人介護人材の受入れに係る情報収集と先進事例等を把握するため、日本国内の登録支援機関、監理団体、及び海外の送出し機関等へのヒアリング調査を実施する。
- 調査対象：国内の登録支援機関・監理団体、海外現地の送出し機関
- 調査方法：訪問あるいはWEBを活用したヒアリング調査
- 調査項目：（略）

＜ガイドブック(案)＞

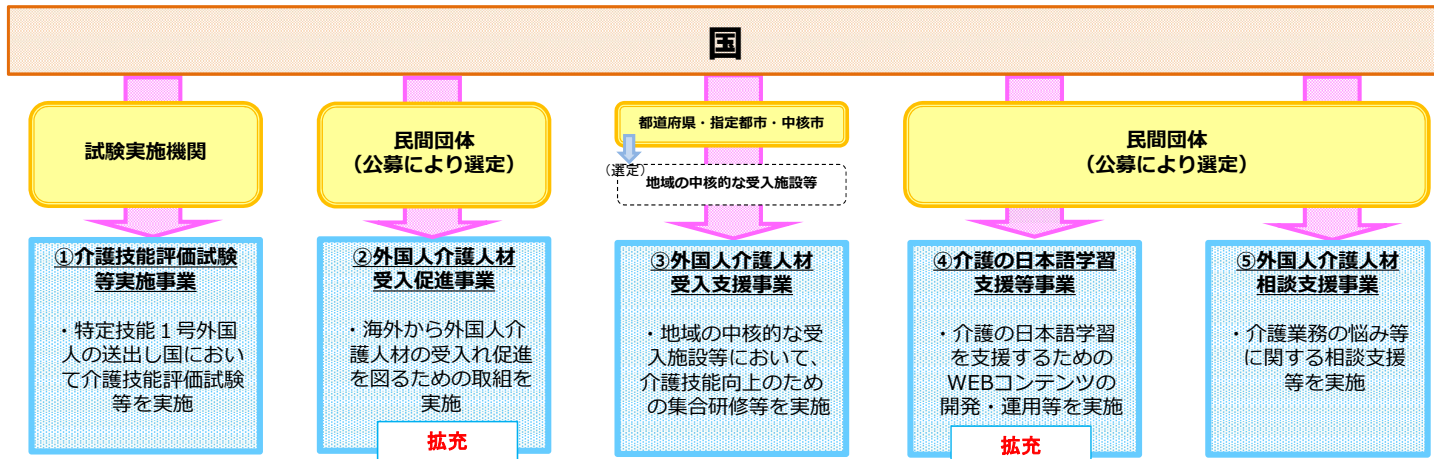
- 対象者(読み手)：特定技能など外国人介護職員の受入れを検討している介護事業者
- 記載内容(案)：
 - 特定技能外国人の受入れの仕組み
 - 介護分野で働く特定技能外国人の実態
 - 特定技能外国人の受入れにあたり検討すべきこと
 - 特定技能外国人受入れの手続き
 - 受入れ後の支援
 - 参考資料
- 公開方法：2021年4月頃、ホームページに掲載予定

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容	交付先（令和2年度）
【外国人介護人材受入環境整備事業】（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エス・エム・エスカリア
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市（民間団体へ委託可）
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉士会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、特定技能の制度説明会や外国人介護職員の交流会の開催、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
【EPA介護福祉士候補者への支援】（※1）衛生関係指導者養成等委託費、（※2）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業（※1）	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者学習支援事業（※1）	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※2）	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県（間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設）
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県（市町村への補助も可）

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【**拡充**】
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援【**拡充**】
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和2年度予算額】1,101,640千円 → 【令和3年度予算案】945,167千円

介護技能評価試験等実施事業

令和3年度予算案

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国（※）のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2020年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2020年11月まで
の実績)

●受検者数 介護技能評価試験 14,287名 / 介護日本語評価試験 13,319名

●合格者数 介護技能評価試験 9,085名 / 介護日本語評価試験 9,684名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 現地説明会等を通じた情報発信

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。

※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

(令和3年度拡充内容)

今後の特定技能の送り出し対象国の拡充を見込んで、情報発信を行う対象国を増やす。



※イメージ例（海外PRの取組）

民間団体(補助事業者)

現地説明会や現地メディアを通じた情報発信

WEBサイトやSNSを通じた日本の介護現場等の情報提供

海外に日本の介護をPRし、介護人材の確保へ

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

補助率 定額補助

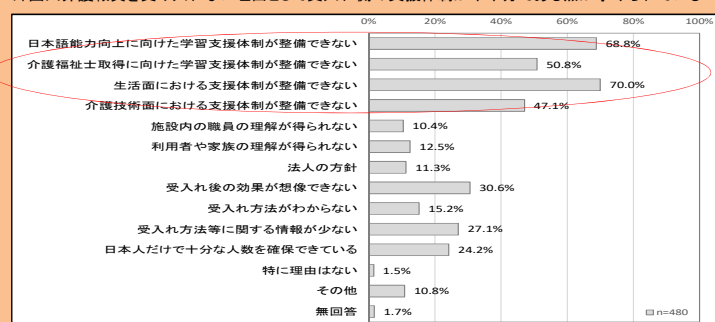
実施主体:

直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策として、「オンライン研修」の実施を可能とすることを予定（オンライン研修用の教材やマニュアル等は別途、補助事業にて作成）。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



➤ 外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

【事業内容】

①集合研修等の実施

⇒ 都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施する。

②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

⇒ 外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。

● 各自治体における実施状況（2020年度の補助金協議の有無）

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
北海道	○	
青森県	○	
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県	○	
福島県		
茨城県	○	
栃木県	○	
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県	○	
新潟県	○	
富山県	○	
石川県		
福井県		
山梨県	○	
長野県	○	
岐阜県		
静岡県	○	
愛知県	○	
三重県	○	

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府		
兵庫県	○	
奈良県		
和歌山県	○	
鳥取県		
島根県		
岡山県	○	
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県	○	
愛媛県	○	
高知県	○	
福岡県	○	
佐賀県		
長崎県	○	
熊本県	○	
大分県	○	
宮崎県		
鹿児島県	○	
沖縄県	○	

27道府県

2府県

※ 外国人介護人材受入支援事業は、都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができる。①横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・越谷市・久留米市、②京都市・越谷市 が協議済。

介護の日本語学習支援等事業

令和3年度予算案

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
(令和3年度拡充内容)
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、研修実施に当たっての感染防止のための留意点やオンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ

特定技能評価試験学習テキスト

介護の日本語テキスト



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

全国複数ブロックで、介護分野の特定技能外国人の受入れを検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
全国複数ブロックで、介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。

3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

無料相談・サポート体制

* 電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

◆2020年度事業内容の一例◆

制度説明会、相談・交流会の開催状況

外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>
 ○1年目:日本語学校
 学費:月5万円
 居住費:月3万円
 ○2年目・3年目:介護福祉士養成施設
 学費:月5万円
 入学準備金:20万円(初回に限る)
 就職準備金:20万円(最終回に限る)
 国家試験受験対策費用:4万円(年額)
 居住費:月3万円

経費助成

補助率:1/3※
 ※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県(委託可)

2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
 ※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託
マッチング支援団体

- 受入れの意向の有無
- 受入実績
- 求める人材の確認
- 特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- 施設のアピールポイント等の紹介
- ビデオレターの作成 等

【日本】

介護福祉士養成施設
 介護施設等

①養成施設、介護施設等からの情報の提供

②現地教育機関等からの情報の提供

- 現地教育機関訪問
- 候補者リストの作成
- 候補者との面談
- ビデオレターの作成 等

①養成施設、介護施設等からの情報収集

②現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等のコーディネート

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等の中でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



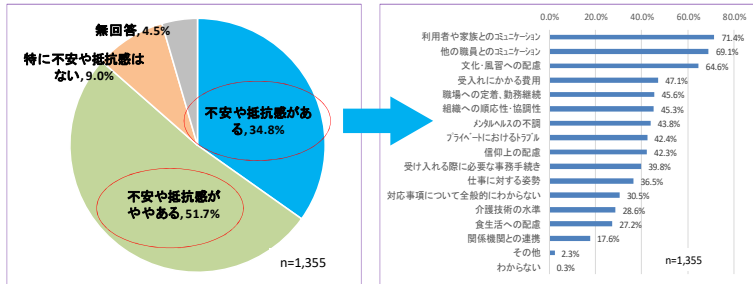
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



地域医療介護総合確保基金（特定技能関連）実施状況

【事業内容】

①外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

⇒ マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する。

②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

⇒ 介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

● 各自治体における実施状況（2020年度予算計上状況）

自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業			自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業		
		コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援			コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援
北海道					滋賀県	○			
青森県					京都府				
岩手県					大阪府				
宮城県	○				兵庫県		○		
秋田県		○		○	奈良県		○		○
山形県	○	○		○	和歌山県				
福島県	○				鳥取県		○	○	○
茨城県					島根県		○		
栃木県	○				岡山県				
群馬県		○		○	広島県			○	○
埼玉県					山口県				
千葉県	○				徳島県				
東京都					香川県				
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県		○		○	高知県		○	○	
富山県	○	○			福岡県	○	○	○	○
石川県					佐賀県				
福井県		○			長崎県	○	○	○	
山梨県					熊本県				
長野県					大分県	○	○	○	○
岐阜県	○				宮崎県	○			
静岡県	○				鹿児島県	○			
愛知県		○		○	沖縄県				
三重県									

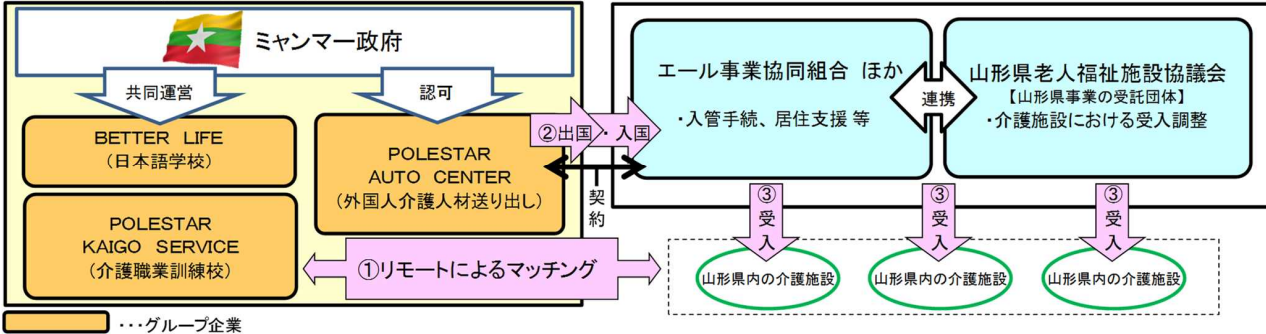
【山形県】外国人介護人材受入体制構築推進事業

事業概要(目的・内容)

- ① ミャンマーにおける特定技能の就労希望者及び留学希望者等を山形県内の介護施設・事業所で受け入れるため、現地の介護職業訓練校等の学生と県内施設・事業所担当者とのリモートによるマッチングを実施する。【基金事業】
 - ② 県内の高等教育機関と連携し、特定技能等の外国人や当該外国人の受入施設の指導担当職員を対象とした集合研修及び外国人受入施設への日本語及び介護技術の講師派遣を実施する。
 - ③ 外国人介護人材を受入れる介護施設の外国人に対する学習面、生活面の支援の取組みに対して補助金を交付する。【基金事業】
- (※)①、②は「一般社団法人山形県老人福祉施設協議会」への委託により実施

事業スキーム

■ マッチング支援事業(山形県)



事業実績・成果

- 令和2年度の事業内容
 - ・事業者説明会開催
令和2年11月26日(木) 参加者31名
 - ・リモート説明会
 - ・集合研修の実施
 - ・外国人受入施設支援
- 調整中

今後の課題

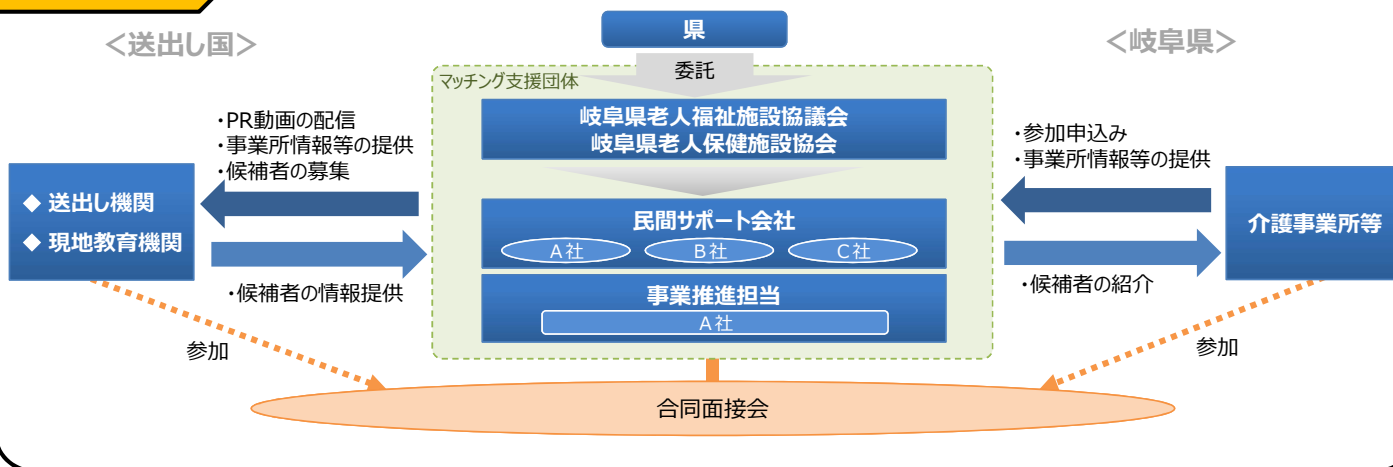
- 小規模な法人は、大規模な法人に比べて介護人材の確保が困難である場合が多いが、このような小規模な法人において外国人介護人材を受け入れるためには、生活、学習、情報等のあらゆる面からの環境整備が必要である。
- 本県内の高等教育機関と連携し、ミャンマーからの留学生の受け入れを検討しているが、実際に受け入れるためには、入試の受験要件等を含め、2～3年後を見据えた調整を行う必要がある。

【岐阜県】令和2年度 外国人介護人材マッチング支援事業

事業概要(目的・内容)

- 県内介護事業所への就労(特定技能1号)を希望する人材及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材と、県内介護事業所等とのマッチングと就労につなげるため、県内介護事業所等と送出国の関係機関等と相互の情報提供や合同面接会を実施する。

事業スキーム



事業実績・成果

- 送出国の介護人材に対し、岐阜県の介護事業所で就労することの魅力やメリットのアピールや、県内介護事業所で働く外国人介護人材の様子等を紹介するためのPR動画を制作。
- 特定技能就労希望者及び留学希望者と、県内介護事業所とのマッチングに向けた合同面接会を開催。

今後の課題

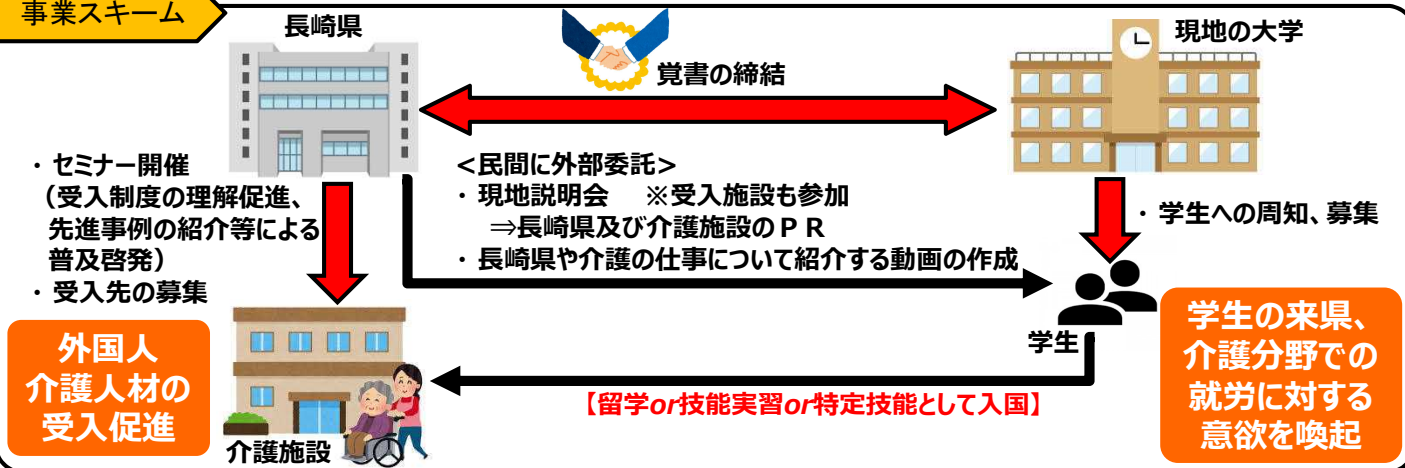
- 県内介護事業所に対しさらなる周知を図っていくことで、合同面接会への参加事業所を増やしていく。
- PR動画の活用等により送出国の介護人材に働きかけることにより、岐阜県の介護事業所での就労を希望する介護人材を確保していく。

【長崎県】外国人介護職員の確保・定着支援事業(うちマッチング支援事業について)

事業概要(目的・内容)

- 長崎県との友好交流関係があるベトナムの都市の公的な機関や学校と覚書を交わし、公的な連携のなかで外国人介護人材を受け入れる取組を実施。
- 県内介護施設等の外国人介護人材受入を促進するため、「外国人介護人材受入促進セミナー」を開催。
- 県と大学で覚書を交わし、連携協力する体制を構築、現地大学側が学生への周知や長崎に来てくれる学生の募集を行うとともに、県は、学生の来県及び介護分野での就労に対する意欲を喚起するため、現地で説明会等を開催。

事業スキーム



事業実績・成果

- ベトナム・ドンア大学との介護人材に関する覚書を締結(同国の別大学との覚書締結を年度内に実施予定)
- R3年度から約20名/年の外国人介護人材の受入を計画

今後の課題

- R3年度からの受入に向けて、現地又はwebでの県内介護事業所と学生との面談会及び説明会を実施する。
- 学生が後に続くよう、トラブルなく安心して過ごすことができる受入環境を整えるとともに、フォローアップを実施していく。

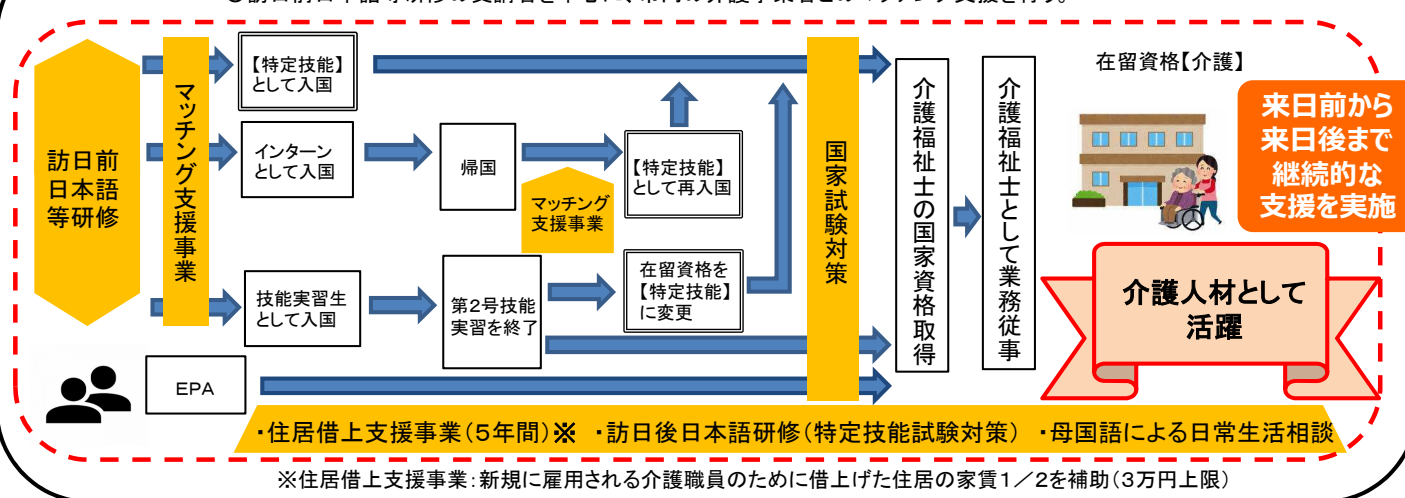
(参考)【横浜市】介護人材支援事業

事業概要(目的・内容)

○横浜市での就労を希望する外国人を対象に、来日前の現地における研修(訪日前日本語等研修)から、来日後の住居の確保をはじめとする様々な支援を継続的に行う。

事業スキーム

- 訪日前日本語等研修は、覚書を締結しているベトナム及び中国の学校または学校が指定する教育機関に委託して実施。
- 訪日前日本語等研修の受講者を中心に、市内の介護事業者とのマッチング支援を行う。



事業実績・成果

- 令和2年度の事業実績については、
 - ・ 訪日前日本語等研修…ベトナム2校、中国3校で実施 合計93人受講
 - ・ 住居借上支援事業…95人利用(令和2年11月現在)

今後の課題

- 国内の受入施設を増やしていくための説明会等の実施や、施設に対する受入支援策をさらに検討していく。
- 新型コロナウイルスの影響により入国に制限があり、受入の見通しが立っていない。

第 8 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

1 社会福祉連携推進法人制度の創設について

（1）社会福祉連携推進法人制度の概要

社会福祉連携推進法人（以下「連携法人」という。）制度については、昨年の通常国会において成立し、令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに創設されることとされている。

連携法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取組の創出、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成、社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化などを進めていく観点から、法人等が社員となり、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働を進めていくための枠組として位置付けられており、連携法人に係る社会福祉法の改正規定は、法律の公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定める日から施行される。

連携法人のポイントは次のとおりとなるので、各都道府県等におかれては、御了知の上、今後、施行準備にご協力をいただきたい。

◎ 社会福祉連携推進法人制度のポイント

※（）書は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」第 2 条の改正規定による改正後の社会福祉法の条項。

【1. 社会福祉連携推進法人の位置付け】（第 125 条、第 127 条）

一般社団法人のうち、一定の要件に該当するものを所轄庁が認定。

【2. 認定・指導監督機関】（第 131 条の規定により準用される第 30 条）

都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長等

【3. 社員の範囲】（第 127 条第二号）

以下に該当する者が社員となり、社会福祉法人が社員の過半数であることが必要。

- ① 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ② 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【4. 社会福祉連携推進法人の内部機関】（第127条第五号）

- ① 社員総会・・・法人運営に係る重要方針の議決機関
- ② 理事会・・・法人運営に係る執行機関
- ③ 社会福祉連携推進評議会・・・法人運営に係る意見具申・評価機関

【5. 社会福祉連携推進法人が行う業務】

- ① 社会福祉連携推進業務（第125条）

以下の業務のうち、いずれか一つ以上を実施する。

- ア 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- イ 災害対応に係る連携体制の整備
- ウ 社会福祉事業の経営に関する支援
- エ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- オ 福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
- カ 設備、物資の共同購入

- ② 社会福祉連携推進業務以外の業務

社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。

- ③ 社会福祉連携推進法人が実施できない業務（第132条第4項）

社会福祉事業は実施不可。

なお、連携法人の認定・指導監督に係る事務については、法人と同様、都道府県等が担うこととされているので、各都道府県等におかれては、今後、庁内を含めた体制整備を進めていただく必要がある。

（2）社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討

連携法人制度の施行に向けては、連携法人が地域において有効に活用されるよう、運用の詳細の検討を行うため、有識者からなる「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を昨年11月9日に立ち上げたところ

ろである。

(厚生労働省ホームページ参照：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html)

今後、同検討会において、①連携法人の業務内容や、②連携法人のガバナンスルール、③連携法人による貸付けの実施方法などについて議論を進めていくこととしており、これらの検討状況については、説明・意見交換の場の設定等を通じて、随時情報提供を行っていくこととしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

(3) 社会福祉連携推進法人制度会計基準（仮称）の策定について

連携法人制度の施行に当たっては、上記においてお示しした運用の詳細のみならず、その業務内容に即した会計基準を策定する必要がある。当該会計基準については、同検討会の議論の進捗を踏まえつつ、昨年12月に立ち上げた「社会福祉法人会計基準等検討会」で検討していくこととしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

また、「社会福祉法人会計基準等検討会」では、社会福祉連携推進法人会計基準の検討に加え、昨年度の「社会福祉法人会計基準検討会」において検討課題として挙げられた課題（「他の法人形態で適用されている会計基準や会計処理の適用の可否について」「平成23年の新基準策定時から検討課題として残っている項目（社会福祉協議会）について」）についても、並行して検討していくこととしているので、併せて御了知いただきたい。

2 社会福祉法人制度の運営について

(1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

昨年は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、理事会・評議員会の対面開催が困難になるなど、法人の運営にも大きな影響を及ぼした。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、令和2年と同様、以下の取扱いを継続することとしているので、法人におけ

る令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等に当たっては、引き続き柔軟に対応していただくようお願いしたい。

- ① 理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すること
- ② 理事会・評議員会は、音声が届きに伝わり、適時的確な意見表明ができれば良く、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれること。
- ③ 以下の書類の作成、所轄庁への提出期限（6月末日）等について、柔軟に取り扱うこと。
 - ア 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書
 - イ 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書
 - ウ 社会福祉充実計画

(2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年第21号。以下「平成28年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化

- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

（３）社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、併せて社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

（４）「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課長通知)によりお示しをしているところである。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」(地域における公益的な取組に関する委員会)において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。

所轄庁におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

(5) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。)により実施していただいているが、今後とも、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況下における監査の実施に当たっては、同感染症のまん延状況を踏まえ、監査の実施時期については柔軟に取り扱われたい。

(6) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 29 年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)の業務として、平成 29 年 6 月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、令和2年11月30日現在で、20,836法人が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度よりも本システムの活用が進んでいる。各都道府県等におかれては、本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4月1日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご了承願いたい。

各都道府県等におかれては、電子開示システムが、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報提供できるようにするという趣旨を踏まえ、本システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続きご協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

(7)「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法の改正

会社をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図る観点から、令和元年度に「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立したところ。

この中で、社会福祉法についても併せて改正が行われており、

- ① 役員等に対する責任追及等に関して、役員等が要した防御費用や賠償金を法人が補償すること（補償契約）
- ② 役員等を被保険者として法人が役員等のために契約を締結すること（役員等賠償責任保険（D&O保険））

に関して新たな規定が創設され、令和3年3月1日より施行することとしている。おって、詳細は通知することとしているので、各都道府県等におかれては御了知いただきたい。

3 社会福祉法人関連の令和3年度予算案（「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」）について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（令和3年度予算案：410,267千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度に創設し、令和元年度において、実施主体に一般市区を追加するなどの事業の拡充を図ったところであるが、令和3年度においても、これを継続することとしている。

各都道府県等におかれては、今後、連携法人が創設されることも見据え、複数法人のネットワーク強化、単独法人では実施が困難な協働事業の推進等の観点から、本事業の一層積極的な活用をお願いしたい。

第9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

(1) 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和2年12月現在、42都道府県においてネットワークの構築、33府県において災害派遣福祉チームの設置がされており、構築・設置に向けた取組は進んできているものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げたところである。また、令和2年7月豪雨災害の際には、特に被害の大きかった熊本県において、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）が、約3か月にわたり県内の避難所17か所で避難者への声かけや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える福祉ニーズへの的確な対応が行われたところである。

厚生労働省においては、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライ

ン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練、都道府県間の災害派遣福祉チームの広域的な連携等に係る経費について補助を行っている。令和3年度予算案では、災害福祉支援に係る対応力向上を図るため、災害福祉支援に係るコーディネーターによる平時からの災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療活動チームとの合同研修・訓練の企画・実施などの取組を行う場合には、さらなる補助の上乗せを行うこととしており（令和2年度の上限額である基本事業の150万円（連携体制充実事業を実施する場合は325万円）に320万円を上乗せ）、災害時の福祉支援体制の強化を推進していくこととしている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。また、令和元年度から実施している「災害派遣福祉チームリーダー養成研修」（令和元年度及び令和2年度においては社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託）の研修成果を災害派遣福祉チームの組成・派遣等に役立てていただきたい。なお、令和2年度の研修については、令和3年3月にオンラインで開催する予定である。また、令和3年度も引き続き研修会を実施する予定であるので、当該研修も活かし、災害時の福祉支援体制の整備を進めていただきたい。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業（案）

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
 - ※次の（１）及び（４）の事業それぞれ上限150万円。
 - （１）の実施に併せて、（２）のいずれかの事業を実施する場合は上限175万円を上乗せ、（３）の事業を実施する場合は上限320万円を上乗せ。
- 事業内容：
 - （１）基本事業
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - （２）連携体制充実事業
 - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
 - ② 受援体制の検討・構築
 - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
 - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
 - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
 - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
 - （３）災害対応力向上事業【令和3年度新規】
 - 災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施
 - <平時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施、社会福祉施設等での事業継続計画（BCP）の策定支援 等
 - <災害時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携 等
 - （４）体制強化事業（1回限り）
 - ※災害福祉支援ネットワークが構築されている都道府県が対象
 - ① ネットワーク本部の検討・構築
 - ② 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

（２）社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）に基づき、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）から被災状況整理表により情報提供をいただき、当該情報を被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要であり、令和2年度中に、災害発生時における社会福

社施設等の被害状況等を国や都道府県等が把握するための災害時情報共有システムを構築し、令和3年度から運用を開始することとしている。

当該システムの運用開始にあたり、施設・事業所において基本情報（自家発電機の有無や洪水浸水想定区域の該当の有無など）の入力を依頼することになるので、依頼後の速やかな対応をお願いしたい。また、運用開始後は、災害時における社会福祉施設等の被災状況はシステムを活用して把握することになるが、当面の間、被災状況整理表による被災状況の把握との併用を考えているのでご承知おきいただきたい。なお、システム運用後の被災状況の把握方法については、令和2年度末までにお知らせする予定である。

(3) 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められる。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられることとなっている（3年の経過措置期間あり）。

各都道府県等におかれては、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日付け事務連絡）も参考にいただきながら、当該計画策定が義務化されていない社会福祉施設等を含め管内社会福祉施設等に対してBCPの早急な策定を促していただきたい。

(4) 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、令和2年においても、令和2年7月豪雨や令和2年台風第10号など、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じたところである。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和2年度第三次補正予算案において所要の財源を確保したところである。また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

各都道府県等におかれては、これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考2)

○ 医療施設、社会福祉施設等の防災対策

令和2年度第三次補正予算案 110億円

医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

※ 児童福祉施設等の耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等については、既定予算を活用して実施する。

(参考3) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率 (据置期間中無利子) 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率 (据置期間中無利子)

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

(5) 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策について

ア 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」

（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知願いたい。

（参考4）

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・社会福祉・雇用・労働に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- ・介護事業所等向けの情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

イ 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和2年12月3日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

ウ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登

録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、接種順位の考え方として、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることが示されているのでご承知おき願いたい

(新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第 18 回) 資料 4 - 1 参照)。

(参考 5)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ (総合ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・令和 2 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/d1/tebiki25.pdf>

- ・令和 2 年度インフルエンザ Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

エ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考6)

<参照通知等>

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和2年12月14日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：平成30年5月31日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

1) 令和3年度予算案の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和3年度予算案においては、

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要
- ・ 新型コロナウイルス感染症により休業した又は事業を縮小した福祉事業者への資金繰りを支援するための無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するために必要な資金需要

に対応しうる事業規模としたところである。（下記ア参照）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定であるので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。（下記イ参照）

なお、令和3年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等については、説明資料を機構ホームページ等を通じて公開予定であるので、確認をお願いしたい。（機構主催で例年3月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途機構から通知予定）

ア 貸付規模 資金交付額 17,744 億円（うち福祉貸付分 6,270 億円）

イ 貸付条件の延長

○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置

* 優遇期間を当面の間延長（無利子・無担保等による融資条件の拡充）

	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%
限度額	なし	なし
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 1億円	-
貸付利率 (※)	当初5年間 6,000万円まで: 無利子 6,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200% 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 当初5年間 1億円まで: 無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.802%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内

※貸付利率については、令和3年1月4日現在

○ 都市部における民有地等の借地を利用した介護施設等の整備に係る土地所有者への一時金に対する優遇措置

* 優遇措置を令和7年度まで延長（貸付利率：（当初10年間）基準金利△0.5%）

○ 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置

* 優遇措置を令和7年度まで延長（貸付利率：無利子）

○ 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置

* 優遇措置を令和6年度まで延長（融資率：90%，貸付利率：据置期間中無利子）

○ 障害福祉サービス事業者等の整備に係る融資条件の優遇措置

* 優遇措置を令和5年度まで延長（融資率：85%）

○ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

- * 優遇措置を令和3年度まで延長（融資率：75～80％，貸付利率：基準金利～基準金利+0.1％）

2) 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても機構融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも機構融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や特別養護老人ホームや保育所の人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>

- ・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・行政等への支援（受託業務のごあんない）

https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア	令和3年度予算案	265億円（国庫補助額）
	・ 給付予定人員	84,044人
	・ 給付総額	1,212億円

イ 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和2年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

ウ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)

(参考) WAM NET掲載の主なコンテンツ

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム
- ・ 子ども・子育て情報公表システム (ここ de サーチ)
- ・ 介護保険最新情報
- ・ イベント・セミナー情報
- ・ 福祉サービス第三者評価情報

第10 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

地域生活定着促進事業は、これまで、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年院等）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要がある人等に対する支援事業として、各都道府県が整備する地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して、福祉的支援を受けられるよう取組を行い（いわゆる出口支援）、大きな成果を挙げている。

令和3年度は、本事業において、出口支援に加えて、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難である刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、新たに高齢・障害被疑者等支援業務（いわゆる入口支援）を開始することとしている。これは、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施することとされていることを踏まえたものである。なお、令和3年度は、業務開始の初年度であることから、様々な入口支援の方式があるうち、まずは保護観察所が行う更生緊急保護の措置と足並みをそろえるかたちでの実施を検討している。

また、複雑で困難な課題を有する高齢または障害のある矯正施設対象者等への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材を計画的に育成し、全国的に支援の質をさらに向上・均一化することを目的するため、令和2年度に引き続き、国において地域生活定着支援人材養成研修事業を実施する予定である。

令和3年度の地域生活定着促進事業の補助基準額については、出口支援分として矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、令和2年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費を、入口支援分として高齢・障害被疑者等支援業務の基礎事業費を業務開始時期に応じて設定することとしている。また、地域ネットワーク強化のための取組を行う場合は、令和2年度に引き続き事業費に加算を設ける。

犯罪をした者等に対する支援は、そもそも、犯歴の有無を問わず、福祉的支援のニーズがあって真に支援を求める人に対しては、地域において福祉的支援が受けられる環境

を整備することが地域共生社会の実現の観点からも必要である。各都道府県においては、再犯防止推進法及び再犯防止推進計画の趣旨も踏まえつつ、更なる事業の推進・充実のための必要な事業費の確保についての特段の配慮をお願いする。新たに開始する高齢・障害被疑者等支援業務については、円滑かつ早期の業務開始のため、必要な地域生活定着支援センター職員の増配置や、地方検察庁、保護観察等の関係機関との協議等を令和3年4月以降速やかに行えるよう準備を進められたい。また、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査していただくとともに、居住支援協議会や、重層的支援体制整備事業等の既存の福祉的支援との一体的実施や関連他制度の活用による円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

なお、本事業については、委託を可能としているところであるが、入口支援を含め今後も一層着実な実施を図るためには、事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性を確保することや、支援に係る従事者を育成していくことが重要である。このため、委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮されたい。

(参考1) 令和3年度予算案の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（3／4相当）
 - ・補助基準額：基礎事業費（出口支援分及び入口支援分）、コーディネート業務及びフォローアップ業務の業務件数に応じた事業費、地域ネットワーク強化の業務に応じた加算

(参考2) 再犯防止推進法（抜粋）

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又

は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考3) 再犯防止推進計画（抜粋）

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

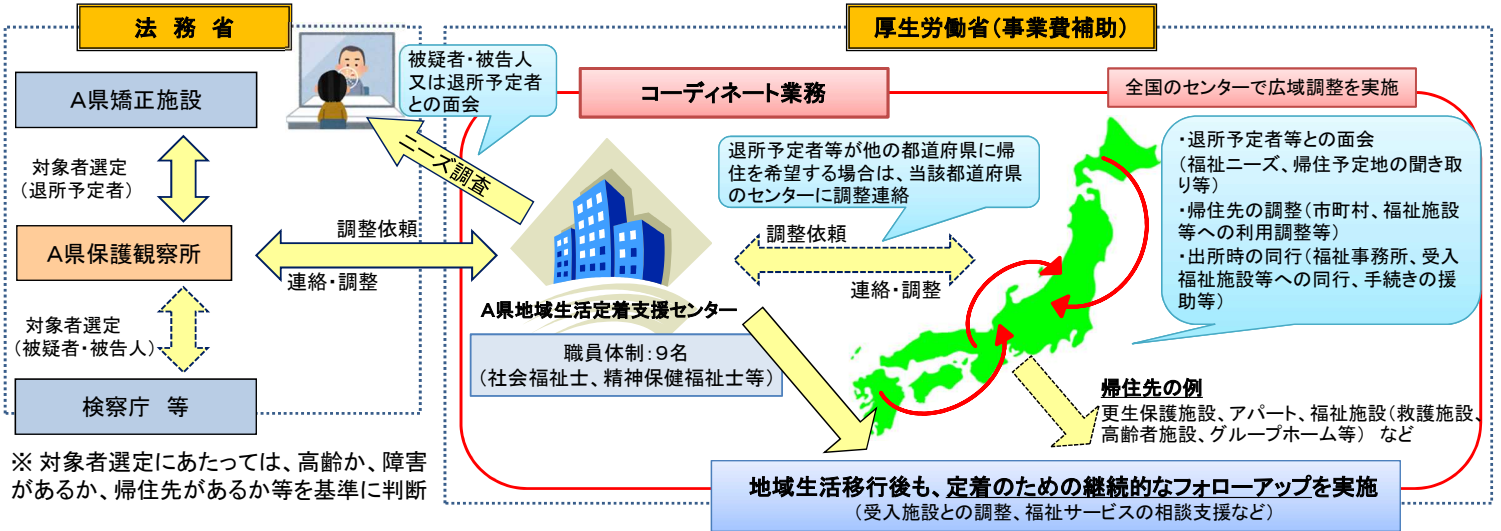
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域ネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。



高齢・障害被疑者等支援業務について

【要旨】

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

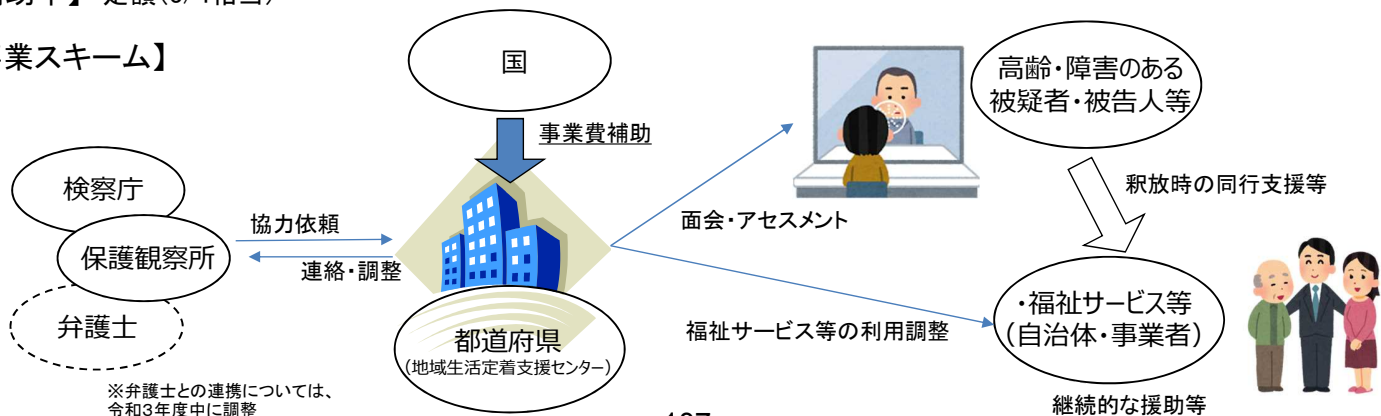
【事業内容】

- 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

【事業スキーム】



入口支援の背景等について

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

- 第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

- 第3章 1. (2) ③イ
法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目標に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

- 第1
（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。
- 第2 (3) ウ
（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。
- 第2 (3) オ
満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

- 第2章 5. (7) ②
（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

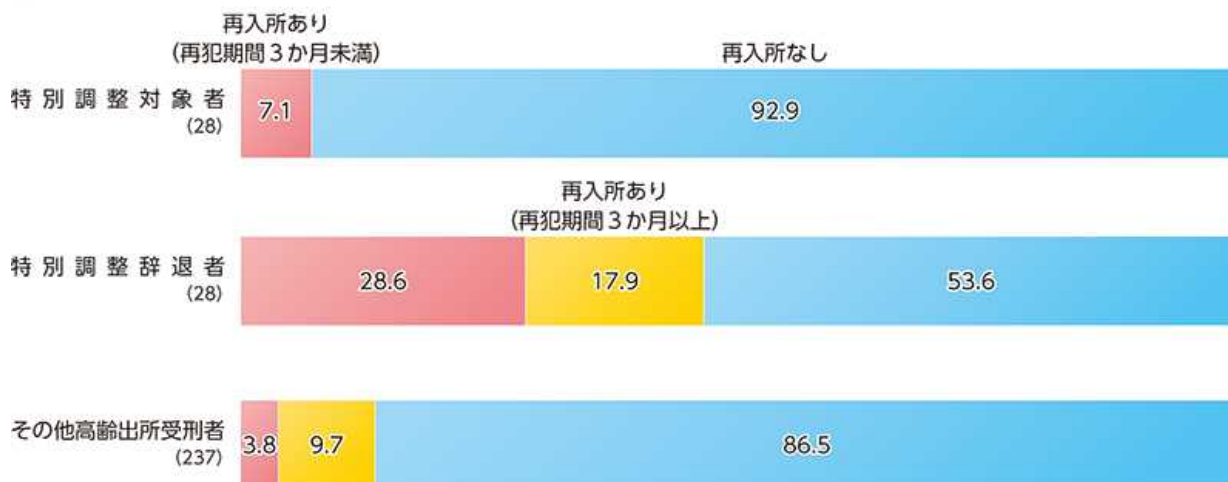
- 令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」
- 4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化
高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

参考） 高齢出所受刑者の再入状況（特別調整の有無別）

出典：平成30年版犯罪白書

法務総合研究所では、高齢受刑者に対する支援の状況や再犯の実態等について明らかにすることを目的に高齢出所受刑者の調査を実施した。

調査対象者は、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢出所受刑者である。これらの者につき、基本的属性や特別調整の状況等について刑事施設に対する調査を行うとともに、調査時点から27年5月末日までの間における、再犯による刑事施設への再入の有無及び再犯期間等について、刑事確定記録等に基づく調査を行った。）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、実人員である。

第 1 1 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉（支援）計画について

（1）計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成 31 年 4 月 1 日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は 78.3%である。市区部、町村部別にみると、市区は 91.9%であるのに対し、町村部では 66.4%に留まっており、約 1.4 倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は 95.7%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は 850 市町村であり、このうち当該事項を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では 54.6%にあたる 464 市町村、都道府県では 68.1%にあたる 32 都道府県である。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成 26 年 3 月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では 85.1%、市町村では 58.2%の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成 29 年に改正され、平成 30 年 4 月から施行されている社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体においては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、令和2年6月に改正され、令和3年4月から施行予定の社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉（支援）計画としては認められないものであるため、今後、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉（支援）計画策定状況等調査結果

（令和2年4月1日の状況については、現在調査中である。）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/c-fukushi/index.html

（2）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、引き続き必要な調査にご協力願いたい。

2 民生委員について

（1）新型コロナウイルス影響下での民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）は、新たな生活様式の下、日々、様々な工夫を凝らしながら、見守り、つながり続け、住民の立場に立った活動が行われている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止を優先し、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

(2) 民生委員に期待される役割について

「第1「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和元年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、本年4月より開始することとしている。

これらの施策は、訪問活動を通じた要支援者の把握、自立相談支援機関をはじめとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守り、地域行事への参加やサロン開催等の地域活動など民生委員が従来より行っている活動に共通するところが多い。また、地域の包括的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(3) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員等活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員法第10条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員への実費弁償費について講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないようご留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法

第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているのでご留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化

平成31年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は69.8%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは7.9%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和元年12月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

(ウ) 民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会や講習会を十分に実施することが難しい状況ではあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているので、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

< 新たな施策や社会的課題等の例 >

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月5日成立（令和2年法律第52号））
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日関係府省会議決定）

- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号、令和元年 10 月 1 日施行）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成 31 年 4 月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）※第 3 章平成 30 年度の自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成 24 年 6 月 1 日）
- ・民生委員への個人情報提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）
- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日付府政防第 1221 号・消防災 98 号）

（エ）その他

○ 民生委員協力員の設置等

広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

○ 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号）において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切な運用が図られるようお願いします。

○ 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知がされているので、ご承知置きいただきたい。

(オ) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、ダブルケアやいわゆる 8050 世帯など、一つの世帯において複合化・複雑化した課題を有するケースが顕在化する中で、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築が大きな課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入の減少により、生活に困窮される方等への支援が重要になっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」等が示されているが、社会福祉協議会が設置・運営に携わることが一般的となっている。一部自治体においては、市町村と社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところだが、各自治体においては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から、防災担当部署と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割

分担の取り決めなど環境整備に努められたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、令和2年8月に、内閣府政策統括官（防災担当）から以下の事務連絡（※）が発出されているので、ご了承ください。

（※）「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付内閣府政策統括官（防災担当）参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）（抜粋）

都道府県等又は事務の委任を受けた市町村がボランティア活動と都道府県・市町村の実施する救助の調整の事務を災害ボランティアセンター（市町村の社会福祉協議会等（以下「社協等」という。）が設置するもの）に委託して実施する場合、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第15条ト委託費に該当するものとして、災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

国庫負担の対象経費は、災害ボランティアセンターが、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な次の経費とする。

- ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）
- ・旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業

昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、以下の取組を推進する。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業を創設し、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。（補助率は1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福

社協議会)に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。(補助率は1/2)

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えていることから、特に都道府県においては、本事業の活用により、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

令和3年度予算案においても、引き続き、東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策として、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために必要な予算額を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努められたい。

また、被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているところだが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、令和2年12月7日に当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課の連名通知「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」を发出した。支援の実施に当たっては、当通知を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。また、新たに本事業を実施する予定となった場合には、補助金の協議を待つことなく、速やかに当局地域福祉課に相談されたい。

なお、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和2年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているが、令和3年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上している。事業実施者については、

改めて公募・選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

第 1 2 地方改善事業等について（地域福祉課）

1 地方改善事業の実施について

（1）隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組についてご留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないようにご配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるようご配慮願いたい。

（ア）隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続きご留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

（イ）職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

（2）隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年度より「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化

のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、ご了知いただきたい。

令和3年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和3年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的に検討いただきたい。また、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

2 アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）が交付され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による

相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和3年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体においては、アイヌ施策を巡る状況について御理解の上、関連事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

3 関係部局・機関との連携方策について

(1) 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月施行）及び令和2年の社会福祉法改正（「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を課市営する法律」による改正。令和3年4月施行）により、今後、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築がより推進されていくことになる。

市町村による包括的な支援体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、あらためてご了解願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了解願いたい。

(2) 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

4 人権課題に関する啓発等の推進について

(1) 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差

別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況、アイヌ政策推進本部における検討状況、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

(2) 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況等も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

5 他法における状況について

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(2) 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

(3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第13 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っている。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県においては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政という観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続の不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いします。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の担保が図られるよう、指導・助言をお願いする。

(2) 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

(3) その他

財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。

また、一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことを期待されている。

各都道府県におかれては、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。

なお、平成 29 年度及び 30 年度に、組合が行う様々な取組の中から、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例など、地域福祉の先駆的な取組についての事例集を取りまと

めているので、今後の取組の参考としていただくよう併せてお願いする。

- 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（厚生労働省ホームページ掲載）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyou/index.html

4 税制改正について

(1) 法人税に係る軽減税率の引下げ

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）において、生協を含む中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）については、特例の適用期限から2年延長されたところであるので、御了知願いたい。

- 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）抜粋
6 中小企業向け投資促進税制等
(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

令和4年度の税制改正の要望に際しては、協同組合における税制上の各種特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、必要に応じて各都道府県、生協へも調査等の御協力をお願いするので、予め御了知いただきたい。

(2) 貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）※1については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止されることとなった。なお、廃止にあたっては経過措置が設けられており、平成31年度より割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる※2こととされているので、御了知願いたい。

※1 ○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第57条の9 1～2（略）

3 法人税法第52条第1項第1号ロに掲げる法人の平成10年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第2項又は第6項の規定の適用については、同条第2項中「計算した金額（第6項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第57条の9第1項又は第2項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の100分の110に相当する金額（第6項）」とする。

※2 ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第6号）附則

第54条 旧租税特別措置法第57条の9第3項に規定する法人の平成35年3月31日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、

「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

5 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

(1) 会社法等の改正に伴う改正について

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）について、役員賠償責任保険契約から除くものを定めるなど所要の改正を行うことを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

(2) 組合に係る員外利用の拡充について

前述の通り、地域課題の解決に向けた取組において、組合の活動に期待が寄せられている状況に鑑み、生協における社会的役割のニーズへの対応を目的として、規則等の見直しを検討しているところである。詳細は追って連絡するので、ご承知おきいただきたい。

6 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第2号）

- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量 20/100) (規則第 11 条第 1 項ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用についてご留意願いたい。

7 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

(参考) 令和 3 年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議及び会計研修会を 5 月中旬に開催しているが、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の感染者の増加を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項に基づく全都道府県を対象とした緊急事態措置が適用され、中止としたところである。しかしながら、現時点でも感染者は増加傾向にあるため、令和 3 年度の開催の可否については、3 月下旬の感染状況を踏まえて連絡するので、御了知いただきたい。

(予算概要)

令和3年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

令和3年度 予算(案)額	2兆9,772億円
令和2年度 当初予算額	2兆9,759億円
差引	+13億円
	(対前年度比率+0.04%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
	○ 自殺総合対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進	
	○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援	
II	生活保護制度の適正な実施	6
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	8
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	11
	○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の実施【新規】 76億円

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

※ 予算額は、老健局、障害保健福祉部、社会・援護局(社会)、子ども家庭局においてそれぞれ計上した額を合算したものの。

(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等【一部新規】 40億円(39億円)

市町村による重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備支援、都道府県による市町村への後方支援、重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進【一部新規】

554億円(489億円)

休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給等を行う。

また、ひきこもり状態にある者など、社会的に孤立しやすく、自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者への支援を推進する。(就職氷河期世代活躍支援プランの実施に関するものを含む。)

<主な充実内容>

① 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

② 生活困窮者への住居確保給付金の支給

住居確保給付金の支給期間について、最長9か月であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度中に新規申請をして受給を開始した方について、最長12か月に延長できることとするなど、支援を強化する。

(次頁へ続く)

＜主な充実内容（続き）＞

③ ひきこもり支援及び地域社会に向けた情報発信の推進

地域社会に対してひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを推進する。

また、令和2年度に引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置やひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、ひきこもり状態にある者の居場所づくり等の支援を推進する。

（参考）令和2年度第三次補正予算（案）

○個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 4, 199億円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。

○生活困窮者自立支援の機能強化、ひきこもり支援の推進

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

また、ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

3. 自殺総合対策の推進

(1) 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進【一部新規】

28億円(26億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○自殺防止対策に係る相談支援の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが今後も懸念されることから、引き続き、自治体が発行する自殺防止に関する相談支援体制の拡充等への支援を行う。

(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 6.7億円(6.7億円)

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

4. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備 5.9億円(8.0億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを引き続き推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○中核機関等における相談支援体制の整備促進

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

○成年後見制度利用促進に係る現状調査

33百万円

中核機関等の体制整備を進める上での課題や支援ニーズを把握するため、各市町村における成年後見制度利用促進に係る取組状況を調査する。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円(82億円)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金1,942億円(1,972億円)の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金513億円(505億円)の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

5. 矯正施設退所者の地域生活定着支援【一部新規】

13億円(8.3億円)

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者に加え、高齢又は障害により支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、司法関係機関等と連携・協働しつつ相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆8, 218億円(2兆8, 219億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

(2) 保護施設事務費負担金 302億円(301億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進【一部新規】

161億円(160億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施

改正生活保護法に基づき、令和3年1月から施行される被保護者健康管理支援事業を円滑に実施するために必要な経費を確保する。

(3) 生活困窮者等への住まい確保・定着支援【新規】

生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。

(参考) 社会福祉施設等整備費(障害保健福祉部において一括計上)

従来 of 保護施設等に加え、日常生活支援住居施設の施設整備に要する費用を補助する。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のため一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大等による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの補助業務を行う非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

○生活保護業務のデジタル化の推進

4.8億円

生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、自治体の実施する試行事業の課題や効果の検証、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。

※社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部において一括計上）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じるため、無料低額宿泊所の個室化等に要する費用を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護事業所における多様な働き方の導入【新規】

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営の実践を行い、成果を全国展開する。

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 5.6億円（6.8億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

(4) 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、新たな返済免除付き貸付事業を創設し、更なる介護人材の確保・定着を促進する。

ア. 福祉系高校に通う学生に対する支援【新規】

福祉系高校に通い介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入を促進する。

イ. 他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入促進に対する支援【新規】

介護分野への就職を目指す他業種で働いていた者等に対する「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、幅広い人材の介護分野への参入を促進する。

※ 上記のほか、福祉分野の人材確保のため、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」及び「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における介護福祉士修学資金貸付事業を活用して実施。

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 69億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 福祉分野への参入促進のためのプッシュ型情報提供体制の強化 6.9億円
求人事業所の詳細情報や求職者にとって有益な情報を個々の状況に応じダイレクトに発信するプッシュ型情報提供体制を強化することにより、福祉分野における人材の確保を図る。

- (5) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.3億円(3.8億円)
指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

- (1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】 9.5億円(11億円)
新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。
- (2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援 4.3億円(4.3億円)
経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

- (1) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 4.1億円(12億円)
地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

265億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

51億円(54億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施する。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	17,744億円
〔福祉貸付	6,270億円〕
〔医療貸付	11,474億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

(参考) 令和2年度第三次補正予算(案)

○医療・福祉事業者への資金繰り支援

1,037億円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するとともに、審査体制の拡充等を行う。

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」125億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（13億円）

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 8億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 0億円（0.8億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援を行うため、新たに「災害福祉支援コーディネーター(仮称)」の配置を支援するなど、都道府県における「災害派遣福祉チーム(DWAT)」の組成・強化を支援する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進

2. 8億円（2.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。